

# 会 議 録 目 次

平成15年第7回海田町議会9月定例会（第2日目）

平成15年9月11日（木）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	.....	4
日程第2	第30号議案	工事請負契約の締結について（海田総合公園進入路整備工事）	..... 8 8
日程第3	第31号議案	工事請負契約の締結について（海田小学校給食室建設その他工事）	..... 9 1
	（延 会）	.....	9 7



16番 佐 中 十九昭  
18番 国 岡 光 明  
20番 河 野 道 昭

17番 中 岡 長 一  
19番 加 藤 公

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	加 藤 天
助 役	松 岡 修 士
収 入 役	正 木 洋
企 画 部 長	中 野 潔
総 務 部 長	上 條 正 弘
福 祉 保 建 部 長	富 田 征
建 設 部 長	池 乃 本 和 弘
参 事 (福 祉 保 健 担 当)	因 幡 忠 志
企 画 課 長	永 海 房 雄
広 域 行 政 推 進 課 長	木 原 晴 彦
財 政 課 長	内 田 和 彦
総 務 課 長	久 保 伸 一
地 域 振 興 課 長	植 野 敏 彦
税 務 課 長	畝 光 美
住 民 課 長	上 村 直 樹
福 祉 課 長	貝 原 陽 子
高 齢 福 祉 課 長	青 木 基 秀
保 健 セ ン タ ー 所 長	臼 井 真
監 理 課 長	因 幡 貞 男
建 設 課 長	児 玉 正 克
都 市 整 備 課 長	朝 倉 登 司 雄
海 田 市 駅 南 口 区 画 整 理 事 務 所 長	大 久 保 裕 通

教 育 長	李 木 義 夫
教 育 部 長	山 本 義 彦
学 校 教 育 課 長	河 原 毅
社 会 教 育 課 長	佐 々 木 正 子
上 下 水 道 部 長	木 原 正 博
庶 務 課 長	新 浜 憲 治
水 道 課 長	畠 山 隆

~~~~~○~~~~~

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純   |
| 主 査         | 濱 吉 計 守 |
| 主 査         | 中 下 義 博 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程 (第 2 号)

- 日程第 1 一 般 質 問
- 日程第 2 第30号議案 工事請負契約の締結について (海田総合公園進入路整備工事)
- 日程第 3 第31号議案 工事請負契約の締結について (海田小学校給食室建設その他工  
事)
- 日程第 4 第32号議案 安芸郡町村税等滞納整理組合の解散について
- 日程第 5 第33号議案 安芸郡町村税等滞納整理組合の解散に伴う事務の承継並びに決算  
の審査及び認定について
- 日程第 6 第34号議案 海田町部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 第35号議案 平成15年度海田町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 第36号議案 平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 第37号議案 平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第10 発議第 9 号 「防衛庁を防衛省に昇格させること」の早期実現を求める意見書  
(案)

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日はご苦労さんでございます。

昨日に引続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第1、昨日に引続き、一般質問を続行いたします。4番、桑原。

○4番（桑原）4番、桑原です。今日は、大きく分けて2問質問いたしますけれども、特に合併問題については昨日来いろいろお三方が質問なさいました。それとダブる点があるかと思っておりますけれども、確認を兼ねて質問させていただきたいので、よろしくお願い致します。

大きな1番、合併問題について。第1回法定合併協議会が開催された段階において、次の事項について町長の見解を問うものでございます。

（1）唐突の任期中合併宣言以降、町民との合意形成のないまま、今日まで行政主導により合併手続き等が進められてきたところであります。第1回法定協議会の開催により、海田町における合併に向けての議会と行政との非一体化が公の場で露呈する結果となりましたが、このことについて町長はどのように考えておられますか。

（2）市・町・行政間の協議の場での議題提案とは申せ、住民の日常生活に密接かつ重要課題であります水道料、出張所問題、財政等の諸懸案については町民の利益を最優先に考えるべき立場にある行政庁としての存在価値を著しく低下させたと思っております。このことについて、行政の長であります町長はどのように考えておられますか。

（3）広島市と海田町議会との各主張が大きく乖離している諸懸案を残り1回のみの法定合併協議会の場で一挙に解決できると見込んだ理由、背景を問うものでございます。

（4）この段階において、広島市は赤字累積のおそれが強まったため、2年後にも財政再建団体に転落しかねないという市財政の危機的局面を迎えております。同様に、財政危機を宣言し、新計画づくりに乗り出しました広島県ともあわせて、町長はこれをごどのように受けとめておられますか。

（5）合併の成否を問わず、こまでの合併手続き等の進め方や既合併市町村の先例評価と照らし合わせても、望ましくない合併、不透明な合併という形態事例として海田町

はレッテルを張られることは必定と考えられますが、町長の見解を問うものでございます。

大きな2番、海田市駅南口土地区画整理事業等についてでございます。

その(1)従前の合併建設計画ではJR立体交差事業及び側道関連事業並びに海田市駅南口土地区画整理事業が優先順位の1位から5位を占めていましたが、第1回法定協議会資料の議題27、別冊広島市・海田町合併建設計画(案)には優先順位が示されていないのはなぜですか。

(2)合併による上述の事業の主体事業主の変更引き継ぎはどのように行われることになるのでしょうか。

(3)海田市駅南口土地区画整理事業に係る第3回土地区画整理審議会の開催予定はどのようになっていますか。また、第1回の土地区画整理審議会の議事録が配付されないのはなぜですか。

(4)町は海田市駅南口土地区画整理事業用地の購入に当たって、更地の受け渡しを売買条件としています。売り渡し人の更地造成のためのビル等の取り壊しに伴います騒音、じんあい等の、周囲住民の健康や生活環境が損なわれることに配慮したまちの対応措置はいかがですか。

以上、大きく分けて2点ご質問申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長(河野)町長。

○町長(加藤)桑原議員ご質問にご答弁申し上げます。合併問題についてのご質問にまずお答えします。まず、1点目の、行政主導により合併手続き等が進められ、合併に関し、議会と行政の非一体化が露呈したとのご意見でございますが、合併に関していろいろとご意見をいただきながら、市・町のそれぞれの立場や状況を考慮し、法定協議会の協議の中で最終的に調ったと考えており、一部意見の違いはあったものの、行政と議会が一体化していないとは考えておりません。

次に、2点目の、町民の利益を最優先に考える立場にあり、行政庁としての存在価値を著しく低下させたことをどのように思うかのご質問でございますが、編入合併ということもあり、調整の方法としては、市に合わせるのが本来ではございますが、今回の合併の協議に当たっては、私どもが町民の利益を最優先に考えたことは言うまでもございません。調整方針に、意見・要望が取り入れられなかった部分は一部ございますが、町の意見・要望について理解を得ながら調整してまいったものでございますので、この

調整方針についてご理解をいただきたいと考えます。

次に、3点目の、法定協議会の協議スケジュールについてのご質問についてでございますが、これまで協議事項について合併問題調査特別委員会の中で、その都度、議員の皆様へ説明をし、意見を伺いながら協議を進め、任意協議会で協議事項について大筋で合意することができました。最後に懸案事項として残った事項として行政機関の設置と水道料金がありました。町議会の出張所等を設置すること及び水道料金の激変緩和措置をとることの決議を尊重し、市との再三交渉をした結果、区役所直轄の連絡所設置と水道料金の2年間の据え置きという調整方針を出すことができました。

次に、4点目のご質問についてでございますが、長引く景気の低迷により、税収等が落ち込み、厳しい財政状況にあるのは、広島県や広島市だけではなく、日本国じゅうすべての団体に共通した課題であると考えております。こうした中で、広島県においては中期財政運営方針を、広島市においては財政健全化計画を策定され、既存の施策全般にわたる見直しや歳出の大幅な削減・抑制など、抜本的な改革を行おうとされております。このことは、住民福祉の低下やまちづくりの停滞を招かないためにも不可欠な取り組みであろうと考えております。

次に、海田町の合併が望ましくない合併、不透明な合併ではないかのご質問についてでございますが、合併の事務の進め方につきましては、平成10年の合併検討資料の全戸配布、昨年5月の合併検討資料の全戸配布、学区単位で住民意見交換会の開催、7月のアンケートの実施、9月の合併に関する講演会の開催、今年1月、2月の24会場での住民説明会の開催、3月の任意協議会協議結果の冊子の全戸配布のほか、まちづくり懇話会の開催や広報による啓発、インターネットの活用など、町としてでき得る施策や情報公開は行ってきました。私といたしましては、決して住民無視で合併事務を進めてきたわけではございません。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業等についてのご質問にお答えします。まず1点目の合併建設計画に事業の優先順位が示されていないのはなぜかのご質問でございますが、合併建設計画は財政計画と整合性を図りながら、広島市の基準との整合性や事業の重要性等を考慮し、合併後10年間の海田地区のまちづくりに必要な事業として取りまとめたものでございますから、10年間で事業実施するというところでございます。その中で優先順位が高い継続事業につきましては、事業認可期間内の完了を目指して計画しております。

次に、2点目の、合併による区画整理事業等の主体事業主の変更、引き継ぎについてでございますが、区画整理事業につきましては現在、事業が円滑に引き継げるよう広島市と鋭意協議を行っており、合併後は先般の第3回合併協議会での説明どおり、広島市が事業計画に沿って着実に実施してくれるものと考えております。ご質問の事業主体の変更についてでございますが、合併に伴い、施行者が海田町から広島市になるほか、事業名称等についても変更になる予定でございます。なお、変更に伴う具体的な引き継ぎ方法につきましては現在、県を通じて国等の関係機関に照会をしているところでございます。また、連続立体交差事業及び関連街路事業の事業主体についても広島県から広島市に引き継がれる予定であり、引き継ぎ方法とあわせて、現在、調整をされております。

次に、3点目の第3回土地区画整理審議会の開催予定及び第1回土地区画整理審議会の議事録の配付についてでございますが、現在、土地利用意向調査を実施しており、調査票の回収に努めているところでございますが、回収率が70%弱程度であり、地権者全員の意向把握には至っていない状況にあります。そこで、秋ごろを目途にワークショップを開催し、その後、再度土地利用意向調査を実施し、より具体的な意向把握に努めてまいりたいと考えております。これらの調査結果をもとに暫定換地割り込みを行うとともに、これと並行して、地権者の意向等を反映した換地設計基準（案）や小宅地の取り扱い基準（案）を作成し、土地区画整理審議会に諮っていききたいと考えております。したがって、第3回の土地区画整理審議会は、次回の土地利用意向調査により地権者の意向把握ができた後に開催したいと考えております。次に、第1回土地区画整理審議会の議事録の配付についてでございますが、当時、署名中でいまだ完結していない議事録を審議会会長の許可を得ずに一部の委員に配付されたという残念な事実があったため、対策について関係機関と協議を行うとともに、議事録の開示方法や個人情報保護対策等について詳細な基準づくりを行っているところでございます。したがって、これらの基準を作成の上、次回の土地区画整理審議会に諮った後に議事録を配付したいと考えております。

次に、4点目の区画整理事業用地購入の際の建物解体工事に伴う町の対応措置についてでございますが、町が用地買収を行う場合、更地引き渡しは原則であり、建物の解体工事は被買収者が行うものであり、町は直接の当事者ではございません。とはいえ、区画整理事業用地の取得に係る工事であることや、建物の解体に当たっては周辺の住民の方々にご迷惑をおかけするようになることなどから、解体業者に対し、次のような指導

を行ったところでございます。具体的には、町に提出された特定建設作業実施届け出書に基づき、作業の開始及び終了の時刻を厳守すること、日曜日や祝日は作業を休むこと、騒音対策として、すき間がある場所については防音シートを二重にすることや、当初2台使用していた削岩機を1台とすること、粉じん対策として、コンクリート等の塊は現場で細かく砕かず、大きい塊のまま搬出すること、散水を頻繁に行うこと等の指導を行い、影響を最小限にするよう努めたところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）再質問をさせていただきます。再質問をする前に、お三方が昨日来いろいろ一般質問なされたこととも関連するんですけど、基本的に行政サイドのほうでおっしゃること、議員のほうから言っていることがかみ合わない点があったと思うんですよ。基本的な点でございますので、再質問をする前にちょっとお話を、私の考え方を述べさせていただきますと思います。それは、昨日、説明会がございました。西小学校の体育館でやられたので、私も行きました。その席上、ひな壇のほうが多かったわけですが、町民の方が質問なされたんです。それは、健康保険税が、広島市におれは勤めていたんですけども、海田へ来たら、何十万違ったと。これはどういうことかという話。下水道は、広島市は187円だったんですけども、海田町は460円じゃないかとかいうようなことでおっしゃったわけです。それで、それに対して行政サイドのほうの回答は、まず私としては、いや、そういうのは事実でございます、算式がどうなります、こうなりますと言う前に、努力はしているんだ、だけど、そういう結果になって申し訳ないぐらい言ったらどうかと思うんですよ、町民の方に。それが一言もなくて、その人は、こんなに違うのなら、広島市のようにしてくれ、だから、合併をしてくれという、合併推進論者みたいな話になったんです。それで、ひな壇の人はここを得たりといろんな説明をなさるわけですよ。それは、だけど、私は悲しいことだと思ったんです。その質問をする人は逃避したいばかりなんです。逃げたいばかりなんです。それはなぜでしょうかね。それは、情報の提供が、今までの情報の提供というのは本当の情報の提供じゃないんですよ。比較論ばかりやっているんです。だから、損していると思ったから、これじゃどうしようもないなということで逃げたんだと思うんですよ。これ、喜んでいいんでしょうかね。それは大きな問題だと私は思って、悲しかったです、本当のところ。全然町民に対して、努力はしているんだけど、何十万と多く払っているんですよ、済ませ

んぐらい言ったらどうかと思ったんです。そういうことで、町民のことを一切考えていないんじゃないかという気がしたということですね。

それと、情報の流し方が全く、分厚い資料を、決まったことを流すだけで、本当の意味の情報というのを流していないというように思ったんです。私は毎議会で言っていることなんですけれども、本当の情報というのは、海田町における人口構成とか、まちの財政とか、産業、企業、社会保障、生活環境等の過去の実績、資料を統計的に分析、推計をして、海田町独自の、合併があつてじゃ、そんなことは関係ないですよ。海田町の将来像を予測した基礎的なデータを配布して、それはどこでも先進合併市町村はやっているんですよ。それに基づいて町民の方が合併をするかどうかということ判断しないといけないんです。そういう資料を配っていないで、ただ比較資料ばかりつくって、いろいろ説明をやっている。決まったことなんですよ、それ。決まったことを説明して、全然判断資料にはなりません。だから、昨日のような質問が出て、対応がおかしくなっているんじゃないかと。それは私は悲しかったですよ。町民のことを全然考えていないんだなという気がしたんです。そして、盛り上がりがないということは、行政の責任ですよ、これは。来ないんですから。初め7人しか来ていないんです。町会議員のほうが多かったぐらいです。ひな壇のほうが多いんですよ。それでいて、町民のことを考えると、今、町長のいろいろ回答がございましたけれども、意見を聞いたとか何とかって。昨日のそれを見ただけでも明らかじゃないですか、町民の意向を考えていないということは。そういうことに気がついたんです。要するに、今のことは情報のことです。

それから、もう1点は、ある町民の方がいいことをおっしゃった。私も同感だったんですけれども、法定合併協議会の結果を、3回の結果、こうなりましたという、そういう説明会で結審をしているのに、皆さんに意見を聞いて云々というのはおかしいじゃないかと。それがもう済んで結審をしているのに、何ということをするんですかと怒って質問しましたね。それはおっしゃるとおりですよ。全くどうしようもなかったんですけどね。そうしたら、ひな壇のほうの行政サイドから、今まで町長もおっしゃっていますけど、意見を聞いてきたとおっしゃったんですよ。意見を聞いてきたというのは、私はどういう意味か、理解に苦しむんです。今でも理解に苦しみます。町長のご回答をいただいたことについて、それはおかしいと思うんですよ。それはいろいろ例証しますよ。いっぱいあります。まだ気がついたことでも。当初、町長は、町民の意向を尊重し、それを合併の決断の判断材料にするとおっしゃったんです。それがだんだん今度は、任意

協議会に反映させます。最後は、参考にするで終わったでしょう。こんなことはこの前の議会で言ったことですから、言いたくないんですけど、参考にすると言ったんですよ。参考にするというのはどういうことですかね。町民の意見を反映しているとは言えないでしょう。それがまず第1点。

それから、いろいろ説明会で聞いたとか、それと、インターネットで聞いたとか、自治会で自治会長が兼ねて聞いたとか、そんなことをおっしゃるわけですよ。そんなことをおっしゃっても、二、三%の人ですよ、それ。昨日は7人しか来ていなかったんです、初め。そんなのの意見をまとめて、あたかも海田町全体の意見のように、とてもじゃない、論外ですよ、そんなこと。よその先例の市町村の町長をご覧くださいよ。何百回となく、何年も前からひざを突き合わせてやっているんですよ。結局、あれじゃないですか、研修に行かせてもらいましたよね、10カ町村ぐらい。みんなそうですよ。町長は全然顔が見えないんですよ、海田町の場合。全く説明会だけじゃないですか、顔を出されたのは。それを称して民意を反映したとおっしゃいますか。

それから、もう1つは、任意協議会とか法定協議会、そういうことについて任意協議会で大筋で合意に達しているとか何とか。その任意協議会の議題そのものが民意を反映したものじゃないんですよ。行政サイドでつくったものじゃないですか。それはおかしいでしょう。行政サイドに反映していないじゃないですか。行政サイドでつくって、民意なんか全然反映していないですよ。建設計画だって皆行政サイドでつくって決めたんじゃないですか。これで、民意を反映して意見を聞いたとか何とか言えますか。後から取ってつけたようなことばかりですよ。それは昨日のお三方の質問に対してもみんなそうですよ。あたかも、意見を聞いて、先例の市町村と同じような気持ちになって、錯覚しているんですよ。私はそう思います。そういうことを昨日のそれから感じて、今の町長のご回答は納得がいかないんですよ、全く。通り一遍のことを昨日から、確認する意味でもう1度ご回答願ったんですが、同じようなことをやっぱり機械的におっしゃっているだけで、心底そう思っておられないです。やってもおられないんです。何百回と、何年も前からひざを突き合わせてやりましたか。それが本当の住民の意思を尊重して反映させたと言えるんじゃないですか。市といろいろな協議をする、建設計画書なんかをいろいろ合議する、検討する場には、下から積み上がった民意を反映したものができ上がっているから簡単にみんないったんですよ、どこの市町村も。それが全く海田町にはないのに、3回ぐらいで合併協のこれを終わらせるというのは許せないと思うんですよ、

私は。昨日のご質問なされた方たちもどうしようもないんですね、そういうところがはっきりしていないから。

それで、再質問にいたします。そういうことを、私の考えを披露して進めたいと思います。一問一答でいきます。大きな1番の、法定合併協議会において議会と行政との非一体化が公の場で露呈したということの回答を今いただいたんですけれども、結局、合併にかかる準備も施策も全くないまま、町長のご都合主義というんですか、唐突な任期中の合併宣言からスタートしたわけですよ。私はそう思っています。合併問題は今のところ、もう3回も法定協議会が済みまして、調印と町議会の議決を残すだけになっていますね、当然。この段階で、昨日来の質問・回答のやりとりを見て、その問題点をいろいろ考えますのに、この合併は町長の財政上の有利、それだけですよ。そういう独善的というんですか、そういう判断と理由だけで、全く広島市の案に向けて、ただ合併あるのみということで突っ走ったということのほか何物でもない。これはだれの目で見てもそのように考えられると思うんですよ。幾ら意見を聞いたとか何とか言っただって、だれが見ても、法定協議会は、私は3回とも傍聴しても、全然行政委員の人は一言も言わないじゃないですか。全くそういうのは異常ですよ。そういうことから、はなから情報とか民意反映の欠如とか、今申し上げたようなことで議会の軽視、これは軽視というより無視でしょう。というのは、合併問題の特別委員会で要請なり、議会での決議を、結果的に見て、取り上げられなかったんですからね、何だかんだ言われても。努力したんだけど何とかと言っても、結局取り上げられなかったんですよ、何だかんだ言っただって。それを、努力したんだからしようがないじゃないかというようなことで当たり前みたいに考えられたら困ると言うんですよ。議会を無視して、民意を無視しているんですよ。議会と行政の非一体化だということは、私は前にも述べて、そういうことが起こること、露呈することを心配していると言ったことがあると思うんですけど、そういうようになって当然の帰結だと思います。当然のことだと思うんですよ。町長はこれらのことを踏まえて、議会が何を言おうと、何が何でも合併ということで、合併協に持ち込めば、町長のおっしゃる議会民主主義というんですか、それでどうにかなるんじゃないかという安易な考え方があったんじゃないでしょうか。事実、法定協は3回で終了いたしました。町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）まず、法定協が3回ということでございますけれども、議会からもいろいろ

ろとやはり3回というのは早過ぎると。回数を増やしてもいいんじゃないかというよう  
なご意見も当然ございましたし、我々もやはりそのことについて、現在、3回を終えて  
おりますけれども、まだもう1回は残っておるわけでございます。3回ということにつ  
いては、議会のご意思もございまして、我々もやはり回数を増やすということで、まだ  
あと調印式が残っております。それから、最終的には広島市議会、あるいは町議会の議  
決が必要であると、こういうことで初めて成立するわけでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）再々質問しますから、まず（1）はそういうことで一応お聞きします。隣  
の人に聞かないでも、そのぐらいのことはちゃんと答えてくださいよ。もうこういう事  
態になっているんですよ。次にまだ残っているということを知って、愕然としますね、  
本当。大丈夫ですか、本当に。

じゃ、（2）に行きます。行政庁としての存在価値は今回の法定協で著しく低下した  
と私は思っているんですよ。それで、6月議会でも申し述べたんですけど、要請3項目  
の決議、それで各議員からのこれに対する意見、考え方があったわけですよ。5年にし  
たらどうかとか、ずっと次の値上げまで置いておいて段階的に下げたらどうかとか、そ  
ういう意見もあったわけです。それにもかかわらず、そういう機会もあったし、時間も  
あったにもかかわらず、広島市と海田町、合併協議会資料を作成する前に議会や委員会  
にその説明や確認をなぜ行わなかったんですか。資料をつくっておいて、もう間に合い  
ませんと言うて、あした、あれですからと言うて、そんなむちゃなこと、議会軽視とい  
うのか、全く議会を何とっておるかと言いたいですよ。なぜ、それを議員に対し  
て確認をして、こういうことになったんだということの説明をどうしてなさらなかった  
の。このような、28、29の開催の合併問題調査特別委員会での配付資料作成前にそうい  
うことをやらないというような、こんな重要な案件は説明・確認を行うのが常識じゃな  
いんですか。そういうこともやらないのはなぜでしたか。町長、お考えを。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）今、議会の出張所、水道、それから温水プールの議会の決議という話だろ  
うと思います。これにつきましては、我々としても決議を重く受けとめまして、時間的  
なことを申しますと、6月19日に市長、助役に面談いたしまして、議会の決議書を思考  
して、議会の議決を重く受けとめていただきたいということでお願いしたところでござ  
います。最終的には7月25日に広島市から回答がございました。これにつきましては、

我々は、議会の決議をやはり広島市も重く受けとめていただいて、出張所に関しては安芸区役所の連絡所、それから、水道料金については2年間の措置、温水プールについては残念ながら実現できないということになりましたけれども、やはり議会の決議書を重く受けとめていただいて、7月25日に回答を得て、ちょうど25日が確か金曜日だったと思います。したがって、土曜日、日曜日で、7月28日に調整方針案を出させていただいたということでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）そんなことを聞いているんじゃない。なぜ説明しなかったのかというのを聞いているんですよ。何を言っているんですか。そんなことは昨日の質問で答えておられないじゃないですか。なぜ説明をしなかったのかというのを聞いているんですよ。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）したがって、我々、最終的な広島市の回答をいただいたのが7月25日であって、それに基づいて28日にご説明したということでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）まあ、しょうがないけど、そうしたら、そのときに、日にちがあれだから、もうだめですと言ったでしょう。おかしいじゃないかと言ったら、資料をつくって。だから聞いているんですよ、今。そうやって言ったじゃないですか。

（「あんたらが勝手に広島市と話し合いして、勝手に決めたことじゃろうが。何を言うか」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）懸案事項については、先ほど申しましたように、町長、助役が再三にわたって広島市のほうに申し入れられました。そのことに対して広島市としての方針を示されたということになっております。それについて、要は、5年という水道料金の据え置きではありませんでしたけれども、広島市は法定協議会に臨むに当たって広島市の方針として広島市の考えを示したということをご説明しておるわけです。それに対して、法定協議会において海田町の議員さんから、2年じゃなしに、広島市が2年だと言っているけど、5年にしてもらえんかというふうな協議がなされてきたということでございます。

○議長（河野）発言中の私語を謹んでください。桑原君。

○4番（桑原）全然回答になっていないんですよ。結局、自分らが決めたことをやったん

だけどもだめだったとか、そういう言い訳みたいなことばかりなんです。なぜ、25日にわかったら、すぐ招集してでも説明すりゃいいじゃないですか。もう資料をつくった後、どうしようもないですと言ったでしょう、あのとき。もう間に合いませんと言ったじゃないですか。それがけしからんというんです。議会や議員をどう考えているんですか、本当。それでもまだ同じことを助役も部長も言いよるじゃない。同じようなことばかり。私が聞いているのは、なぜ確認をしなかったんですか、それは常識じゃないですかというのを言っているんです。後のことを言っているんじゃないですよ。市とどうやって、だめだったからとか、努力したんだとか、そんなことは言い訳にならないですよ。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）今のお話を聞いていますと、どうして議会のほうの意見を踏まえて5年にできんかったかということだろうと思いますけど、要は、合併したときに広島市の対応として広島市は2年間据え置くというふうな最終的な結論が出たわけでありまして、当然、広島市のほうも、本町の議会で5年間据え置いてくれとかいうふうなことにつきまましては事前に、そういう意見があるということを広島市にこちらも伝えていきますので、そういうものを踏まえた結果、最終的に広島市は2年だと。先般も、2年間に書いてあるじゃないかと。海田町から言ってきたじゃないかというお話は、昨日の中でも助役のほうで説明したと思うんですが、当初はもう広島市の料金体系でいくというふうな協議でした。それが、そういうことじゃなしに、やはり海田町の施設を使う間であるとかいうことと、それから、合併したときの激変緩和をしていただきたいということで、任意協議会では調わなかったんです。最終的に、広島市は1年ならどうにかしましようという協議をしました。町のほうとしても、1年ではなく、もっと複数年どうにかしていただけないものだろうかということで、最終的に2年になったということで、崎本議員さんが先般の質問でも言われましたけど、海田町が2年と言ったのは、もう初めから5年を無視して2年と言ったわけじゃなくて、広島市が最終的に法定協議会に入る前の方針が1年だということと言ったので、少なくとも、それじゃ、もう少し増やしてくれということで、2年と言ったのが、そこに書いてある背景だというふうに考えております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）何ていうのか、広島市と海田町のことばかり言っているんですよ。じゃ、具体的に言いますよ。そのやりとりをなぜ議員とか議会に言わなかったのかというのを

言っているんです。これがこうだから、2年と初めから言ったんじゃないですよ、5年と言ったんだけど、2年になったんですよと。そんなことはあなた方だけが知っていることじゃないか。我々は知りませんが、そんなことを。それをなぜ言わなかったのかと言っているんですよ。25日にはっきりしたんだというなら、25日にすぐ、こういうことになったと言えればいいじゃないですか。まあ、いや、時間があれだから、もうまた再々質問します。

その次、(3)です。法定合併協議会の回数ですね。結局、海田町議会での合併調査特別委員会で、8月12日開催の同委員会で、3回程度とされている広島市の法定合併協議会の開催回数を市側に制限のないよう求めたわけですよ。全会一致でそれを求めたわけ。すなわち、広島市の財政状況等もあり、3回程度の法定協議会では十分な論議ができないだろうということで、そういう趣旨で全員一致で申し込んだわけですよ。これに対して町長は、事業は当然できると考えると。新たな問題が出なければ、8月26日の法定協で27議題の合意を得たいと。これは、その翌日の8月13日の中国新聞の朝刊に出ましたよ。このことを言っているんですよ。法定協は3回で終えたいの考えを強調しておられました。12日に全会一致で延ばしてくれと言うのに、反対のことを言って、全くどういうことなのかなと疑ったんですよ、これ。合併問題調査特別委員会の19名が法定協議会の開催回数を制限がないように、こういうのを全会一致で決めたやさきに、逆なでするように、このような発言がなされた理由と伺いますか、その背景をお聞かせ願いたいと思うんですよ。あまりにも議会を軽視し過ぎているんじゃないでしょうかね。ずっとこれに関しては今までの町長の町政の姿勢を如実にあらわしたものじゃないでしょうかね、こういうことは。私は、とてもじゃないけど、民意を反映しないと思っているんですよ。それを町長は、民意を反映している、意見を聞いているとおっしゃる。それと同じように、議会が全会一致で3回に制限しないでやってくれと言っているのに、いや、3回で終えたい。どういうことですか。行政と議会は一致していないと今、回答はおっしゃったけれども、まさに一致していないじゃないですか、これ。一致していないじゃないですか。自分のほうからそうおっしゃったんだから。その辺、どうですか。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）法定協議会につきましては……。

（「町長にやってくださいよ。町長が話さないかんでしょ」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）暫時休憩。発言中はほかの人が発言しないでください。

○助役（松岡）任意協議会で合意に至らなかった出張所、あるいは水道問題、学校の予算の問題、それから、新たにまた出てくるであろう問題等について議論する場であろうと  
いうように考えております。したがって、26日で第2回の議論を終了するというよ  
うに見込んでおりましたので、要は3回程度で法定協を終了させたいということで町長  
がお答えしたものでございます。したがって、法定協におきましては実際には現在まで  
3回やっております。一応目標は2回でございましたけれども、最終的には26日、29日  
と、3回やっております。これにつきましては、十分議論していただきましたけれども、  
その議論が出尽くしたということで、会長もほかに意見はないかというように聞かれ、  
それがないために、これ以上は考えの相違による議論しかないという判断をされて、採  
決をとる裁決をされたんだらうというように理解しております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）今聞いていることと3回目のことを言っているのと全然違うでしょう、回  
答が。ごまかさないでくださいよ。なぜ、新聞記事に載ったことと全員一致で決めたこ  
と、町長としては、行政サイドとしては議会軽視じゃないかと言っているんですよ。そ  
れを、3回でするんじゃから何だかんだって、すりかえないでくださいよ、問題を。助  
役さんはそれが得意なのか知りませんが、問題をすりかえないで、核心を私の質  
問に答えてください。町長じゃないと答えられないでしょう。だって、全員一致で、3  
回と言わずにやってくれと言っているのに、その日に、新聞は13日ですが、その日に、  
いや、もう26日で終わらせたいですみたいなことをおっしゃるんでしょう。それはあま  
りにも行政の長として議会を軽視し過ぎていないかということをおっしゃるんです。  
それはなぜでしょうかねと言っているんですよ。

（「議長、ちょっと議事進行上」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）はい。

○10番（崎本）肝心なことの質問を町長に浴びせて聞いておるんですよ。それを、それ  
は町長が最終的な権限はあると言われましても、大事な決断のことを町長はどう思っ  
ておるかと言うて聞いておるんですよ。町長が答弁してもらわにゃね。それが当然のこと  
じゃないんですか。議事進行上、お願いします。

○議長（河野）了解。今の再々質問、答弁、町長。

○町長（加藤）新聞報道につきまして、町長が法定協議会の開催を当初3回程度というふ  
うに言っておると。確かにそのときには3回程度、任意協も既に大筋合意もいたしてお

りましたし、また、協議の調わない案件も二、三ありましたので、大体3回程度で法定協も終わるのではなかろうかと、こういうふうを考えておったわけなので、そのことを申し上げたわけなので、決して町議会の決定を無視し、軽視したわけではございませんので、その点、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）余りこの時間、まだたくさんあるならあれですけど、どうもね、法定協を3回で終えたいとの考えを強調されたと書いてあるんですよ。そういう意味じゃないよと言われても、そうおっしゃっているんですよ。それと、その新聞記事では、町長と同様な意向が広島市のほうの広域行政推進課と書いてあったんですが、そのほうでも既定方針として市・町了承で合意形成がなされていたんじゃないですかという、そういうような気がするんですよ。同じようなことを言っているんですよ、広島市も。それで、3回程度で終えたいと町長がおっしゃった。事実、今おっしゃったように、1日、26日、29日、3回で終わっているんです。申し合わせたんじゃないですかと、そう思われてもしょうがないでしょう。町民の人は皆そういうように思っていますよ。なれ合いでいっているんじゃないのかというて。その辺を今聞いているんです。いや、そういう意味じゃないよと言うても、それじゃ、新聞記事がおかしいということ。でも、みんな知っていますよ。そんなこと、わしはそうじゃないと言われてもしょうがないんです。私も記者会見の経験がありますが、どう言っただって、もうだめなんですよ、それは。出ちゃったら、もうどうしようもないですから。まあいいです。

じゃ、次に行きます。（4）広島市の市財政の問題です。広島市は2年後にも財政再建団体に転落しかねない、そういう危機的な局面を迎えております。そういうことが中期財政収支見通し、これは平成16年から19年なんですけれども、それを公表されたのが8月1日なんですよ。くしくも第1回法定合併協議会の当日だったわけです。そこで、申すまでもないことなんですけれども、合併に当たって、市・町双方とも財政見通しについては最重要課題の1つだと思っただけです。そういうことから、8月1日の公表以前に、市・町行政間で協議なり報告といいますか、説明とか話し合いが行われていたんじゃないかと私は、それはだれでも、私ばかりじゃない、だれでもそう思うわけですよ。8月1日までお互いに黙っていたわけじゃないでしょう。それで、いつごろだれからどの程度のことが海田町に報告なり説明が行われたんでしょうか。それで、もし行われているとしたら、7月28、29、合併問題調査特別委員会までの議会委員会等を通じて、議

員等にその内容なり報告なり説明が行われなかったんですけど、それはなぜでしょうかね。説明がなかったとは言えないんです。それで、あったとしても、どうして28、29に行われた委員会で説明をしていただけなかったんでしょうかね。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）8月1日発表の広島市の今回の新聞記事につきましては、私ども、広島市からそういう、財政再建団体に落ちるといような記事の内容等については事前には協議なり話し合いはございませんでした。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）いつごろ、だから、だれからどの程度の内容を聞かされたんでしょうかというのを言っているんです。再建団体に落ちるといようなことの話がなかったといふんじゃないで、じゃ、どの程度のことを話をなされたんですかといふんです。これは重要なことでしょう。皆びっくりしているわけですから。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）今回の新聞発表につきましては、私どもも8月1日に初めてその記事を見たという状況でございますので、事前にそういうような状況、また新聞発表等がされたことについての情報は得ておりませんでした。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）全く考えられないですね、そんな重要事項が来ていませんといふのは。本当にそれで何もおっしゃらないんですか。8月1日に出てきて、何で黙っていたのかといふこともおっしゃらないわけ、町としては。まあ、いいです。それじゃ、町として…。まあ、しょうがない。

5番目に入ります。5番目で、合併評価のことについて申し上げるわけですがけれども、町長には、以前から申し上げますように、中央大学の佐々木教授の論文を読んでもいただきましたでしょうかね。去年の6月6日の日経、経済教室の1面全体にわたってやっているんです。この佐々木さんというのは、この前、6月17日に開催された広島市町村議会議長会主催の議員研修会に来られた人なんです。その講師で来られた人が言っているわけですよ、不透明な合併とか望ましくない合併のことを。それは読んでいただけましたかといふのは去年から言っていることです。それは、合併推進町長として、どういう意見があるのかといふことぐらいご存じのはずですから、読んでもらったと思います。もう時間がないので、あれですけど、もう1度読ませてもらいますと、そ

この部分だけ。不透明な合併とは私はこう思っているというのは、情報提供が形だけで、住民参加もなく、町長や議員らごく少数の有力者で合併が決められていくような場合であると。当初から合併ありきで進むパターンが多く、地域像をめぐるオープンな議論もないと書いてあるんです。まさにそうでしょう。議会主導ですべて押し切ろうとする。議会民主主義と町長がおっしゃっているやり方ですよ。これを読んでいただいたですか、本当。そのことを言っているんですよ。それでも、町民の意見を聞いた、反映させたとはい切れますかというんです。その辺、どうですか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）お尋ねのように、望ましくない合併、また不透明な合併と、こういうようなお話もあって、そのことについてのご質問でございますけれども、これはやはり各自自治体ともそれぞれの事情、状況がございます。そういう中で、やはりこれは住民の方に情報提供する、こういうことについては、これはまあ当然でございますし、我々は我々で今日までやってきたつもりでございますけれども、不足だと言われれば、そうしか言いようもないんですけれども、我々で見れば、長い期間をかけていろんな手法をとりながら、住民に情報を流していったわけでございますし、必ずしも合併そのものが不透明で望ましくないとかいうことではないと、私はそういうふうと考えておるわけでございます。財政状況、その地域の状況、いろんなものをかみ合わせて、一番そのまちが将来、住民の幸せが得られるのか、そういうことが一番やはり基本になると、こういうふうに思いますし、そのことで判断をするべきだと、こういうふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）もう時間がないので、あれですけれども、個々の自治体の都合とか環境にもよるとおっしゃる。確かにそうですよ。そうですけど、学術的な、客観的な立場に立つ学者先生が、こういうちゃんとした評価の点をご覧になったらわかるでしょう。望ましくない合併とか、いろんな評価のやり方まで書いてあるんですよ。読んでおられないみたいですね。それを、自分のところは、海田町はそれに合わないみたいなことをおっしゃるんですけど、今、私が読み上げたことはまさにそうじゃないですか。海田町そのものじゃないんですか。だから、言っているんです。それで、今まで町長が進めてこられた合併手続き等の進め方、町行政の姿勢のあり方、結果的に町民の人、議会がこれを認めたような格好になっちゃった場合、これを許したといいますか、これ、後世に町民

や議会の汚名を着せられることになるんじゃないか。こんな町のやり方を町民も議会も許したのかというようなことにならないか、私はそれを心配するわけです。町長、それについてどう思われますか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）町が将来、やはりこの合併ということにおいて失敗ではなかったか、あるいは後悔がないだろうかとか、こういうことのご質問のように思いますけれども、私はそうではないと。やはりこういうふうな現在の国・県の状況、また、こういう権限移譲の問題、行革の問題、大きな問題が山積した中で海田町の将来を考えたときに、やはりこの時期に合併をすることが町民の皆さん方の幸せにつながるし、また、一日も早くいろんな福祉の恩恵をこうむることもできる、こういうふうに判断をいたしておるわけでございまして、桑原議員さんがおっしゃるような心配は私はいたしておりません。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）時間がありませんけど、町長は今の20年近くも町政を預かってこられた。だけど、私はこう思う、こう思ったんだからやっとなら、そういうのは時代おくれですよ、もう。町民のための町政ですからね。行政サイドだけがわしはこう思うんだというのは大きな間違いでしょう。そのために民意を反映させ、意見を聞き、それを結集して皆やっているんですからね。先例の市町村は皆やっているんですよ。海田町だけですよ、こんな特殊な事情で、こんな格好でどんどんやっているのは。合併合併と、合併ありきから始まっていると今、佐々木教授が言っているのはまさにそうじゃないですか。だから、民意を反映しているとか、意見を聞いた、情報はちゃんと町民の皆さんが自主的に判断できるような情報を流したというようなことは絶対に言わないでください。私はそう思います。そのことが言える町政じゃないじゃないですか、今までやってこられたことは。やってきたとおっしゃるのはおかしいでしょう。今の私とのやりとりではっきりした回答が得られないでしょう。私は満足していませんよ、今の回答。町長、最後に、どうですか。民意を反映したと思われますか。情報を流したと思われますか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）民意の反映をしたと思っておるか、ということでございますけれども、我々としては、この合併問題についてはやはり任意協と法定協以前から、この合併に関する広島市とのいろんな行政比較等も配布していっておりますし、また、アンケート、あるいはインターネット、いろんなことの手法を使いながら、皆様にできるだけ周知い

ただき、ご理解をいただくための努力はいたしてきたつもりでありますし、それが議員のおっしゃるように、伝わっていないと言われればそれまでですが、我々とすれば精いっぱいやはり周知をするための努力はしてまいったつもりであります。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）おっしゃっていることがずっと同じなんですよね。それは行政の独善的な考え方だということなんですよ。民意を反映させ、ちゃんと、何回も言うようですが、町民が自主的に合併についての判断ができるような情報を流さないでやるというのがおかしいんですよ。

○議長（河野）暫時休憩をします。再開は10時30分。

~~~~~○~~~~~

午前10時16分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。17番、中岡君。

○17番（中岡）2点質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。まず1点目は、個人情報を守られているのかという問題であります。ご承知のように、住民基本台帳ネットワーク、いわゆる住基ネットがいよいよ8月から接続をされ、本格的に始動ということになりましたが、本当に個人情報が守られるのか、不安であります。既に新聞やテレビで報道されているように、長野県は独自の方法を考えているようであります。総務省は安全は確保できたと言っておりますけれども、最近のテレビ報道を見ておりますと、ハッカーの侵入やウイルスの防止策は一応としてはいるけれども、完璧ではないと。これは政府側の専門家が言っておるわけでありまして。長野県が主催をしたシンポジウムでは、総務省の安全であるとの発言に対して長野県側の専門家が、安全であるかどうか、目の前で見せてもよいとの発言に、総務省側はそれでも絶対安全との反論ができなかったようであります。そこで、お尋ねをいたしますが、海田町では何枚ぐらいカードを用意して、何枚ぐらいの希望者がいたのか、また、先に申し上げましたように、全国的にもいろいろトラブルを起こしているようでありますけれども、海田町は本当に大丈夫なのか、事故が発生したときの処置はどうなるのか、いろいろ報道されていることに対して住民から不安の声が届いているのではないかと、万一のときはだれが責任をとるのか、

だれの責任になるのか、明らかにされたいと思います。

2点目は、あいさつ運動実施中という問題であります。青少年の非行化防止の原点である、海田町挙げてのあいさつ運動実施中であります。要所要所にのぼりを立てて、あいさつ運動をPRしております。間もなく各小学校区にあいさつ運動の入選標語を書いた塔が建つことと思います。社会教育課としてはかなり力を入れておるようでありましてけれども、いま一つ、地域に入ってみると、あいさつ運動が地についていないというか、笛を吹いても、踊っている人が少ないのではないかと思います。そんな中で、唯一躍っているのが南幸町自治会であり、また南幸町の子ども会ではないかと思えます。青少年部の役員と子ども会の役員があいさつ運動を地についたものにしようという企画立案をされ、自治会の役員会で具体的に検討をして、南幸町をあいさつ運動推進のまちと位置づけをして、小学生を対象にしてあいさつ運動の標語を募集して、どれを入選ということではなく、作品全部をA4の大きさの紙に、本人がつくった標語を本人が書いて、目立ったところへぶら下げてPRをしております。小学生が現在140名ぐらいおりますけれども、そのうち98名が標語をつくってくれました。中には標語になっていないものもありますけれども、あいさつ運動に参加をしているという気持ちはよくあらわれております。一度南幸町を歩いてみてください。そのおかげだと思えますけれども、子どものあいさつの声が大きくなったように思います。南幸町自治会ではあいさつ運動推進のまちの看板を子ども会との連名で10枚つくって、南幸町の角々に取付けてPRをしております。あいさつ運動は終わりのない運動であり、南幸町自治会と子ども会の取り組みがこれで終わりというわけではありません。少しでも地域に根づいたものになればと願っております。そこで、提案があります。このあいさつ運動を少しでも地域に根づかせようとする自治会や子ども会、老人クラブなど、各種団体の取り組みや事業に対して補助金を出す考えはありませんか。あいさつ運動に対する補助金制度の導入を提案いたしますが、町長の考えを問うものであります。よろしく申し上げます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）中岡議員ご質問にお答えいたします。まず、個人情報についてのご質問でございますけれども、まず1点目の、住民基本台帳カードを何枚ぐらい用意して、何枚ぐらいの希望者がいたかのご質問でございますが、15年度当初予算で住民基本台帳カードを500枚計上しております。また、希望者へのカードの交付は、本町が委託による方法を選択したことで、即日交付となりませんが、申請された方は8月末現在で16名とな

っております。

2点目の本町の住基ネットは大丈夫かのご質問でございますが、住基ネットは技術面、制度面及び運用面での安全対策を行っており、本町においても国の技術的な支援のもと、住基ネットの構築を行うとともに、町独自の運用管理規程の制定などを行ってまいりました。住基ネットの接続は平成14年8月5日から行っており、接続から1年余り経過いたしました。本町ではトラブルの発生はございませんでした。ちなみに、7月に、総務大臣の諮問機関である住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会委員の大山東京工業大学教授が本町に視察にお見えになり、住民基本台帳ネットワークシステムとインターネットを物理的に切り離していること、機器の設置場所に配慮していることなど、本町の安全対策についてお褒めをいただいたところでございます。

次に、3点目の、事故が発生したときの処置についてでございますが、平成14年の9月議会でも申しましたとおり、緊急対応計画に基づき対処いたしますが、重大な事故が発生した場合はシステムを停止して対応し、業務の継続より安全確保を最優先に考えております。

次に、4点目の、いろいろ報道されていることに対する住民からの不安の声が届いているのではないかのご質問につきましては、現在のところ、報道に対しての住民の方からの不安等のお尋ねはございません。

次に、5点目の万一の場合はだれが責任をとるのかのご質問でございますが、コンピュータやネットワークで構成された情報システムのトラブルにつきましては、本町の責任範囲は国が設置した不正侵入を防止する装置まで、住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱によりそれぞれ責任者を定めております。いずれにいたしましても、機能の障害や運用を阻害するといった不正行為等に対しては機敏なる対応に努める所存でございます。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）あいさつ運動につきましては、各自治会で積極的に取り組みをいただいております。南幸町自治会では、この運動の趣旨を地域の皆さんに十分にご理解をいただき、地域ぐるみであいさつ運動を展開していただいております。自治会独自で作成されましたあいさつ運動推進の看板設置、さらに、小学

生の標語を掲示板やフェンスに張り、常にあいさつが励行できる環境づくり事業が大きな効果を上げていることに感謝いたしておるところでございます。子どもたちの夏季休業中には、子どもと保護者だけでなく、地域の人たちも一緒にラジオ体操や夜間巡視等でのあいさつの励行が地域の連帯の強化に効果を上げているという報告も受けております。中岡議員ご指摘のとおり、あいさつ運動は終わりのない運動でございますし、人と人が心を開いてコミュニケーションを図る大切な行為でございます。教育委員会では4月から各自治会でのあいさつ運動推進活動事業に対して標語を印字した啓発用グッズを提供し、幅広い運動を展開していただいておりますが、町全体で笑顔での明るいあいさつが交わせるよう、継続してこの事業を実施してまいりたいと考えております。ご提案の補助制度につきましては、年度途中における新たな補助制度創設は適正な事業執行に課題があることから、教育委員会あるいは青少年育成海田町民会議において啓発用看板及び掲示用ステッカーを作成いたしまして自治会に配付することについて検討したいと考えておるところでございます。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）まず、住基ネットの問題でありますけれども、これは8月26日の中国新聞の社説であります。おそらくもう行政サイドでも読まれたと思いますけれども、ちょっと読んでみますけれども、「情報化時代の弱点とも言える漏えいも既にあった。福島県の岩代町では町が管理を委託したコンピュータ修理会社から全町民の個人情報盗まれた」。それから、今回のこの情報保護の難しさを知る自治体が慎重なのは当然だということ、福島県の矢祭町や東京都国立市が不参加を継続していると。区民選択性を掲げた東京都杉並区は当面参加をしない。というような、先ほど申し上げましたけれども、長野県は独自のシステムの構築を模索しているというようなことで、これは中国新聞の社説でありますけれども、ほかの新聞でもこの住基ネットの問題について、本当に個人情報が守られるのかどうかという心配、不安、いっぱい報道されております。こういった報道の中で、ただいまの町長の答弁を聞いておりますと、偉い先生が見学に来て、海田町の安全対策を褒めて帰ったということでもありますけれども、現実の問題として、専門家がハッカーの侵入、ウイルスの問題、これについて目の前でやって見せようかというような専門家もおったわけで、そういった問題がある中で、本当に個人の情報が守られるのかどうかというのが私は心配でなりません。一応町長がそういう形で、海田町の安全対策は万全であるということをお答えされておりますので、当然、将来にわたって行

政サイドの責任ということは、もし不正行為があったり、個人情報が出たりというようなことがあれば、行政サイドの責任ということをはっきりしておりますけれども、漏らされた個人の情報がどうなるのかという問題があります。これは責任問題だけでは済まない問題があります。今でも、どこで住所を調べるのかわかりませんが、わけのわからないいわゆるダイレクトメールが届いております。これは私のところだけじゃなくて、全国至るところ同じだろうと思いますけれども、どこからかそういう情報が漏れるから、住所がわかって、電話がかかってくる、ダイレクトメールが送られてくるわけですから、この住基ネットが100%完全ではないと思います。その点について、本当に100%安全対策で海田町は守られるのかどうか、責任のある回答をもう1度お願いしたいと思います。

それから、あいさつ運動の問題でありますけれども、私は常々、こういう公の場ということではありませんけれども、青少年の町民会議の中でも、そういったあいさつ運動のステッカーにしても、前回配られた小さいステッカーではなくて、もう少し大きくて目立つようなものをつくってはどうかということを常々提案しておりましたけれども、全然取り合ってもらえませんでした。そういった中で、南幸町の自治会が、今回、海田町の広報で紹介をしていただきましたので、どういう看板をつけておるかというのは恐らくご承知だと思いますけれども、あの看板を取付けております。今、教育長の答弁では、改めて看板をつくって、やるんだということを言われましたけれども、例えば、その看板を何枚ぐらいつくって、どういう形で取付けようとしておるのか、そういった具体的なものがわかれば、ひとつ説明をしていただきたいと思います。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）住基ネットについての安全性でございますけれども、先ほども今の長野県の事例等がございましたけれども、まず1つ懸念されますのは、インターネットと住基ネットが同じネットワークで構成されていた場合に外部から侵入ということが考えられるわけですが、本町の場合、インターネットと住基ネットは別個のネットワークを組織しております、独立したネットワークということで、外部からの侵入については十分対応できるというふうに考えております。それから、先ほどの東京工業大学の大山先生の件でございますけれども、この方もそういう住基ネットシステムの構築にかかわられた専門家の方でございます、本町のそういった安全対策については物理的にも十分施してあるということでございますので、現時点での技術面では十分に安全性は保

たれておるといふふうに考えております。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木） それでは、中岡議員さんのほうから、教育委員会があいさつ運動推進のための看板をつくると言っているが、何枚ぐらいか、あるいはどういうふうにしてそれを配付していくのかというご質問がございましたので、ご答弁いたします。その前に、町民会議でただいま各自治会内に掲示していただくA3用紙半分サイズの標語を印刷したステッカーを既に発注しておりますので、この一、二日の間には届いてくると思います。まずそれが1つございます。それから、看板につきましては、これは予算の関係がございまして、今、金額的なものを一生懸命検討しておるところでございますけれども、今予定しておりますのは、各自治会に3枚ないし4枚、これが限度かなという数字をとらえております。南幸町の自治会内が今10枚設置していらっしゃるけれども、10枚ではまだ十分に皆さんの目につくものではないなということを私は認識しましたので、5枚というのは非常に十分な数ではございませんが、予算の関係がございまして、まず第1歩としてはそれを考えております。全自治会に強制的に配付というのはいろいろとまた課題がございまして、希望の有無については事前に調査をさせていただいて、その数字についても最終決定をしたいと考えております。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）住基ネットの問題、先ほど再質問を忘れたんですけども、実は町長の答弁の中で、15年度は500枚分の予算を組んで、8月末現在で16名の申請があったというお答えがありました。現実の問題として、この住基ネットの問題がどれだけ住民に浸透しておるのか、それから、本当にカードを必要とする住民が何人ぐらいおられるんだろうかと。確かに新聞などの宣伝を見ると、このカードを持っておれば、どこでも住民票が取れるよ、便利がいいよということはあるんですけども、それほどの便利さを住民が望んでいるのかどうかという問題、そういったことについてのいわゆる事前調査というか、事後調査というか、そういった調査をされたことがあるのかどうか、その上で500枚のカードを準備されたというような思いはするんですけども、その点についてはいかがですか。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）住基カードの件でございますが、議員ご指摘のとおり、当面は住民基本台帳カード、住基カードに伴います利活用につきましては、今の住民票の広域交付で

あるとか、転入転出の簡素化ということと、カードを写真つきのものを選択された場合は公的な身分証明書という形の活用がということがございましたし、当初、国におきましては人口の2.5%から3%を各自治体のほうへ示してまいりました。そこで、安芸郡の陸地部、島嶼部で構成しております安芸郡住民事務研究協議会がございます。そこでいろいろ近隣の状況等々を勘案しまして、いろいろと各町の思いはありましたけど、やはり2%前後で当面はというふうなこともございまして、本町としましては、住民基本台帳人口に伴いまして約1.7%の500枚を予算計上させていただいております。当然このことにつきましては、状況に応じてまた予算措置をいろいろご提案するつもりでございます。

それと、周知につきましては、本町におきましては7月号の町広報、8月号の町広報に「住民基本台帳ネットワークが始まります」という形で、7月号では概略をお示しし、8月号につきましては内容を踏まえさせていただいて2面のページをとらせていただいて掲載しております。また、国から来ておりますパンフレット等を各社会教育施設であるとか町民センターのほうにチラシを、パンフレットを置かせていただいて住民の周知に努めております。引続きカードの活用とか、いろいろカードの取得につきまして、またさらに町広報等を活用し、周知に努めたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）次は、あいさつ運動の問題について、今、佐々木課長の答弁では、予算、予算という言葉が何回か出てまいりました。補助金制度については、年度途中でもあり、難しいということであれば、補助金制度の問題はあきらめますけれども、このあいさつ運動に力を入れてやろうとしておるのに、予算の関係で、予算の関係でということになる。予算がなければ、補正予算を組めばいいと思うんです。それを、補正予算を組んでも、このあいさつ運動を展開していこうという気持ちがあるのかないのか、お尋ねいたします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）予算の関係ですけれども、本議会の補正予算には計上はいたしておりません。現在、教育委員会のほうで検討しておりますのは、現予算の中で看板をつくる費用、これを捻出するというので予算調整を行っておるところでございまして、先ほど社会教育課長が申しました予算については確保できるであろうというふうに考えております。

○議長（河野） 5番、多田君。

○5番（多田） 5番、多田でございます。今日は2点質問させていただきます。まず最初に、町有地の売却についてでございます。合併が予定どおりに進みますと、あと7カ月未満しか残されておられません。それで、1番、町有地の売却予定地は何カ所か。2番、現在、売却が決定しているものは何カ所か。3番、残りについては見込みはあるのか。

それと、大きい2番ですが、CATVに補助金を。CATVが正式にスタートしようとしていますが、出資だけでなく、補助金を出してはいかがでしょうか。町が補助金を出すと、同じ金額を県が補助すると聞いております。町・県・会社が出資した財源で、最初の申し込みについて設備工事費が無料とすることができ、普及を促進することができます。CATVの今後の役割を考えると、住民にとって大変メリットがあると考えますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（河野） 町長。

○町長（加藤） 多田議員ご質問にお答えいたします。町有地の売却についてのご質問でございますが、町有地の売却の箇所数につきましては、3月の予算委員会において資料をお渡ししてご説明いたしましたとおり、売却可能地は6カ所ございます。この6カ所のうち3カ所につきましては、造成が必要なことや、商工会の駐車場用地として利用されており、実質的に残り3カ所が売却可能地となっております。また、具体的に売却を進めた状況でございますが、平成14年度末に新町地内の住宅地について公募いたしました、申込者はありませんでした。さらに、この8月に再度、新町地内の住宅地と三迫1丁目地内の住宅について公募いたしました。この結果、新町の住宅地は同じく申込者はありませんでした。また、三迫1丁目地内の住宅地につきましては1名の申込者がありましたが、不調に終わっております。現在のような土地需用が冷えている状況では売却に至ることは難しい、このように判断をいたしておるところでございます。

続きまして、ケーブルテレビの補助金についてのご質問にお答えいたします。安芸ケーブルテレビ株式会社への補助金につきましては、6月議会の補正予算でご説明申し上げましたように、施設整備に対する補助金として国庫補助金1億2,820万円、県補助金50万円、町補助金50万円を予算化しており、出資金だけでなく、町としても補助することとしております。なお、町からの出資額につきましては本来、民間で整備されるべきものでありますが、第三セクター化することにより、国の補助等を受け、早い時期にケーブルテレビが整備され、住民の皆様がその利便性を享受できる観点から出資しているも

のであり、その経営は当然に事業者みずからの責任においてなされるべきものであることから、町からの出資や補助金を増やす考えはございません。以上でございます。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）町有地について3カ所、売却可能地があると言われましたが、それ以外に現在、公共的な用途に使われている、それに貸しているものについてはいかがでしょう。具体的に言いますと、これは商工会の用地なんですが、商工会のほうに貸しておられる用地について、合併前に安く処分されるお気持ちはありますか。それと、連立事業なんかで立ち退きをされる方が、私もなんですが、含めて、いらっしゃると思います。その対象者に安く処分をされてはいかがでしょう。それについて、お考えをお聞かせください。代替地としてですよ、安く。

それと、CATVにつきましては、確かに50万補助金を出されておりますが、県のほうが最大限1,000万だと聞いております。町が1,000万を出されますと、県も1,000万を出されます。1,000万が最大限度だと聞いておりますので。それで、会社が1,000万円を出しますと、計3,000万で、最初の設備が約3万円かかりますので、1,000世帯が無料で入ることができます。もちろんこの募集において1,000世帯を超えた分については会社が負担をして、やるわけですが、この都市型CATVの今後の役割、メリットを考えますと、最初に申し込みが無料という、ほとんど無料ですね、ということになれば、たくさんの方が申し込まれると思います。それは町にとっても住民にとってもメリットがあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）町有地の売却の件でございますが、商工会館の用地でございますが、以前借地をしておるという中で、正式ではないんですが、そういう売買の話は出したような記憶がありますが、面積が広くて、安くというようなことにはいきませんので、現実的には難しいんじゃないかというふうに考えております。それから、立ち退きの方々の代替地という件につきましては、町有地以外にも代替地に使ってほしいというような物件が二、三件来ております。それらとあわせて情報は提供してまいる所存ですが、価格につきましては、適正な価格ということで、そういう希望には応じていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）ケーブルテレビに対します補助金の額でございますけれども、確かに

県は上限を1,000万ということで、それは、市町村が1,000万を負担すれば、県が1,000万という県の要綱がございますが、これはあくまでも設備投資、いわゆる住民の方が、CATVの利用者が見ることができるところまでの設備の話でございまして、本来住民が負担すべき工事費を軽減するための補助金ではございませんので、国のほうもそういった補助制度ではございませんので、ご趣旨のような意味での補助金の支出はできないというふうに考えております。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）商工会用地ですが、他の町村、私たちも議員でいろいろあちこち研修に行くんですけど、商工会用地が役場の隣に建っていたりします。そういう場合はほとんど無償で町のほうが譲渡しておられます。用地を提供して商工会館を、補助金も含めて建てておられます。そういうところがたくさんあるわけですよ。建てるときには確かに無償で譲渡されることが多いと聞いております。ただ、今、商工会館が建っておる用地を無償でということにはなかなかならないということで、安くされてはどうかという。もちろん無償で、今建っているわけですから、現実には借地をして建物が建っておって、それは商工会だけでなく、今度はケーブルテレビジョンも入るわけです。ですから、これは、退くということが非常に難しくなると思います。商工会館がまた又貸しをされておるので、非常に権利関係が難しいということで、以前西中学校が建つときにあそこを広げるといふ、西中学校の用地にするために商工会館の立ち退きの話が出たときには、それは難しいということで流れたという話も聞いております。ですから、合併がどうなるかわかりませんが、合併をした後でということになると、非常に難しいということなので、もし合併が決まって広島市になるのであれば、その前に商工会のほうに安く譲渡をされる、もしくは無償で譲渡されるというお考えがあるかどうか、これは合併が決まっていないので、なかなか難しいとは思いますが、そういうお考えがあるかどうか。

もう1つ、合併がもし決まるのであれば、町有地というものは残さずに、町民に還元すべきだと思うんです。安くでも売って還元すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、CATVは、確かに工事費とかそういうものに充てるべきではないとは決まっているとは思いますが、そうじゃなくて、出資した3,000万円を、町・県が出資した1,000万と会社のほうが1,000万出す、すると、3,000万ですよ。それはこちらに置いておいて、会社にある資本金がありますから、それがあれば、会社の資本金をその工事費、要するに住民の工事費とか設備に還元するということではできないんじゃないです

かね。だから、町・県の補助金の1,000万円ずつはCATV本体の設備に使って、残りのこちらの資本金にあるお金をそちらに使うということはできるんじゃないですか。いかがですか。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）土地政策と、それから、今言われる商工業政策というのを一体にして今おっしゃっているわけでございますけれども、私どものほうとしましては、少なくとも土地の管理を適正に行う、売却する場合はやはり適正な価格で売却するなり処分するなりという観念なんです。そこら辺のいわゆる、今初めてそういうお気持ちを商工会のほうがお持ちだということはお伺いしたわけですが、これをこの際、一体として検討しておりませんので、そこら辺は今すぐどうするというのはちょっと答えが出しにくいというところでございます。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）CATVの補助金でございますけれども、おっしゃったように、町の補助金を設備投資に使って、その余剰金で工事費をただにするという話ですが、そういう話は、確かに町の補助金は設備投資に使ったとしても、それは、工事費をただにするということは、要は事業者側のほうでそれだけ資金が余っておるといふような解釈になるわけですから、それは、回れば、要は町の補助金でもってそういう工事費がただになったという、結果的に同じことになるだろうと。それから、もしそういうふうな、国にCATVの許可をもらう場合に、そういった工事費あたりも当然出した上で国の許可を受けるわけですが、そういうふうに、工事費を無料にしますということであれば、国の許可は恐らく出てこないでしょうし、それだけ事業者のほうで資金があるのであれば、国の補助金は少なくしますというふうなことになるんだろうと思います。それから、当初、町の補助金は50万円ということでございますけれども、これは事業者の側と町のほうで、一応町のほうとすれば、既存の市内5社との均衡を考えれば、50万円程度しかも補助金は出せませんよということで、協議の中で事業者のほうもそれを承知の上で事業を立ち上げられた。それから、そういう採算性についても、三、四年ぐらいは赤字ですけども、それ以降、黒字転換になるというふうな収支計画を持っておられるということでございます。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）私は商工会のほうの委託を受けて質問しておるわけじゃないので、私のこ

これは考えなんですけど、商工会のように半公共的な団体ですよ、そういうものに貸しておるわけですから、それなりにやっぱりそれは適正な価格、町としては適正な価格と言われますが、よそのまちでは無償で譲渡しておるところもあるわけですから、その辺も考えて、もしそういう申し込みがあれば、それは値段的にはやっぱりかなり考えていただける余地があると思うんですが、いかがですか。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）いわゆる政策立案の話になりますので、今すぐお答えしにくいというところでございますが、これはやっぱりご要望があれば、テーブルにのせて検討して見る必要があるというふうに思います。

○議長（河野）13番、住吉君。

○13番（住吉）13番、住吉議員でございます。本日は3問ほど質問いたします。その第1は、合併についてでございます。広島市は、早ければ2005年、あと2年待たずして財政再建団体に転落する危険性があるということは、何遍も出ておりますので、十分ご承知と思いますが、新聞等でも再三報道されております。要するに、一般企業なら倒産ということですね。倒産が予想されるような会社にしっぽを振っていくような会社はありません。まちのことを言うておるんじゃないよ。そういうことです。来年2月をめどに、公共事業の見直しを含めて財政見直しをするということ、これもマスコミ報道しております。各大学の教授を主体とした委員会を構成して、既に取り組んでおります。町長は来年4月1日のみにとらわれて、冷静な判断を失われておるのではないか。こういうことでは将来に禍根を残すのではないか。海田町民の幸せとは何かということをお考えになって、いましばらく、広島市の情勢が明確になるまで、結論を出すのはお待ちになる考えはありませんかということでもあります。もう調印する、採決をするということをおっしゃられるけど、しっかり広島市の様子を見て、それから結論を出すべきじゃないかと。それが至当な判断だと思うんですね。常識を外れていないかということについて1点。

2番目は、（仮称）海田町福祉センターのプールの運用について。先般、8月22日の全員協議会で説明がありましたが、その際、私の質疑に対して全然準備ができていないで説明会をやっておると。これは議会軽視・無視もはなはだしいというふうにしてその際申し上げたんだが、全くだと思っただけですね。その後、議会として議長に要求し、議長が文書でもって資料を出しなさいと。出しますと言ったけれども、先日、文書ではなしに、

全部で6,000万ほどかかるとか、本体が5,000万かかるとか、細かい文書を出していないと。そこらは問題があると思うんです。これも議会軽視である。議会軽視ばかり皆さんはしておるんだね。これは腹が立ってしょうがない。これをはっきりしていただきたい。その問題で、プールの床板というか、中の板の、これを人力で出し入れすることについて、あなたたちがこの間説明された内容では、大変時間がかかると。少々の人員では3時間ぐらいかかるというふうに私は読んだんです。その後、変更があったようなことを言っておられるけれども、変更があった報告も何もないんです。これも議会軽視である。今日説明すると思うんだけど、説明してみてください。

それから、瀬野川の水を大事にできないかということですね。これは先般、建設産業委員会で説明を受けまして、おおむね理解はいたしておりますが、すべて皆さんの、執行部のお答えは広島市の立場に立って、広島市は財政的に苦しいから、いい水がせっかくあって、水量も豊富にあるんだけど、人のことは考えない、広島市の金不足、これのみを考えて広島市に加担をして、今の施設を将来は取りやめて、平成22年には国信までやめて広島市の言うとおりにしようというふうに言っておられる。町長、そこらはやっぱり町民のこと、町民の命のことを考えて、よう聞いておいてくださいよ、広島市の金のことでできんというようにところに合併せんでもいいんですよ。金がないから、広島市はすべて断っておる。すべて金でしょう。それを、今の、うちの水道の施設をそのまま維持すれば、答弁しておるんですよ、管理コストが高くつくから広島市に統合するという、それをうのみにしておるんじゃないね。管理コストが少々高くついても、広島市の財政が豊かであって、それを認めてくれれば、海田町民のためにちゃんと認めるはずなんです。それから、もう1つ大事なことは、今、ヨーロッパでは、日本もそうですが、非常に気象異変が起きております。ヨーロッパでは、去年は大雨が降って大洪水でようけ死者を出しておる。今年はどうですか。40度以上の熱暑が続いて、何日間も。フランスでは3,000人以上の人が死んでおるんです。そういうふうな気象異変がある中で、うちの水量豊富な水を投げてしまって、将来これがかかれたらどうするのかということですね。そんなことは、細かく説明しておったけど、その水の確保が危機管理ということなんです。せっかく名水で、水量豊富な瀬野川の水を丸投げしてよいのか、その不安はないのかということについて、町長のお考えをお尋ねいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住吉議員ご質問に答弁いたします。まず、合併についてのご質問でござい

ますが、広島市の財政健全化計画の公表を待ってから合併の判断をしてはとのご意見でありますが、合併建設計画につきましては、事業実施に伴い発行する地方債の償還金である公債費を含めて、国・県の財政支援措置などを最大限活用し、財政に与える影響を考慮して策定しており、合併建設計画がほごになることがないと考えられることから、財政健全化計画の公表まで合併の結論を持ち越す必要はないものと考えております。

続きまして、（仮称）海田町福祉センターのプールの運用についてのご質問にお答えします。このたび整備いたしますプールの水深は1.2メートルでございますが、幼児や身障者の利用に応じて水の深さを調整する必要があるときには、水深を浅くすることができるプールフロアを床に沈めることにしております。障害者の利用時にプールフロアを実際に使用される自治体の状況をお聞きしてみますと、プールフロアを設置する作業には余り手間をとらず、運営に支障を来すようなことはないとのことでございました。また、このプールフロアを取り扱っているメーカーにも確認をいたしましたところ、製品は樹脂もしくはアルミで製造されているために、比較的簡単にプールに出し入れできることから、官公庁などが運営するプール施設に普及しているとのことでございました。職員によるプールフロアの出し入れについてご心配をいただいておりますが、実際に使用している自治体やメーカーなどの話を聞いた限りにおきましては、プールの運営に影響を与えないものと判断をいたしております。

続きまして、瀬野川の水についてのご質問にお答えします。海田町民にとりまして、瀬野川は心のふるさとであり、潤いや安らぎの場として広く親しまれております。瀬野川を大事にすることは大切なことであり、河川の環境整備や皆様のご協力による清掃などを行っているところでございます。太田川における水源の確保につきましては、新たな水源である温井ダムが完成したことから、平成6年のような渇水の心配はなくなっております。また、瀬野川の水を利用することにつきましては、浄水場の立地や老朽の状況から危機管理を考慮しますと、将来にわたり水の安全性を確保することが非常に困難であり、施設整備の効率化、ランニングコストの節減を図るため、合併建設計画は広島市からの送水に切りかえ、町の浄水場は稼働を停止する計画になっております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）再質問をさせていただきます。合併全般についてやりますよ。まず、昨夜の西小学校体育館における説明会におきまして何をしておられるのかなと大変不信に

思ったのは、聴衆者が少ないということ。議員は7名行っていましたよ。これは聴衆者じゃないんよ。監督に行っておるんです。どういう説明をするか、監視に行っておるんです。あと10数名、20名足らずじゃなかったんですか、聴衆は。執行部はいろんな事務員、あそこらの受付等を入れて20名動員していて、動員しておる数よりも聴衆者のほうが少ない。何の努力を、人を集める努力をしておられんのじゃないか。帰りに皆さんが、集まってほしくないだろう、集まったら町長が困るだろうというふうな話をして私どものほとりで帰っておられました。広報に入れてチラシを10日ほど前に配って、それで皆さんに呼びかけたと思ったら大間違いだ。無線放送があるじゃないですか、防災無線が。昨日になって、夕方直前になって放送しておる。数日前から、何月何日、西海田でこういうものがありますと、毎晩放送しておけば来るよ。昨日来た人も言っておった。忘れておったと。後から来た人がな。カレンダーに印が間違っておりましたとか言っていました。そういう人があるんだから、チラシを配ったら集めた、努力をしたと思うのは大間違い。町にはスピーカーをつけた車が何台もあるじゃないですか。そんなものを、直前でもええ、それを回して、ぜひ集まってくださいというのが本当じゃないんですか。町長、努力したと言えますか。はっきりそれを答えてくださいよ。

それから、もう1つは、その中で私が説明を要求したんですが、議会が議決をしておる温水プールについては一言も触れておられない。都合の悪いことは町長は町民に知らせない。議会は一生懸命で議決をして、やってくれと言うておるんですよ。できませんという説明をなぜしなかった、要求するまで。そういうことだから、意見を求めたとか説明したとか言っても、だれも信用できないんですよ。そのほか2点ほどありましたけど、水道問題についても、部長が変なことを言ったから、これは水道問題を取り上げるときにこれも追求いたします。

当初から考えておった本論に入りますが、今の分は、町長、努力不足……。まあ、ええわ。言うても、言い訳はつきやせんじゃから、さっきの分はね。言い訳は聞きたくない。全く努力不足である。それを自覚してください。言い訳してもしようがないだろう。あんたら、ぐずぐずぐずぐず言い訳……。言い訳はできんだろう、町長。できるんですか。だから、言い訳は要らない。

次に入ります。私は合併するなど言うておるのではありません。今の町長の答弁では、県や国の補助が欲しいから、一刻も早くしたいから急ぐんだと。2月の結論は待てないんだというふうなことなんです。どれだけ、あるいは来年の4月1日でやるのと再来

年の3月31日でやるのじゃ、国や県の補助がどれだけ違うのかということだね。それを答えてください。

それから、次に、大事なことなんです。町長、海田町には町議会があるというのをご存じですか、本当に。認識しておるんですか。あるんですか。それから、合併問題調査特別委員会というのがありますが、ご存じですか。知らんとは言えないでしょう。この中で、本来、第2回目の法定協議会が終わったときに議会に説明すべきじゃなかったんですか。3回目が終わっても議会に説明しておられんのですよ、町長は。これは議会を全く無視であると。軽視じゃない、無視。踏みにじっておるんだ、議会の名誉も誇りも、あなたは踏みにじっておる。これは議員そのものが本当に怒らにゃいけん問題ですよ。しかも、昨日のように、議会に説明しませんが、先に住民に報告をしておる。議会に報告せんと、住民に先にしておるんよ。議会をないがしろにしておるというより、ないものと思うておるんでしょう、本当に。踏みにじっておる行為ですよ、あなたの。これを議員が怒らんとおるのはおかしいと思うんです。

それともう1つは、もう1つ無視した大きな問題がある。絶対にこれは許せん問題である。この間、合併問題調査特別委員会を開いて、その席で全会一致で町長、助役の出席を求めたんですよ。そして、委員長が町長のところに交渉に行ったら、出席を拒否されておるんです。どういうことなんです。これも議会の大きな無視。議会の誇りも名誉も踏みにじっておる。これを実現させなかった委員長もおかしいと思うんだね。もう1つ言えば、議会の名誉やら誇り、地位を維持しなければいけない議長が、この間の法定協議会が終わった後に報告をさせなかった。町長に加担しておるんじゃないのか。議会の代表かなというふうに私は思っております。これはしっかり胸に手を当てて議長も考えていただきたい。それで、返事をいただきたい。そこのところまで締め切ります。町長、議会を無視していないと言えるのかどうか。言えないと思うんだけどね。議会を全く無視だ。皆、議員はそう思うておると思うよ。

(「思うとらんのがおる」と呼ぶ者あり)

- 13番(住吉) おるん。議会軽視・無視。議会の権威を踏みにじったということについてどのようにお考えか、お答えください。
- 議長(河野) 町長。
- 町長(加藤) 全く町議会を無視しておる、あるいは特別委員会を無視しておると、こういってございしますが、私には全くその気持ちはございませぬ。それは尊重を十分に

ておりますし、そういう対応をしてきておるつもりでございますけれども、皆さん方にもどう気に召さなかったのか。特に、町長が出席を拒否したと言われるのがちょっと……。特別委員会にいたしましてもそうでございますけれども、それは、議会の特別委員会、また今の任意協、法定協にいたしましても、議員さん選出の委員さんも当然おいでになるわけでございます。そういう中でご議論もなさっておられると思いますし、また、我々にも出席の要請があれば、するわけでございますけれども、その出席に一応……。これは何日のことでしょうか、拒否した……。どうも私が出席を要請されたのを拒否したと。拒否という言葉がどうかということでございますけれども、たまたまそのときには出ていなかったということであろうかと思っておりますけれども、出てこいという要請を拒否したというのがどうも今、私もよくわからぬのでございますけれども。ちょっと教えていただけませんか。どういうふうな用件だったか。

○議長（河野）委員長、何か答えられますか。原田君。

（「町長が知らんというのがおかしいんじゃ」と呼ぶ者あり）

○11番（原田）委員会の途中で執行部の出席要請を求められましたので、休憩をして町長室のほうへ私はおりていきました。報告すべきことについて、議会の選出の委員さんもおられるし、この間の2回目と3回目のことについて報告をすることで、執行部のほうが「質疑されても、なかなか答弁のできんこともあるので、このたびは執行部の出席なしでもどうでしょうか」というような話がそこでありましたので、あえて強く出席を私は求めませんでしたということで、私はそのまま帰って委員会を再開して皆さんのご意見を聴取したというのが事実です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）今言われたようなことでございまして、私自身、特に委員会を軽視してということではございませんので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）今、町長は議会軽視をしておらんとおっしゃるけど、法定協議会を29日までに締め切って、あそこで採決をするようにしてしまった。町長がその辺、かんでおるでしょう、広島市長との間で。26日に2回目が終わって、29日に3回目をやるまでの間に2回目の報告をしてくれにゃいけんはずなんだけれども、報告する時間がないではないですか。全然時間がとれんじゃないですか。それで、広島市の市長も勝手に、29日にやってしまうのは、海外出張があるから、後になったらできないから、早くやってし

まえというようなことを妥協してあんなったと。29日にやったんでしょ。29日に、前からわかっておって、情報が入っておるから、29日にやるんじゃないかと言うたら、助役は29日に絶対ありませんと言うて答弁したんじゃない、その前に。それだから、来て、29日にやらないと言うたのをなぜ29日にやったかということを知ったかです、我々。そのことを伝えてくれと言うて行ったんじゃないが、それが伝わってらん。ただ説明してくれと言うておるんじゃないんです、状況をね。状況の説明は、うちの議員さんの中にもおるんだから。と言うたら、あなたたちは、議事録ができていないから説明できませんと言うて、2人とも来なかったんです。拒否じゃないですか、それは。言い訳をしてもだめなんだ。議会軽視・無視、議会出席を拒否したと言うのは当然じゃないですか。説明せいと言うんじゃない。そうやって伝わってらんですか。29日に3回目をやるというような情報が入っておるかどうかというたら、情報は入っておった、我々は。助役は、29日には絶対ありませんと言うて答弁したんだ。それが、29日にあったから、26日と29日の間は2日しかない。それでは我々は説明を聞く時間がないから、要求もしなかったんかもわからん。そんなむちゃくちゃなことなんですよ、町長。それが議会軽視・無視と言えんのですか。議会の踏みにじっているよ、あなた方は。答えられるのですか。なぜ、それじゃ、29日にしたんですか。答えてみてください。どういう理由があって29日にしたんですか。4月1日に合わせたいからやったと。4月1日にすれば、早くやれば予算がようけとれるとか、結局、条件の悪いままを認めて合併するんじゃないですか。私は反対しておらんよ。もう少し慎重に広島市の状況を見てやってもいいじゃないかということを行っている。後からそれは聞くけれども、今の出席拒否、議会軽視・無視についてもう1回ようわかるように説明してください。なぜ29日に締め切っちゃんと手を打ったのか。理由を言うてください、理由を。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）我々、議会を軽視するということは大変なことではございまして、こういうことはございませぬ。例えば第2回法定協、第3回法定協の関係のものにつきましては、当然、議会から委員が選出されておるはずでございまして、その中で報告はあるものであろうというように思っております。

また、どうして29日にやったのかと。助役は29日はやらんと言ったじゃないかということではございませぬけれども、これにつきましては当初、第2回目を26日でやろうということではございました。それで、その日程を決めるときに、26日にするのか、29日…

…。

(「全然違うじゃない」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 企画部長。

○企画部長(中野) 29日の件に限ってご説明申し上げます。これは、広島市と事務レベルでこの法定協の運営をどうしていくかというふうな話の中で、広島市の考えは、課題になっていた2つにつきまして、広島市は、海田町の意に沿うか沿わないかは別として、方針をちゃんと出したということで、その件について海田町からの意見はいろいろあるかという当然予想をするわけですが、広島市のほうとしたら、この課題についてはもう2つとも、広島市も議会の関係とか執行部の中で重々検討されて出された案だから、変更はないだろうということで、採決に行きたいというふうなお考えがございました。その場合に、町のほうとしたら、それは海田町の議員さんがいろんな意見を言われて、それは予定どおりそういうふうに進まない場合も想定されるんじゃないのかということで、私と向こうの担当部長で事前に協議しました。その場合にどうするのかということで、そういうことも考えておかなきゃいけないんじゃないかという申し入れに対して、広島市のほうが、それなら、市長や議長の日程、海田町長や海田町の議長の日程等も勘案しながら、29日ならどうにか時間がとれそうだからということで、2回目で採決ができない場合はそういう日程をとっておいたほうがいいんじゃないかということで、そうしておっただけです。

それで、第3回目で、じゃ、なぜ採決したのかということでございますけど、これは、昨日も出ましたように、法定協議会の場で、広島市長が協議会の会長になっておるわけですが、そのときに意見を聞かれて、もうないということで、要は協議会で協議する事項について採決をされたということでございます。

(「町長、答弁が抜けておるじゃない。29日に何でないと言うたかということ。うそを言うたんか」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 助役。

○助役(松岡) 私は、うそではなくて、これは当初、私が担当のほうから聞いておったのは、第2回の法定協議会を26日にするか、29日にするか、どちらかにするかという話がございました。一応この時点では市長さん、町長さん、両議長さんがあいている日だということで調整が済んでいるということでございまして、その中で、じゃ、26日にやりましょうということになったわけでございます。したがって、29は当然消えたものとい

うように私は理解して、26日に第2回の法定協をやろうということになったものでございます。その後、引続いてやろうという話があって、29日というのが再度浮上してきたということでございます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）26、29というのは、何カ月も前から広島市が予定を組んでおるんですよ。我々はそういう情報を入れておった。いいかげんなことを言うちゃいかん。それで、今、部長がいみじくも答弁の中で言うたけど、第2回目で採決しようと思うておったというふうな状況なんですよ。重要問題が残っておるんですよ。議会で決議をしておる温水プールなんかはわしはあんまり言わんのだけれども、残っておるのに、2回で採決しようかと思うておったと。3回目もそれで採決をしようとする。重要問題を1つも考えておらんのです。

それから、次は……。

（「議長、誤解がありますので」と呼ぶ者あり）

○13番（住吉）今、わしがやりよるんじゃ。

（「発言を妨害するんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）どうぞ、住吉君。

○13番（住吉）それが議会軽視じゃ言うんだ。いいかげんにせい、本当。

次に、広島市が2月をめどに財政見直しを行うと言うておるのに、なぜ待てないかということについて、県とか国の補助がそれでは少なくなるとか、とれないとかいうふうな答弁を町長はされておる。先ほど来ありましたので省きますが、過去に合併した近隣の市町村でも、100%実行してもらっていないんですよ。一番大きいのは安芸町だろうと思うね。26%しか実行していないんだから。矢野町あたりにおいては59.4%かな、60%行っていないような状況があるんですよ。だれかが質問したように、当時は非常に景気のいい時代であったと。広島市はもう財政破綻状況にあらうかというようなのに、それを100%実行してくれるというふうに町長はお読みになって、確信をされておるようなことを答弁されておるんです。何回も、昨日からね。本当に町長はその広島市の財政再建団体に転落しようかというような危機感のあるときに、広島市が100%実行してくれるんだということの確信をお持ちになり、責任を持たれるのかどうかと。確信を持っておる、責任を持っておるのか、持たないのかということをお答えください。要らんことを言わんでいいですよ、ぐじぐじ。わかりやすく、確信を持つ、私が責任を持つ、10年以内に

100%やってくれる、責任を持つということを言ってみてください。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）確信を持つのかと、こういうことでございますけれども、こうしてこの合併という大きな問題を進めるに当たって、やはり確信がなくてはこれはできないと。確信を持ちます。と同時に、また、100%これが遂行できるかと、こういうことでございますけれども、これは10年間の計画でございますから、今の計画では10年間で遂行できると、こう思いますけれども、これはまた経済という動くものもございますけれども、だから、そういうことは今現在は確信を持てますし、遂行できると、こういうふう考えております。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）今は確信を持っておるが、10年先までの経済がどうなるやらわからんから、できないって。確信を持っていないじゃないですか。責任をとるかどうかということ聞いておるんよ、もう1つ。責任はとれないんじゃないですか。責任はとれない、確信も持てないと。10年先のことは経済情勢がどうなるかわからんから、わからんというような答弁じゃったら、確信を持っていないじゃないですか。それに3万400人の町民を引き連れていくんですよ、あなたは。責任を持てないで連れていこうとしておるんですか。責任をとれるんですか。確信を持っておるんですか。今の段階でそんなことをぐちぐち言うようなことで、3万400人を引き連れていこうとするんですか。もう1回答えてください。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）責任は持ちます。また、確信も持ちます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）既に町長は責任の重大さを認識されておるんだというふうに私は認めます。ところが、100%実行するという責任をどうやってとるのかということなんです。3万400人連れていって、できなかつたら、あなたは責任をとると言うても、口だけじゃだめなんだ。それをマスコミも言っていますよ。建設計画をやっても、担保をとっていけなきゃだめだと。担保をとると言うても、借金のいっぱいある市から担保をとらへんのじゃ。町長に私は担保をとりたいと思う。いいですか。100%責任を持ち、実行の確信があるのなら、町民はだまさない、町民には損失を与えないというのであったら、町長、あなたは相当な財産を蓄えておられるだろうと思うけど、もし10年間でこの実行に移せ

なかったら、私の財産を全部なげうって、海田町の町民のために寄附しますという誓約書を書きなさい。書けるですか。

(「むちゃなことを言うなよ」と呼ぶ者あり)

○13番(住吉) むちゃじゃないよ。いや、それは信念を聞いておるんだよ。要らんことをあんたは言うた。いや、そのぐらいの責任をとると言うんなら、やらなければ……。

(「むちゃじゃないんだよ、そういう気持ちがあるかいうて聞いておる」と呼ぶ者あり)

○13番(住吉) そうよ。

(「要らんこと言うなや、横から」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 指名者以外の私語は慎んでください。町長。

○町長(加藤) 町長が私有財産をなげうってでも責任をとるか、こういうことでございますが、この町長職と加藤個人とは違います。町長としての責任は当然持ちますけれども、今ここで、まあ、ありもしませんけれども、全財産を町へ寄付しますということには、これは、誓約をするとか、一札を入れるとかいう問題とは違うと私は思っております。

○議長(河野) 住吉君。

○13番(住吉) 公私を混同しないとおっしゃるんですが、じゃ、何でもって責任をとるんですか。町民がその実行がされんために不幸に陥った場合は、何でもって責任をとるんですか。それで、あなたのそれだけの今強引に早くやろう、早くやろうと。すなと言うんじゃないんですよ。様子を見て、広島市がだめになると言いよるのに、しっかり様子を見てからやりゃええじゃないかと言っておるのを、それを無視して強引にやろうとしておる。100%確信を持っておる、100%責任をとるとおっしゃるのなら、わしの財産を全部なげうって、兄弟の財産も全部なげうってもいいと誓約書を書くぐらいの意思がなけりゃだめなんですよ。公私混同せいと言うわけじゃない。そのぐらいの決意を持ってやってほしいと言うんですよ。ただ口だけで責任をとりますと言うて、何で責任をとるんですか。もう長くないんですよ、あんた、町長に。立候補すりゃええですよ、次に。責任をとれるんですか、町長をやめて。どうやって責任をとるのかを、それじゃ、説明してください、具体的に。

○議長(河野) 町長。

○町長(加藤) 実際のところ、答弁のしようもございませんけれども、これはお互いに、じゃ、私からもお願いをいたしますけれども、これが合併を延ばすとか、あるいは合併

がなくなるとかということがあったとき、だれがどう責任をとるのかということにも、これは裏返せば、なろうかと思えます。やはりそういうことから考えますと、今の町長としての責任、これは当然とらにゃならんことは当たり前のございますし、それだけのやはり決意は持っております。ただ、その他のことにつきましては、私にもわたることをございますので、答弁は控えさせていただきたいと思えます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）それから、ここを議論してもしょうがない。責任のとりようはないんだから。あんたが責任をとると言うて。我々は合併に反対して、もし責任をとれと言え、とりますよ、堂々と。

それから、次に移ります。私は任意協の委員として参加いたしまして、いろいろと皆さんから攻撃を受けましたけど、法定協の委員さんも非常に苦勞してやりよることがわかります。この合併の協議は、その任意協、法定協に出た委員が発言し、それを通す場はないんです。セレモニーなんです、協議会は。町長はわかっておるでしょう。その前の職員の担当者同士が、部課長同士が調整をして、どうもうまくいかんというところを町長が出て行って決めてきて、それを法定協議会にかけて、異議なしがあるか聞いて、あっても強引に通してしまう、多数決で。ということで、協議会では意見が全然通らんシステムになっておる。だから、一番大切なことは町長なんです、この合併の問題でね。町長がそういう能力があるかどうか、そういう腹が決まっておるか、力があるかどうかということが合併交渉で一番大切なことなんです。そうじゃないですか。職員の皆さんは知っておるでしょう。何ぼあんたらが行って、やってきても、向こうがだめじゃと言うたら、だめなんだ。それを、無理を町長が言って、聞かすことが大切なんです。町長は、わしがこの前の議会で、聞いてくれなかったら机をけって帰るからと言うて、机をけったようなことをしておるんですか。温水プールやなんかは、全然広島市がだめじゃと。それはだめじゃ言いますよ。広島市は金がないんだから。温水プールなんかつくったら、将来の管理運営費に物すごい金がかかる。そういうものはできないと言うておるんじゃから、広島市は。財政見直しの中で言うておるんです。だから、それを条件として、理由としては、安芸区に1つあるから、各区に1つに条例が決まっておるから、条例か何か知らんがね、それじゃからできませんと言うたら、ああ、そうですかと言うて帰っておるんでしょ。昨日の答弁でもそういうことを言うておった、教育部長が。それじゃだめなんです。合併というものは、広島市の条例があろうがどうある

うが、この合併の機会を利用して、町民のためになる、いい条件で合併できるようにやってくるのが町長でしょう。広島市の条例が何だ、海田町民のために、海田町民は何十年来それを要望しておったんだ、それを町長の力でもってせしめてくる。合併を機会に、これを好機としてその悪条件を取り払って持ってくるのが町長じゃないんですか。町長はどうも上品で優しいから、そういう性格ですから、その性格も交渉能力の中に入ると思うんです。そうすれば、合併交渉能力はあなたはないというふうに私は見るんです。何でもそうでしょう。けさの新聞に出ておった自転車置き場の問題でも、山岡さんが行けい行けい言うたから行く言うたんじゃから。新聞は、あなたが率先して行くようなことを書いておるけどね。開発問題でもそうですよ。あなたから進んで行ってそういう交渉をすることはできないんです。

1つ例を挙げましょう。下蒲刈の町長は呉市との合併においていろんな条件を突きつけたけれども、呉市長がのまなかった。机をけて帰ったんじゃないですよ。机をひっくり返した。2回それをやっておられるんですよ。結局、結果的には呉市長はその条件を100%のんだというふうに聞いております。あなたは机をけりもせんが、行ってから、だめじゃと言うて、へいと帰ってきておる助役。そんなことでは合併交渉はできないんです。条例があるからだめだとか、今の温水プールの問題なんか最初から白旗を上げておると言うたでしょう。頭からやる気がないんだ。最初から無条件降伏しておって、交渉ができるわけないでしょう。だから、そういう点についても十分認識をして。今、我々は合併を拒否する権限はあるんですよ。議会としては、議会全員で決議をして、温水プールをつくれと言うておるのに、それを一つも交渉をろくにようしもせん、それをだめだと言うて、広島市が安芸区に1個しかないのだから条例を決めておるからだめだと言うて帰ってくるようなことで認められるんですか、議会として。これも議会軽視じゃないか。これについてご答弁ください。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）弱腰交渉をやってきたというお話でございますが、決して弱腰で我々は交渉してきたわけではございません。意気込みとしてはいつも毅然とした態度で、要は、住吉議員がおっしゃられるように、机をけて帰るようなつもりで交渉に臨んでおります。その結果として、海田町への合併特例債の全額適用、それから、これまで広島市がやったことのない都市計画税の段階的な引き上げ等々、いろいろと我々は交渉して、我々が広島市から引き出したことは非常に多くあると思っております。

○議長（河野）暫時休憩。

~~~~~○~~~~~

午後 12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。住吉君の質問に対する答弁からです。助役。

○助役（松岡）なぜ29日に法定協議会をやったかというご質問でございます。我々執行部としても、開催回数の制限をしないという議会の意思を受けまして、先ほど部長が答弁したように、部長が市の担当部長のほうといろいろ協議され、25日で議論が終了しない日程も考えておかなければいけないということで調整し、29日が会長の都合もいいということで、その日を決めたものでございます。

それから、なぜ9月1日の特別委員会に出てこなかったのかということでございますが、これは当然、委員長からお話がございます、我々としては、まだ議事録ができていないという段階での議論というのは非常に難しいであろうということから、議事録ができてから議論をしたほうがベターでございますという回答をいたしております。我々としては、議事録ができた段階では特別委員会に出席をして議論をしたいというように考えておりました。決して出席を拒否したものではありません。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）これは私、さっき発言をいたしましたけど、議事録ができておらんのはよう知っておると。その法定協議会の議事の内容について聞くのではなくして、助役さんが29日はないということを断言しておって29日があった、その理由を聞きたいということをお願いしたつもりなんです、我々としては。そういう意思がしっかり伝わっておらんとすれば、またおかしいんだけど、それに対してどうであったのかということを知りたいんですよ。あなたは29日には絶対ありませんと言うて答弁したんですよ。だけど29日ということは、広島市議会たるものがその二、三日前になって決めるわけではないと思うんです。何週間か前に計画がちゃんとできておってね、26か29かというようなことを。それは我々は情報を入れておったんです。それでもないとおっしゃって、それを通して採決に入られたから、29日に。そのところの理由が聞きたかったから、町長、助役を呼ぼうということをお願いしたんですが、それを出てこれんということは出席拒

否じゃというふうに私はとるんです。先ほども議会軽視ではないということをおっしゃるけど、軽視か軽視でないかは我々が判断すればわかることなんです。何ぼそれを主張されても、軽視なんです。それはもうええとして、今の問題は、29日がないと言うて断言しておいて、29日にやったこと自体がおかしいんじゃないですか。延期すりゃよかったんじゃないですか。だから、間に2日しかないんだから、説明会も開いてもらえんですよ。じゃ、議事録ができて、説明するほどの時間をとって、それで採決すりゃよかったんじゃないですか。まだ今月の終わりごろでもよかったんです、採決は。ただ4月1日を急ぐ余りに詰めておるんじゃないですか。そこを答弁してください。29日の問題。やらないと言うて、やったのは、なぜやらないと言うて、やるようなことにしたのかということ。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）私も、先ほど申しましたように、日程的に、一番最初的时候には26または29日、どちらかを第2回の法定協でやりましょうということで調整が進められておいて、26日に第2回目をやりましょうというお話で決定されておりました。したがって、29日にやるということは、私もこれは正式には聞いておりませんで、29日についてはあくまでも、8月12日に特別委員会が開かれて、その場で議会の回数を制限しないようにというお話がありましたので、その辺も踏まえて担当部長のほうで調整をしていただいたところでございます。私自体は29日もやるということは途中の段階までは聞いておりませんでしたので、お答えを29日はやりませんというお答えをしたんだろうと思います。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）要するに、助役は26日でもう採決をしてしまうから、29日はなかったんだということなんです。そういう考えなんじゃ。わかりました。執行部のほうとすれば、26日ですべて終わるというお考えであったから、29日はないという考えだろうと思う。結論的にそうとれるんです。それはまあ、いいですわ。そのことで時間をとっておったら、私の時間がなくなるのでね。

それから、合併問題の中でもう1つ重要なことが残っておるんですが、有線放送のスピーカーをつける位置を2カ所に決めたと。これは私、かなり強く要求しまして、1カ所ではだめじゃないかと。その要求した目的は、普通の地震災害なら、地震予知はできないのじゃから、地震が起きてからいろいろな放送をすればいいんだが、津波が来た場合

には一刻も早く避難しなきゃいけないので、津波は予報で予告できるんですよ。特に南海地震あたりじゃったら、約2時間後に海田湾、広島湾に押し寄せてくるということだから。そのために、臨海部、臨海部でも特に低地の部分ですよ、そこに早く予告するために、情報伝達するためにもう1基増やしてくださいということをおっしゃるんです。そうしたら、どうもその目的に合っていない。というのは、議事録の中にあっただけなんですけど、消防署の屋上に1基はつけますと。東海田に1基つけると。これは何ぼ2基ぐらいのものを町内全般に放送するためにやろうと思うても、間に合わないんですよ。東海田につけてもらうのは結構だ。だけれども、臨海部につけてもらう目的でお願いしたんですけども、今言うた消防署の上につけたのでは意味がないんだ。目的を達しない。

この前、瀬野川が満潮時で満水のとときに堤防が切れたら、西小学校地域はどのぐらい浸水するかと。切れただけよ、満潮時に。と言うて、答弁をされた。長い日月を要したんですがね、その資料を出すのに。河内外科の前で1メートル70ぐらい、南堀川のほうでも大体1メートル70ぐらい来ると。低いんだから。と言うんですよ。それで、今の南海地震で2メートルぐらいのが来るかもわからんという情報があるんですよ。それが来た場合には、あれから2メートルというたら、3階建てぐらいまでは来るんです。だから、その間に逃げないかんけれども、逃げるところがないんじゃ、あの辺のは。ずっと上へ上ってきて、今の南海田小学校のほうへ来にゃ上がるところがないよ、断崖で、多くの住民が。だから、私は地域の人に防災訓練で、皆、避難場所になっておる海田西小学校とか西中学校の3階以上に逃げまじょうと。あそこなら何とかもつじやろうと言うておる。そのための早期情報提供は、やっぱり一番被害をこうむることが予定される、津波が来るところへ来にゃいかんというのに、消防署の上へ置く。消防署の上に置くことは全然だめなんだ。地域の情報は地域に聞けばいいんですよ。例えば、あの地域の議員は住吉がおるんだから、住吉に聞いてそういうことは決めりゃええ。そこらが何にも無視しておると言うんですよ。なぜあそこがいけないか。以前にあそこにあっただけですよ。どっちに向けても伝わらんのですよ、あそこは、何か言うても。消防署の隣に平田歯科がある。これが邪魔になって、あっち側に全然聞こえん。あそこに重本印刷さんがあるけど、あそこへ聞こえんのだから、消防署で。それで、南堀川のほうへはバイパスがある。広島バイパスの高架がある。だから絶対、南堀川のほうへはあそこのスピーカーの音は聞こえないんだと。消防署の上にあるのが意味をなさないから、重本印刷とか、あそこらの地域の二、三軒あるのと、あそこにマンションがありますよね、ライオンズ

マンション。あそこらへ聞こえるようにするためにスピーカーの向きをあっちへ向けてくれということをやったら、町の職員は消防局長に許可を得にゃいけんで難しいとか言いますと言うから、ほな、わしが行っちゃろうと言うて、私が消防局長を説得してスピーカーを変えたんです。だから、そういうことはようわかっておるんです。意味のないところへつけてもだめなんだ。部長さん、この間、あなたがちょっとそういう発言を階段のほうでしておったから、おかしいなと思うたんじゃけど、まさか相談せんとそんなことを決めておるとは思わなかった。まだつけるまでは変更できるから、そのことをしっかり認識して、地域のため、地域に有効な、目的に合った場所につけることを検討してくださいということ。それをお願いします。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）前回の法定協の説明の中で2カ所ということで、消防署の屋上、また海田東地区に置くということの説明がありましたけど、これにつきまして、行政防災無線の設置場所につきましては、広域避難場所、また消防署等に設置するというのでそのようなお答えがあったものと思います。これから、海田市駅の南口というのは場所的に悪いということで考慮してもらっておるわけなんですけど、消防署の屋上についてはまだ考える余地があるかと思しますので、これについてまた交渉はしてまいります。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）有効で目的に合ったところにつけてください。そういうことにお願いしておきます。

それから、合併問題については結論がまだ出るところがあるけれども、私が結論を出しておきます。

次に、（仮称）福祉センターについてお願いしておきます。町長の答弁では、中に入れるものがアルミで軽いもので、7枚ぐらいしかありませんので、数分でできるというようなご答弁がありました。それは結構なことなんです。ところが、この前の質問では、幅1メートル、長さ2メートル、35キロ近いものが七十二、三枚要るんだということをおっしゃったんです。そういう答弁をされておるんです。そのときは答弁は何であったのか。いみじくも議会に対して答弁したんですよ。あなたらは、そのときにちゃんと説明する資料を持ってきていないと。その段階になって。全員協議会の段階になって。何をしておるのか、議会軽視じゃないかと、そのときもやかましい言うた。そうしたら、慌てて今のような資料をお出しになったんです。それで、あと全員でお願いして、議長

が、それでは文書でもって、その細部を次の議会までに出しなさいと言ったんです。そうしたら、口頭で6,000万円とか5,000万円とか、何かわけのわからんことをこの間答弁をされたけど、それだけであって、今の中の内容については一切していないでしょう。私がさっき言うたけど。どういうことなんですか。町長は一切を我々にも説明せんのに、町長は今のように、7枚でアルミで軽いから、よそのを見てきたらそうじゃったから、できると。業者に聞いたらそうじゃったから、できると。なぜ、これを計画して我々に説明するまでにそういうことを掌握していなかったか。全然していないじゃないですか。そんなことでもって我々に説明した。それで何かというたら、ぐるっとひっくり返して都合のいいように変えて、数分でできます、よその施設を見てきましたと。遅いじゃないですか。なぜそのときにできなかったか。だから、今から、七、八分でできるとか言うてもしょうがないんです。そのときにそういう説明をしておいて、この議会までに訂正を1つもしてくれておらん。正式に説明をしたですか。なぜそれをしなかったかというのが1つ。

それから、もう1つは、なぜ7枚になったのかということが2つ目。

もう1つは、この前も全員協議会じゃったか何かで前田さんが発言されたけど、あそこの梁は70センチあると。あれを上にあるのを下につけたら、70センチの間に自動のための機械は設置できると。余り建物をいじくらくなくても。ということをおっしゃるんですよ。それはできる。梁の間があいておるんだから。素人が考えて、わしのように。空間があるんじゃない、70センチの高さに。その間に全自動にするだけの機械が設置できるはずだと。そして、当初予算よりも何億か余っておるんだから、それを持ってきて自動にしたらどうかと。あなたらに変な答弁をして変な答えをしておるから、それもつけ加えて聞くよ。いいですか。可能性があるんです、金額では。ただ、何遍も言うておるように、余分なことを言うようなけれども、広島市は金がないから、将来、維持費に困るといようなことがあるかもわからん。そこらは強引に町長の交渉能力で交渉してそういうふうにしたらどうかと。

いいですか。3つ言うたよ、3つ。なぜその説明をしなかったのか、説明をせいと言うたのに。2つ目は、今新しく変更して7枚になっている。わけはない。後から、私が言うたから、よそへ行って見てきたんでしょ。それは全然成っておらんですよ。議会軽視もはなはだしい。3つ目は、可能性があるのではないか、あんまり建物をいじらんでも。それをできないか、教えてください。

○議長（河野）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）まず1点目の、なぜ説明しなかったのかということについてご答弁申し上げます。先般、8月22日に開催しました全員協議会で宿題になっておりましたのは、いわゆる可動床の設置経費についてという認識でございます。これに対しましては、去る9月8日に福祉保健部長から海田町議会議長あてに、質問に対する回答についてということで文書を出しておるところでございます。

2点目の、7枚になった、いわゆる変更した理由でございますが、去る8月22日の全員協議会におきましてから、プールフロアが75枚ということをお話ししております。この内訳としましては、プールフロアの大きさと重量についてお尋ねをいただきました。そのときに、もし、このプールフロアをプール全体に敷き詰めたならば、75枚のプールフロアが必要ですとのご答弁を申し上げたところでございます。これは、先ほどありましたように、プールフロアの大きさが1枚につき、長さが2メートル、幅が1メートル、これを25メートルプールの3コースに敷き詰めますと75枚要るということでお話を申し上げました。しかし、実際には1コース分だけ25枚を敷いたりするのがありますが、先ほど7枚という数字につきましては、それ以前に福山市が設置しておりますプール、福祉プールですが、これが7枚から9枚程度敷いて、いわゆる障害者の方々がご利用なさる場合には、そうしたものを敷きながら、健常者の方あるいは障害者の方が同時にご利用できるということでお使いになっておる。その数が7枚から9枚ということで、7枚という数字が出たものでございます。

それと、3点目の可動床を設置・導入できないかという分でございますけれども、もし、ご提案の可動床を設置することになりますと、現在計画しております水深1.2メートルの下に可動床をおさめる寸法といたしましてから40センチメートルのプールの深さが必要となります。プールの水深が深くなることによる建物への影響といたしましては、プールの下部部分に当たります2階の床レベルを下げることになり、それに伴いましてから1階多目的ホールの天井高が40センチほど圧迫されることとなります。このたび建設いたします施設は、建物の高さが日影規制によりましてから最高10メートルに抑えられているために、プール水深の40センチメートルの増加部分を吸収するためには2階より下の階を圧迫する以外に方法がないために、1階多目的ホールの天井の高さを40センチメートル下げることとなります。この天井を下げた場合、多目的ホールの機能を果たせなくなるので、多目的ホールの床レベルを現状より下げる方法も考えられますが、そ

の下の階の地下駐車場に影響を与えることになり、駐車台数の減少と、地下の掘削工事の増加による工事費の増加につながりかねないということもございます。また、プール水深を実質的に40センチメートル深くすることで、プール階を支える梁や柱を補強する必要も生じるなど、現在の実施設計を大幅に変更することになります。また一方で、この施設の建設事業費の財源といたしまして地域総合整備事業債を充てておりますが、この上限といたしまして建設完成年度が16年度末となっております。以上のような諸事情を総合的に勘案いたしましたならば、現段階での可動床を設置するための設計変更はできないものであるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）説明を求めたんだから、言い訳をするのは当然で、言い訳をするんだけど、全然言い訳なんだよね。なぜ、それじゃ、この前のときに、7枚とか、そういうことを言えばいいのに、70数枚ありますと言うから、私が見積もったら3人／時か4人／時かかるんです。4人でも1時間以上かかる。これは極めて厳しく見積もって、1枚当たり何分で、30数キロあるものを女性の方が、かなりお年の女性の方がおられるから、ああいうところは、職員が。水着を着て潜って上げにゃいけないのだから。そういうことが可能性があるのかということで聞いたんです。全然そういうことを検討していないから。していなかったんだ。急に慌ててどこかから取り寄せてきて、資料を。それで今のような、30数キロのものが70何枚ありますと言うておいて、今度は、急に7枚になってしまった。町長さんが言うのに。そのときに聞いたことはすべて資料を出しますということで私は認めたんですよ。ただ、議長からもらっていないかわからん。議長に回答したと言いきるから。だけれども、つけ焼き刃なんです。その場において私が聞いたら、全然答えられない。うろちよろうちよろして資料を持ってきて、何メートルの何枚ありますと。30何キロありますと言うておいて、今度はその説明が全然なしで議会へぶっつけ本番で来て、町長が7枚と言うから、これもおかしい、これも議会軽視だというのは当たり前でしょう。だから、あなたらはそう言って、何でもかんでも理由をつけて言い逃れをしておるんだ。

それから、もう1つ、あなたよりわしのほうが素人じゃないと思うんだけどね、今の中の床板というのか何か、これを上げたりおろしたりするのに、その7枚の面積は知れておると思うんですね。全区間じゃない。70何枚あるのに。そのうちの7枚でしょう。

10分の1でしょう。その間だけを上げおろしするのに、前田議員がこの前、発言されたように、40センチでできるなら、70センチのけたの高さがある、その中へおさまるといって言うてるんだ。そんなことは、あなたはわからんのでしょうか。わしは土木とか建築はあなたよりよくわかっておるんです。

○議長（河野）時間が来ましたので、今の質問に対する答弁、お願いします。建設課長。

○建設課長（児玉）先ほどの可動床の関係ですが、今、3階にプールを置いています。その箇所の関係が今言った可動床に伴って40センチ下がってくるということなんですけど、今の1階と3階の間に2階がありますけど、その間の梁の大きさが今、1メートル600でいっぱいいっぱいの構造計算になっています。これはスパンが、今言われるように、プールの間が飛びますもので、14メートル70の長尺のスパンになっています。その関係上、上のプールを支える梁が1メートル600でございます。その中で、今、余裕高は一つもございません。その中でなお40センチ下げてくるということになりますと、今言ったように、1階の天井を下げるか、地下にもう1度その下げた分を下げるか、そういう方法しかございませんので、現段階の設計の中での構造のやり変え、可動床の関係については非常に難しいものと考えております。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）議会軽視ではないかというふうなご趣旨でございます。我々のほうも決してそういうつもりはございません。先般、全員協議会の中でご説明をしながら、さらにその前のときの住吉議員から可動床のご質問が出たりしました。再度、そういうご質問をいただきながら、確かに我々のほうも、細密のその点についての検討について詳しく行っていない面もございました。さらにそういう、よりよきものをというご提案を受けて、私どものほうも議会軽視ということではなくて、決してそういうことではなくて、改めてまた専門的にもその点についてもどれだけ可能なかどうかということについて検討させていただいたということでございます。

それから、あわせて同時に、我々のほうが今計画しておりますプールフロアを利用した場合の、ご提案のあった、何人力でどの程度のものが時間がかかってくるのかということについて、これは近接のそういう公設、あるいは民間のプールを所有しておる同様の、あるいはそれ以上に軽いものがございますけれども、そういうものについて電話で問い合わせる。あるいは、実際に2カ所について3回ほどお伺いをして、私どもが見させていただいたと。その中で実際に、例えば1つのコースを25メートルの2メートルの

幅のものを、私どもが説明をいたしましたプールフロア、先ほど課長が申し上げましたけれども、1メートルの2メートル、深さ40センチのものを、約32キロでございますけれども、それを25枚敷いているものを2人で上げていく、設置してあるのを上げていくというものを実際に見させていただいて、その作業内容が6分か7分程度で、それも、取り急ぎ非常に必死でやっている状態じゃなくてできるということで、そこの部長さんともども一応見させていただきながら、お話を伺って、非常に極めて日常的にそういう設置なり、あるいは上げ下げすることが行われているというふうなことでその説明を申し上げたところでございます。

○議長（河野）6番、齋木君。

○6番（齋木）昨日からの議員さんの質問でかなり合併問題は重複しておりますので、要点だけに絞って申し上げますので、特に議長さんをお願いするが、私は皆、町長と言いますから、ほかの者は、松岡助役、部長さん、教育長、一切だめじゃけんね、お願いします。

初めに、合併問題についてのお尋ねで、重複しない……。町長さんね、どこの全国市町村も、学識経験者、いわゆる商工会長とか、あるいは会頭とか、あるいは民間大学の教授とか、こういう者を選んでおるんじやが、あなたは自分の部下の松岡助役や正木収入役やら、そういう部下ばかり選んで、公平さはないんですよ、皆さん。我々議員もそれを十二分に指摘しなきゃいけないだ。私たちは、議長・副議長さんは仕方がないが、4人はやはり選挙で選んだ。あんた、むちゃくちゃじゃ、町長さん、とにかく合併、合併で。町民がおとなしいかどうかはわかりませんが、議会の議員さんも。話にならん。なぜそういう中立的な立場の方を、よそは皆そうしておるんです。県庁の職員の方2名が、市の意向か、あんたの意向か知らんけどね、町長さん、それを明解に、なぜそんな非民主的なことをやって合併へ持っていこうと思うのか。これをまずお尋ねしたい、このように思うんですね。

2番目は、各議員さんがいろいろ申し述べられたんですから、重複しない点を一言言います。私は先般の全員協議会か特別委員会かで、町長さん、あんたは海田町を売ろうと思うておるんかと言うて、私は、ああ、これは失言じゃったと。渡そうと思うておるんかと、こういうふうに言いましたが、今日は、あんたらに民事裁判で告発されても告訴されてもええから、名誉毀損か何かで。本当にあんたは売ろうと思うておる。裁判の法廷でわしは堂々と資料や議員の証言を求めてやっていきたいと思う。本当に売ろうと

思うておる。この前は失言じゃと言いましたが、私は今日は失言じゃない。いろいろ議員さんの質問から、あらゆる答弁から、自信を持って私は皆さんの前で堂々と言いたい。喜んで裁判を受けたい。それで論戦して町民に知ってもらいたい。これをまず、重複しない点を申し上げたいと思います。

次に、せっかく調査特別委員会ですばらしい意見を議員がおっしゃった、皆さんが。やはり今の財政再建団体に転げ落ちようとしておる、各議員さんが質問されたように、わしもここへ資料を持ってありますが、中国新聞の2回目の記事には、広島市の公共事業、過去10年間は失敗だったと。見直し委員会が調査・分析結果をやっておる。それも、秋葉市長さんはすばらしいと思う。しかし、海田町の合併問題については非常にあの人に疑問をわしは投げかけておるんですが、ここに大学教授でも、例えばですよ、町長さん、まず、座長は広島大教授の都市計画の地と井を書いて地井先生、それから、神戸大学の大学院の日本金融経済論の山家先生、法政大学の教授の五十嵐先生、これは公共事業論。それから、広島大学の経済システム研究所の所長さんの教授の地域開発論の伊藤先生、そして、岡山大学も都市経済学の中村良平先生、そして、東京工業大学大学院の社会工学の肥田野先生、それに広島女子大学生生活学科の憲法論の若尾典子先生、こういう公平な、中立な立場に立って、今までやってきたことを全部調査されるんです。あんた方はまちを売ろうと思うて、気分がおかしゅうなっておるんです。冗談じゃないよという。そのことをよくあんたはわきまえて、どういう気持ちで調印式に臨むのか知りませんが、私は思うんですよ、ここでね。齋木よ、おまえ、あの人には合併反対じゃいや、そうじゃないぞ、おまえ、だまされとるわいと。私は数えたらな、町長さん、安心しんさい、あなたにめくらめっぽうについていく合併の議員さんが11人いらっしゃる。我々みたいに、1年延ばそう、合併をが7人しかおらん。必ず、あんたは調印式をしても堂々と19年間の人脈、公私ともに議員をお世話した、そういう人たちがめくらめっぽうについていかれるんじゃないかという気がするんです。11対7じゃけん、町長さん、安心しんさい。のう。私が五分五分じゃ言うたって、齋木、おまえ、だまくらかされておるわいと。こういうことの情報も得ておるんですが、私は五分五分じゃと言いつたが、最近非常に自信をなくしたんです。そういう観点にとって私はあなたに今言いたいことは、なぜ、そのような公平の立場で行かれないんだらうとか、こういうことを私は再度あなたに申し上げます。

今度は、私の会報に載せておりますが、一部の職員の方にも差し上げましたが、よう

やく、我々議員は頑張ったと思う、8人は。大げんかして討論して。あなたらは、ああ、  
そうですか、出張所はだめじゃ、ああ、そうですかと言うてこられた。さっきいろいろ  
論議されたように。我々は同僚の議員を説得して、満場一致で出張所をお願いしたんで  
す。そうすると、今論議されましたように、連絡所という。私は矢野の安芸区役所の出  
張所に行きましたよ、久しぶりに。堂々たる、元、町長さんはあれは庁舎じゃったと言  
うが、駐車場も広いのに、7人の職員にやらしてやって、パートが責任者を入れて6人  
おりますと。畑賀へ行ったら、連絡所じゃもん。ぽつんとおばちゃんが座って、2人で  
5日間を交代で勤めよるんです。ぽつんと。それで、来たら住民票と印鑑証明は中野出  
張所へファクスを送ってある。矢野は恐らく2万7,000人の人口、畑賀は4,500人。この  
大海田町がよ、町長さん、3万500人が、堂々と矢野に出張所があるのに、距離は違いや  
しませんよ。西や東の奥と熊野の境まであるんです、直線距離にしたら。何で惨めな、  
哀れな妥結をして戻るんな。先ほど住吉議員がおっしゃったように、テーブルをけて。  
過去、私は言いましたよ。農協のことを例にして申し訳ないが。坂の埋立地へ本所を持  
っていけと言うたんじゃ。当時の坂の議員はテーブルのコップをだ一つとひっくり返し  
て、ぶちまけておいて帰ったよ。そういうように、町長はいつでも腹を切る、やめる、  
真を問うと。これが本当の信頼するまちの親じゃないですか。のたりのたりぐたりぐた  
り言うて。助役や木原部長が答弁するだけじゃ。そんなことでまちを売っちゃいかん  
というのが、私はその点について、重複して申し訳ないが、出張所と連絡所の差が、矢野  
が閉鎖したら、ほいじゃ閉鎖したるよと言うて町長さんが言やあええがな。矢野を閉鎖  
してこい。ほいで、寝耳に水じゃと言うて。本当は市長は閉鎖するというんで、そんな  
ことは一つも聞いてへん。矢野の町民が許しませんよと言うたよ。何をあんた、海田町  
を売るんかと言うておる。

次に、よく皆さん方が、斎木、1年延ばして、それで合併の話はどうするんなと言う  
けんね、私は助役さんと多少数字の見解が違うけど、いつも、ああ、わしはわからん  
と言うて帰るじゃろ。私は一部の借入金、積立金、町有財産の話も聞きましたが、売却の。  
30億円は、佐中議員さんはよう研究しておったわ。わしは数字的に音痴かもわからんが  
ね。私は頭勘定で30億円の予算を組める。広島市へ行ったら、どうしようもないじゃ  
ないですか。これ、私はですね、町長さん、経済界で金はないが、中電の副社長、広銀  
の頭取らと一緒に広島空港の貨物ヤード、駅のね、どうするか委員ですわ。そこで一  
致したことは、もう1回で終わりますが、財政再建団体になっておるから、今の野球場

でいいじゃないかと。とても経済界が寄附できるような問題じゃなしに、広島市が屋根つきドームじゃと言うてもだめだと。もう1回その結論を出しますよ、だめじゃと。金がないんだから、理想論を言うてもだめだというような状況で、私も通告表に書いておりますが、皆さんね。私が県議会議員のときに、本郷に広島空港が移ったときに、国と県が半々に飛行場を持っておったんよ。それで、国は買うてくれと言うから、広島市は250億の半分、125億、125億出して、これ、死んだら、知事が反対するから。そうでしょう。死んだら、125億。5,000余りの年間の予算の中でね、一般財源が。

その次は、今言いましたように、貨物ヤードの跡地に屋根つきドームをつくるじゃどうじゃと言うたけど、これ、105億死んだら。とてもできない。皆さん、アストラムラインが285億借金があって、まだまだ続きますよ。205億円、無利息で貸しておるんよ。何ぼ税金が雨で降ったように入ってくるんじゃない。で、私は言うんよ。さっき言ったでしょう、住吉議員さんが。担保をとろうじゃないかと。協定調印だけじゃだめじゃけん、いろいろ皆さん、町長さん、資料をわしも、これは前田議員か佐中議員からもろうたんじゃがね、何十年合併からたって、さっき質問されたのと重複しますが、矢野町が59.4、船越が83.3ぐらいしかできておらん。何ができたんですか、あの近辺に。西高東低という言葉が、町長さん、あるやろ。西高東低と。全くそのとおりやと。そうじゃけん、担保を町長さん、もらいんさいや、調印までに。何を担保を出してくれるのか。こういうことを私は担保問題について町長に再度質問すると思う。だから、私は書いた。東海田の新駅の問題、後で言いますが、西地区に私は農業公園ぐらいやってもらいたい。観光協会をつくって、串山城の設計ぐらいしてもらいたい。

それから、これは建設部長、あんたでいいよ。隔離病舎について3年前から本会議で質問しておる。ああ、交渉しよります、どうしよりますと。あと6カ月よ、合併は。ぐだぐだぐだぐだ言うちゃつまらん。明解なる、建設部長、これは町長でのうても、あんたらでも答弁したらいい。

それから、温水プールの問題は、各議員さん、住吉議員さんをはじめ、皆さん同じ考えです。何を言っておるんかと言うんよ。お年寄りと一般の健康な方と同じところでやる、そのものがおかしいし、この近代的な時代に、月へ行つて、また今度は何へ行こうかという時代に、よっさこよっさこたったら担いでいくようなそのものの発想しかあんたらはないんやと。お年寄りと一般の者と一緒にして、土曜・日曜は一般の者じゃ、ほかの高齢者の方には月曜から金曜じゃ。幼児はどうするんか知りませんが、倉橋をみ

んさいや。人口7,000人じゃが、立派な温水プールを建てておるよ。1年延ばして、何を文句を言うんな。広島市もね、町長さん、海田が逃げたら府中町、もちろん私もこの間、励ます会で前議長に頼んで来てもらうた。齋木さん、わしは行きにくくなったよ、あんたのあいさつに。合併はせんかもわからんぞと言いよった。ああ、ほうのうと言うただけじゃがね。やはり広島市も、海田町が逃げたら、1年ぐらい待ってくれますよ。周囲に及ぼす被害、健全財政、3万500人の人口、経済力、のどから手が出るほど欲しいんですよ。そんなに、それは感情的に市議員の方が、それじゃ、せんど、せんどと言うけど、それはジェスチャーじゃと思う。私は、ああ、そうですかと。あくまでもそう言いんさるなら、わしも関係がある。逃げよるがな、あの前を通ったら。会わんように、会わんようにしておる。東区の県議員じゃったんですから。区長さんは東区の区長で、わしが県議員のときに物すごい懇意なんじゃ。会わんように、逃げよるんです。頼む頼むと言われるから。そういうふうに、町長さん、一つも恐れることないよ。住吉議員さんや佐中議員さんがおっしゃったように、町民投票でも住民投票でも、町長さんは選挙をやりなさい。恐ろしいことはないよ。町長さん、やっぱりね、本当に19年間おやりになったんだから、議員のファンもいっぱいおってよ、7人か8人しかおらんじゃけん、わしらのほうは。そういう自信を持って、皆応援してくれようの。そして、真を問うたらどうですか。そういうようなことです。

次に、洞所山荘の問題にしろ、私たちは、町長さんも、合併と同時に1年の特例は受けないと。収入役さんもおっしゃったな。立派な。議員がそうですかと言うて、地区審議委員として、権限もないのに、1年間残ることはないよ。市議員が2人出れるんじやな、町長さん。同時に、議員も8,000万。そこらも町長さん、よう考えて。

それから、最後に、運動公園のキャンプ場はどうなったんかというのをわしらは見に行っただよ、あそこへ、高野町、高野山へね。人口2,000人余りが立派なキャンプ場を持って。背景も人口も違うかもわかりませんがね。あのままでほったらかしでいくんかいな、町長。1年延ばせば、かなり整備できる。そういう点で私は1年延ばしなさいよと言っておるんです、町長さん。

それから、8月31日の中国新聞について、桑原議員が、私も会報やら、議員さんに手紙を出したと。これは論議しましたから、あんたはここへこう書いておるんよ。あんたの通告書に、最後に。12日は合併調査委員会にあんたは寝ておった。あなたも同席しておったじゃないの。なぜ、それを秋葉市長やあそこらへ行って言わんのかね。議長も、

私は文書で全会一致で、法定協の回数、議長さんも文書で出してもらいたかった。あんた、寝ておったんか、あのとき。おったじゃないの。それぐらいで、これは重複しますから。私はとめます。

それから、通告表に書いて皆さん方にも配っておると思うんですが、議員さんには配っておらんかもわかりませんが、佐中さんから府中町のほうの議員の方がそこはもらって手を入れたんですが、今申しましたように、安芸町、熊野跡、矢野町、船越町、五日市と。こういうことの例があって、ほかの町は資料がないと言うが、その中に書いてあるんです。府中町の議員と会いましたよ。名前を言うてもええんじやが。斎木さん、12名が署名捺印しておるんじやと、うちは。和多利町長さんは来年5月じゃから、それまで動きはないと。これは、法定協は合併条件をつくったんじゃないんだと。その中に府中町の職員と市の職員がやり合うたが、負けて戻っておらんと言うんよ。助役さん、負けておらん、一つも。よう返答せんじゃけん。あんた方はどれだけの度胸を持って今まで最前線で交渉されたかわかりませんが、私は言うたんよ。議員の代表が第一線で交渉しようかと。わしじゃったらテーブルをひっくり返して帰るぞと言うて。海田町が、名前が残るが、なくなるんじやね。そこぐらいの気迫は、今まで議員さんが述べられたから、これで終わりますが、これに広島市と広島県、県会議員やったんですが、非常に仲が悪いんです、今。どうじゃこうじゃで、いつもね。私に市会議員がこう言うんやもん。広島市の県会議員は半分でええよと。そうよのう。広島市の県会議員は県立高校と警察と海岸だけしか権限がない。そうはいくかい。宇品の海岸を忘れるかい言うて、わしは言う。それじゃったら、県会議員は何をするね、仕事をというぐらいですが。そのように、物すごい仲が悪いんですが、そういう間柄の中で、私は、県を非常に頼りにし、支援を求めりゃいいんじゃないかと思うが、何か法定協の委員に2人出て、部長が何を言うたんか知りませんがね、それは。そういうことを申し述べておきたいと思います。

次に、議員の皆さんにわしは早く配った。駅前の駐輪場問題で、山岡議員さんが言われたことに重複しておるかもしれませんが、私は核心に触れたことを書いた、過去の経過を。

まず、私は、監理課長、因幡課長、こっちへ向いてみい、わしの顔を。町長さんと一緒に会った。2週間前かな、二、三日。投書が来たんじや、わしのところへ、駐輪場の問題でと。わやったらじゃないか、あれはと言うて。そうですよ。因幡課長が15回行った。ほんまに15回行ったんか、あんた、宗平会長のところへ。町長は昼に来て、おい

おい、最後は、ええぐあいによってくれいよと言うて。あんたは行つとりゃせんよ、一つも。これは山岡議員に約束したから行くじゃろうと思うが。15回も監理課長が行って、課長と別れるときに、ええぐあいによってくれいよと言うだけよ。これが町長かというね。私はあそこへ書いておる。何で無償貸し付けをしたかと。私は又聞きですが、堀間議員さんと前田議員さんがこの問題を1回取り上げた。おやめになった奥村議員さんか、あれもやったと。そのときになぜ無償とか契約しないかと。町有財産をあんたはね、ここで自治法違反か、町長さんは刑事訴訟を起こされてもしょうがない。わしも研究するが、告発するかもわからんよ、町長さん。ということはね、1回目の、通告表へつけておるよ。請求書を1回出しておったんよ。資料がありますよ、13年の。これを出しておられる限りは犯罪行為、町長さん、あなたの自治法違反の契約の告発をして、わしは弁護士を通じてよう研究せにゃいけんが、町長さんも研究してくれにゃいけんが、簡単にまちの親父の町長をわしが告発するわけにはいかんけん、よく調査せにゃいけんけどね。あの請求書を出したばかりに、大変なことを町長さん、あんたはしておるよ。それで、お金をもろうとる、1回は。あなたは、なぜ内容証明を出さんか。私は会うた日にちを書いておる。行ったよ、宗平さんを探しての。行ったら、上市にいらっしゃった、会長さんが。初めは会わん会わんと言いよっちゃったんじゃがね、とうとう玄関へ座り込んで30分話をしました。それは、日にちをここへ書いておりますが、何日かいの、会うた。最後に奥さんが来られて、あれは開所当時に500万ぐらい出しておりますと。

わしはここへ書いたのを読んでおきますよ。かなりの総会をやられて、通告表の7ページ、平成4年度の運営状況の資料があった。会員2,950名、年間収入3,500万、年間支出が3,000万だから、今までたまった金が3,500万あるよと。法人をつくりたい。そして、2番目に9年度の決算状況。それから、10年度、11年度、12年度は助役さんが出しておるけんの、ちゃんと、通告表に資料をぴしゃっと。そして、最後は5,000万ぐらい、12年度の総会資料では年間収入が3,500万で、この年だけは3,800万で、約5,000万残っておるという総会資料。その総会資料の投書には、4名か5名しか出ていない。そして、会計は宗平会長さんの白島の会計事務所。それから、監査はご親戚の方、理事は3年に1遍首にされて、10万円の退職金をもろうと。なぜ町長さんね、なぜ助役さん、あんたらは県庁から来て頭は優秀じゃろうと思うが、内容証明、あんたとも会うたじゃない。会員がこうすりゃ一発で背任じゃと言いよったが。内容証明ぐらい、助役さん、出せや。内容証明、町長さん、何か2人に関係があったんかと思われるよ。そういうふうにあ

あなたの自治法違反の刑事事件で告発されるような案件じゃないかという疑問を持っておる。しかし、わしも法律家に聞いてよく調査せにゃわからんけんね。そういうような状況であるんですよ、これは。そこらをよくご答弁のほどをお願いしたいと。

それから、再三、私は2年半になるんです、議員に。駅前再開発について、もう1度言いますよ、あなたが町長になられて、10年間で約、これは役場で調べたからね、11億6,742万円使っておられるんよ。この前と同じように言うが、楢さんにたった1回、形式でお願いします言うて。なぜ私が近くの近所の人とか農協の組合長とか、あるいは議員にお願いして、玄関にひれ伏して、なかなかあんた、プレハブの中、立派な家や庭を、ちょうど逃げたい方はオーケーするよ。今年の予算も2億何ぼで1億ぐらい買うておったんでしょ。私はどういう結論を出すかという、町長さん、返しんさいや、あんたが男一匹やったらと。これだけくそみそに言われたら、普通の町長はやめるよというが、あなたは辛抱強い人じゃ、珍しい。私は非常に何か尊敬して、議会で褒めよった。齋木、おまえ、どうしたんな。物すごいジェスチャーがうまいんや、あなたは。ころりとわしは参りよった。それで、弟さんもいらっしゃる。やめんさいと。けってから、やめたと言うて帰るよ、普通じゃったら、わしじゃったら。そうまでして町長はやらんでもええと。計算したんじゃ。あんたが29年の間に今の給料で2億5,000万か6,000万もろうておったじゃ。退職金を担保に入れたくらいええじゃないの、あんた。男一匹で約束してあったんじゃから、そのぐらい言うのが、まちの親父であり、町民の信頼を受ける町長さんではないでしょうか。それで、私は、ご答弁の中で市と話し合って引き受けるという。あなたが任期中に合併したいなら、任期中に片をつけるか、皆さんに答えて申し訳ないか。これは、任期中にそういうことを決着つけんさいや、あんたは任期中に合併すると言うんじゃから。それを得手勝手に広島市へ申し出ますよと。こういうようなことじゃ、ひきょうですよ。そこらについてもう1度、駅前再開発で、私は責任をとっておやめになるか、弁償されるか、退職金は要りませんと。むだな町費を使いましたと。あそこへ6人ぐらいおるがな、たむろしておるわ。何をしよる、毎日毎日あそこで。ごそごそごそしよるが、することはないじゃないですか。何もできんのじゃから。だから、早く打ち切って、解散して、新しい角度で、新しい町長でやるか、市役所が新しくやるか、どっちかじゃないですか、町長さん。そういうふう、11億あつてみんさいや。何ぼでもいけるで。プールが7億でできるし、福利施設が何ぼでもできる。私は本当に監査の方をお願いしようと思う。監査してもらいたい。監査してもらいよるから、思わんがね。

そういうむだなことをあなたはおやりになっておるんだということ。

最後に、最後じゃないが、東海田新駅のことについてお願いしたい。私や国岡さんが議会に一生懸命お願いしたら、そうじゃ、やっちゃろうと言うて町長さんも受けたというて、400万つくっていただいたんだ。その後、どうなっておるか知らんが、朝日新聞に突然載っておりますが、ただ、この間海田東地区の自治会でどうするかということ、期成同盟会とかでやったときに、これは、河野議長さんと町長さん、こういうことがあった。国岡議員さんが「合併を早うせにゃ、できんようになるで」と言うたときに、わしはみんなの前じゃけん、何をあんだ、国岡さん、議長、言うんなど言うてやり合おうと思うたが、まあ、こういうところで議論してもつまらんと思って、早速帰っていろいろ合併計画書を見たんよ。お粗末なことが載っておるよ、読んであげるよ、これを。お粗末なことがの。何が書いてあるかということ、話にならんことが書いてある、ここへ。読んであげますよ。ここへ書いてある。最後を読むと、「また、今後の地域開発の動向や住民のニーズなどを踏まえ、JR新駅について検討します」。しまったとわしは思うんだね。安心せい、広島市へ申し込んでおると言うんですよ。残念で情けないと。河野議長と国岡さんは、ああ、市にしたらすぐできるぞと言うが、これだけの文書しかないんですよ、皆さん。ありゃと思うたんじゃね。話をしておる、話をしておると言われるが、話は何ぼしておっても、つまらん。合併建設計画案に、18ページの6行目を見てください。今読んだとおりですよ。検討しますじゃ。金もありもせんのに、何を検討してくれて、何をやってくれるか知らんが。だから、1年延ばせば、1億や2億をつぎ込んで今できるんじゃ、これが。ある程度のことが。宍戸司さんを招いて呼んだときに、広島市に合併したが、なかなか難しかったと。単独町のときにある程度手をつけておきなさいと言うてご指導を受けておるわけじゃの。そういう点についても残念で。特に法定協委員の河野議長、中岡副議長さん、原田委員長さんはどういうふうにこれを法定協で約束してもろうたんかの。26日にやったら、これは原田委員長の責任もある。当然、こういうことで、29日は延ばしたと。それでいいですかというのが民主的議会じゃないですか。町長さんも、議長、原田委員長、そうせにゃいけんよというご指導をいただかにゃいけなんだんじゃないですか。これは重複しますが。何もかもむちゃくちゃじゃと言うんじゃ、わしから言わしゃあね。しかし、情けないことには11対8じゃわ。ああ、議長をのけて11対7じゃわ。寂しき至りよの。

それから、私はもう一つ、二つあるんですが、あと1対1でやりますが、私は言うん

ですよね。10日から、重複しますが、議会が済まんうちから、合併合併の説明会をやる。議会軽視もはなはだしい。とにかく狂うとるんじゃないの、町長さん、あんた、頭が。議会も済まんのに合併合併、17日に調印しようと言うて。そういうようなことをしていいんですか。納税者をだましたり、町民をだまして、決まってから説明したって、どうにもなるんじゃないんだよ。そういうことも、重複しましたが、あえて私は再度、申し訳ないが、お聞きしたいと、こういうことじゃないですか。

それで、私は最後に大事なことを言いますよ。町長さんだけの責任じゃない。ここまで混乱したら、町長さんもおやめになられて、議員も総辞職して、何も選挙を恐れることはないんよ。定員が2人減っておるけん、町長。びくびくするかもわからんが、議員は町民のためじゃ、常在戦場じゃ。負けてもしようがない。町民に訴えて、町長さんだけの責任じゃない。ここまで町長を追い込んだのは、県庁から来た松岡助役や木原部長もいけん。我々議員も同じ同罪じゃ。解散をしてね、町長、辞職して、あんただけじゃない、もう1度、佐中議員がおっしゃっていたように、我々議員も解散して真を問うべきだと。それでないと、11対7じゃと言うても、7人が団結して町長の解職、議長の解職をずっとやるよ。法定数をとって解職請求をやるか、徹底してやるよ。負けるかもわからんが。それがずっと混乱が続くんよ。そこらでね、町長さん、もう1度、19年間の功績も大じゃから、ここらで調印を延ばしてくれと言うたら、あなたは堂々と、来年の4月末か、任期ができる。我々議員ももう1年あるんだから、やって、ゆっくり。仮に合併せんとするても、十分できるよ、矢野も坂もしやせん。だから。自信を持っておるんだから、あれらは。何も海田町がつまらんじゃ。それでね、助役、あんたはうそを言うておる。早う合併せにゃ、起債とかそれが小さくなる。湯来町なんかはどっち向いても関係ないですが、府中も熊野も坂もする意思はないよ。だから、半年でも延ばして、いつでもいいじゃないですか。そういうふうに、うそを言うようなことがある。それをいかにも小さく言うけん、ちいとは、今度は小さくなった言うぐらいじゃけん。小さいという上品な言葉を使うておるがね。そんなもんじゃないと私は思うんですがね。以上、議長、終わります。あとはご答弁によって質問させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤） 斎木議員さんのご質問にご答弁いたします。いろいろとご質問いただいておりますので、その順序を追って答弁をさせていただきます。まず、合併の考え方につ

いてでございますが、この件につきましては、先日の法定協議会の中で町の議員の委員からも質問がありました。安芸町、矢野町、船越町においては確かに計画額に対する実施率が100%を下回っておりますが、14カ町村の平均実施率では約131%と、計画額以上の事業を実施していることや、未実施事業が残っているとの意見についても、例えば、ごみの埋立地や焼却炉の整備を既存の施設で対応することとして、用地取得の必要性がなくなったものや、幼稚園を近隣の施設で対応した事例はあるが、いずれの事業も事前に地元と十分な協議を行い、理解を得た上で未実施としたものであり、これ以外の事業についてはすべて実施しているという説明がありました。こうしたことから、過去の合併において広島市は建設計画で計上している事業を実施しているものと考えております。

続きまして、海田市駅利用者自治会についてお答えをいたします。町有財産をなぜ無償貸付したのかとのご質問についてでございますが、ご存じいただいていると思っておりますが、昭和40年代後半ころから、駅周辺の放置自転車の問題が社会問題化され、海田市駅周辺においても自転車の散乱が地域課題として大きく取り上げられることになりました。当初、海田市駅周辺の放置自転車の整理について、自治会、警察、保線区、海田町が寄り集まって対応を協議して、最終的に海田市駅利用者自治会が結成されたものでございます。このような住民自身の積極的な地域活動に対して地代を請求するべき趣旨のものではないと考えており、長年にわたり町民の理解をいただいていたものであると解しております。しかしながら、平成2年ころから、自治会は独自に法人化を目指され、次第に資金が蓄積されることとなりました。町としては、法人化は法的にできないことであり、自治会の継続は無理であるとして、繰り返し町への移行を求めてきたところでございます。平成13年末、ようやく移行について協議が調い、14年4月から町が主体となって運営することとなったわけでございます。こうした交渉の動きの中で、13年度の地代については支払い能力が十分あること、あるいは、これまでの状況は継続できないとの姿勢を明らかにするために請求をさせていただいたものでございます。

次に、財産処理の問題について最後通告はどうかとのご指摘でございますが、町としては基本的に他団体に対してどこまで介入できる権能があるのかについて研究を続けてきましたが、これまでの行政実例や国・県への問い合わせ等を通じても通告する権能を有していないこととなっております。町としては、自治会規約に基づき適正に処理されるよう説得を続けてまいります。

続きまして、区画整理事業についてのご質問にお答えします。当該事業は、6月議会でご答弁申し上げましたとおり、平成4年10月29日の都市計画決定以後、事業計画決定や土地区画整理審議会の設置、さらには基準地積の決定を行うなど、一定の成果は上がっているものと考えております。また、地元地権者の方々との合意形成につきましても、都市計画決定以後、いろいろな取り組みを行い、情報の提供を行うとともに、事業に対するご不安や誤解の解消に努めてまいりました。今後につきましても、引続き理解が得られるよう、できる限り努力を行ってまいりたいと考えております。土地区画整理事業は、本町はもとより、広島都市圏東部のまちづくりにとって根幹をなす事業でありますので、一時凍結のようなことは考えておりません。

続きまして、海田町福祉センター建設に係る談合情報について……。

○議長（河野）町長、その質問は出ておらんです。

○町長（加藤）大変失礼しました、斎木議員。おわびいたします。続きまして、（仮称）東海田新駅の建設についてのご質問にお答えします。新駅につきましては、JRと協議するための基本構想ができ上がりましたので、これをもとにJRと協議を進めることとしております。この協議がある程度調った段階で地区説明会の開催や設計といった具体の方策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、町長の辞職、町議会の総辞職等、新体制で合併問題と海田町の建設計画に取り組んではどうかのご質問にお答えいたします。広島市との合併につきましては、昨年の任意協議会での大筋合意を受けて法定協議会での協議を行い、先日の第3回の協議会において提案議題を原案どおり承認されたものでございます。昨年の任意協議会及びこのたびの法定協議会で広島市・海田町両市・町の理事者と議会の代表が真摯に協議を重ね、決められたもので、これに則り合併を進めていくべきであると、このように考えております。

第1問目が抜けておりましたので、合併問題についてお答えいたします。まず、法定協議会の学識経験者につきましては、法定協議会設置の議案を提出させていただいた際も、県職員を予定している旨のご説明をさせていただいた上で議決をいただいているものでございます。法定協議会の学識経験者に県職員を選任した理由としては、合併により県から広島市へ移譲される事務もあることや、合併建設計画の県協議も必要であることから、定めたものでございます。

次に、海田町議会合併調査特別委員会における法定協議会の回数を制限しない旨の決

定につきましては、当初の法定協議会の計画では、特別委員会での説明のとおり、合併調印式を含め、3回を想定して予算組みをしておりました。協議会での質疑が出尽くしたので、議長が採決に移られたもので、協議会の開催回数にこだわったものではございません。

次の合併期日延期につきましては、第3回の法定協議会において合併期日を含めたすべての議題について合意されました。平成16年4月1日という合併期日は去年の任意協議会において合意された事項でもあり、この協議内容を尊重し、法定協議会で審議をされ、合意されたものでございます。以上でございます。大変失礼しました。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）任意協の問題をご答弁いただきましたが、私も任意協の、町長さん、議員じゃった。この前の特別委員会にも言いましたように、勉強不足というか、調査不足というか、いろいろ広島市は60人かぐらい説明員がおるんですね。任意協で大筋合意したということは市長も言われるかもわからんが、あなたもおっしゃったけど、私はかなり言いましたよ。しかし、法定協があるわいと言うて、任意協で合意したから、法定協で論議はできんということは、もう1度、町長さん、お尋ねしますが、あんたは町長ですから。そういうことはわしはないと思う。任意協はあくまでも任意協であって、法定協で初めていろいろな角度で審議されるんですが、その市長が言われる、市が言われる言葉がわからん。あなたはそれをそうじゃ、そうじゃとおっしゃるんじやが、もう1度、任意協と法定協を、わしは勉強不足かもわからんから、本当に任意協で大筋合意したから審議せんということが常識か、それが原則か、何のために法定協が要るのかという。持ち残しはありましたよ。しかし、法定協があるからのというて、私は最後の言葉じゃった。その点について町長さん、もう1度、議長、説明してもらいたい。わしはわからん。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）仰せのとおり、任意協で大筋合意をしたから法定協ではもう議論はできない、意見は言えない、こういうことでは当然ございませんので、ご承知のように、任意協で協議の調わなかった、例えば水道の問題であるとか、連絡所の問題であるとか、やはりこれは法定協の中で協議をし、決まっていったものでございますので、任意協と法定協との差はそこにあるわけでございます、任意協で協議したものは法定協でもう何もやることはないんだと、こういうことではございません。法律的には結構できること

でございます。

○議長（河野） 齋木君。

○6番（齋木） あなたも同じような言葉をよう答弁して、大筋合意、大筋合意と言うて。何にも、ほいじゃで、任意協をせいでもええやないの。法定協でぱっと1年ぐらいでやりゃえかった。そこらが私が勉強不足で、そう言われりゃ、そうかいのと思うんじゃが、私は最近の勉強では、大筋任意協で合意しても、法定協でやりかえてもいいと、こう、わしは解釈が、新聞紙上とかいろんな学者の見解であると思う。だから、ああいう言葉は、町長さん、言うちゃいけんよ。そして、わあわあわあわあいう形の中で、いつも、町長さんね、皆さん。あんた、市長さんの選挙は2月2日、市会議員の改選が4月、それに合わせて、12月25日のクリスマスの日にやらなきゃいけないと焦っておる。それは、まあ、ええわ、法定協があるわと言うて、私はそれは仕方がないわと言うたんじゃが、全然法定協では、佐中委員や崎本委員さんの話を聞くと、大筋で合意した、大筋で合意したと言うて取り上げてくれんということのをわしは言うておるんじゃが、その点、もう一遍、それが事実かどうか、町長の言葉からお聞きしたい。以上。

○議長（河野） 町長。

○町長（加藤） 任意協で大筋合意ということは、大まかには大体任意協議会で協議を調べてきたわけですがけれども、やはり協議の調わなかったものも何項目かも持ち越しておったわけでございます。そういう協議をやはり法定協議会で当然できると。また、そのことが協議の内容の中に、また協議事項の中に、法定協で協議したものは当然に入るわけでございます。その大筋合意というのが言葉としてお聞きなのだと思いますけれども、やはりいきなり法定協議会でけんけんがくがくやるのかということと、大方にできるものはやっておこうじゃないかという協議と、2段階に分けてあったことは間違いありませんし、そのような経過を踏まえて任意協で協議を進め、それでなおかつ調わなかったものを法定協で決めていったと、こういうことでございます。

○議長（河野） 齋木君。

○6番（齋木） 町長さん、本当に、19年間という、合併問題ですよ、広島市との。19年間本当に町政をやられて、最後に、私はやっぱり次の町長に出られんということのを第三者その他から聞いておるわけよ。もう出る意思がないと。しかしね、町長さん、今までリードして指導されてきたメンツがあるかもわからんけど、今日のような理路整然とした議員さんの今までの質問に対して、町長さん、やはりここらで大町長として最後を飾っ

てもらうのに、町民のためなら、説明会でも10何人しか来ないというようなことで、町長さんは心残りがあるんじゃないかと思う。そして、仮に11対7で、議長さんをのけて、通っても、ずっとあんたがおやめになるまで紛糾がありますよ。解任署名とか。黙って引き下がるはずがないんですから。ここらでじっくり、海田町のために調印を延期するというと、万来の拍手をもって、賛成の議員も説得され、やられたほうが、町長さんの最後の華が、すばらしい度胸で、町民も感動し、我々も合併賛成の議員が多数ですが、説得されて、あんたの力で、やられる意思はないでしょうかと、こういうことですね。

もう1つ追加をしますよ。それは、自治法では違反がないが、海田町の名は残るけど、なくなるんだから、私はあなたが兄弟ですから、この採決なら、弟さんに加わっちゃいけないと。それは自治法では許されるが、道義的に皆さんと言いよるわけよ。1票の差ぐらいでそういうことやったら、これもまた大きな禍根を残す。これは次の議題かもわかりませんが、それはまあおきましよう。なぜ町長が、今日の議員の質問を見てみなさいや。筋が通っておる、皆。何とか、大町長として、ここらで調印を延期できんもんだらうかと。ちょっと待ってくれと。向こうは海田町が欲しくていけないんですよ。そこらの点、ひとつもう1度、議長、尋ねさせてもらいますから、ご答弁をお願いしたい。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）議員さんからこうして町長として最後を飾れということであろうかと思えますけれども、ご承知のように、ただいまこうして昨日から合併問題については随分の議論をしていただいておりますのでございますし、我々もまた意見を聞いていただいておりますのでございますが、既に法定協も終わりました、その中で16年4月1日を……。

（「まだ法定協は終わっていない」と呼ぶ者あり）

○町長（加藤）法定協は、そうですね、まだ議決をしておりませんからですが、法定協の中で一応16年4月1日という合併目標が立てられておるわけでございますので、その際、私とその職を引くというようなことは考えておりませんし、責任上、それはならんと、私は私なりに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）今まで、今回の10日から始まった昨日の議会でご答弁いただいたので、私は答弁は要りませんが、この問題についてはそうされたほうが、ああ、19年の町長は最後がすばらしかったなという気になるから、最後をお願いしたので、これはもう答弁を

いただいたんだから。変わらないということだね。非常に、町長さんね、惜しいねと思う、私は。

それから、今度は議長、駐輪場の問題についてのご答弁の中で再質問したいと思います。あのね、町長さん、毎年だれかが1年に1回の総会で決算報告、来年度の予定の詳しい冊子を私は見させてもらいました。役場で監理課長からね。すばらしい決算内容ですよ。無償で貸して、やっぱり500万前後の、あるいは350万前後の利益が毎年あると。四、五名の総会の参加、自由にされておったと。それで、税務署の調査が入って、中国新聞の記事を見ますと、350万ぐらい取られておる。5年にさかのぼって。私が面会したときに、斎木さん、税務署の調査が入って、税金を納めたから、あれで何もかにも終わりじゃと思うと、このようにおっしゃったんですよ。あなたは無償に貸して、契約もなしに、13年11月2日、初めて請求書を出して、それで終わったと、きょろっとしておられる。それじゃが、全国に、町有財産を契約なしで貸して、税務署も利益団体で課税して取って、きょろっとして、監理課長が15回行って、頑張れよ、ようやく、山岡議員さんの説明で腰を上げられたんだ。これだけで、わしは町長は辞職物だと思う。世論はそういうことを言うておられるということ。そのきょろっとして、優しい議会じゃろうと思う。内部の助役をはじめ、イエスマンばかりで、皆あんたに倣うて、こういう性格が役場の中に蔓延しておるんじゃないでしょうか。全国に例がありますか。350万も500万ももうけておる。財団法人でこんなものはできやせんのかと言うてあんたがおっしゃったように、そういうようなことですよ。その点についてお答えを願いたいと思います。来たんか、時間が。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）駐輪場の問題についての、いわゆる町の請求については手ぬるいのではないかというようなことでございます。先ほど町長の答弁の中にもありましたように、発生段階において町と自治会と警察というものが集まって、積極的に地域の活動として、こういう放置自転車を処理しようという趣旨で始まったものでございます。それに対して、地域活動に対して請求をするということができるとかどうか。これは、他の団体からしても、他のいろいろな自治組織に対して、コミュニティー活動に対してこれができるかという、これはちょっと趣旨が違うのではないかというふうに考えておるんです。ただし、私どもも請求をさせていただいたし、税務署もそれを認めた。これは、当初の自治会が結成されてから今日に至るまで、どうも途中から状況が変わってきたと。

それは、平成2年ぐらいから法人化を目指されて活動されたわけでございますけれども、町と考え方が違う。町は町独自でやらせていただきたいということをこれまで申し込んできました、それを受け入れていただきたいということの意思表示のために請求をさせていただきます。ですから、例えば、税務署もそうですけれども、私どもも、当初からの意思を平穩無事に続けていただければ、これはこれでよかったというふうに思うわけですが、以後、こうして町有財産から資産が蓄積されるということになりますと、これは問題であるということで、これを請求させていただいたというのが請求の趣旨でございます。

それから、私どもが自治会に対してどれだけ口出しできるのかと。町長のいわゆる区域内の他団体に対する調整権、いわゆる口出しをできる権限というのはどこに求めるのかということになると思いますけれども、これにつきましては、地方自治法の157条の規定がそれに当たるのではないかとということで、私ども、これを県・国等にも調査をお願いして、やったわけでございますが、ここに言う総合調整権というのは、区域内の諸団体の活動の総合調整であって、この団体固有の中のことには口を出す権能はないということが、これが名古屋高裁の判例なんです。そうしますと、それじゃ、今言われるように、口出しをどうするのかという問題になるわけですが、最初に申しましたように、駅周辺の放置自転車を整理するという趣旨、それから、逆に町は独自に、これが町の事務であるという観念から、両者がやはり協力関係にあるわけでございますから、両者ともに話し合いでこれを解決するよりないんだということで私どもはお願いをするんだと。ですから、通告をしたり勧告をしたりする権利はないけれども、町の財産を使って町の事務をしていただいた。それについては我々はこれをお願いし、話し合いの中で解決していこうということで、14年度において解決をしていただいたと。ただし、財産が蓄積されたものが残っているということについては問題があるということで、引続きこの処理を自治会の規約に沿って適正に処理していただきたいということを申し入れておるところでございます。ぜひご理解をいただきたいと思います。

（「議長、答弁が残っておる。町有財産も契約なしでやってもええんかということの答弁がない」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）ですから、これが貸借関係ということでございましたら、実務上、これを貸借するということになりますと、一たんこれを普通財産に移して、それを貸借

関係に持っていくというのが我々の正規なルールだろうと思うんです。しかし、現実には、あの地域において自転車駐輪場の区域を一たん普通財産に落として、それを貸し付ける、こういうような状態ではないと。現実には、現に道路として使用している区域をお互いに調整しながら、少なくとも、放置自転車を整理しようというのが趣旨でございますから、これに対して貸借関係を結ぶということは考えられない。自治活動として、地域活動としてやっていただくわけですから、貸借関係はないと、こういうふうに解しております。

○議長（河野） 1 番、岡田君。

○1 番（岡田） 1 番、岡田です。昨日から合併問題がずっと出ておるんですけども、私も。今、斎木議員のお話によりますと、もう合併決議が多数で決まるような格好で、もし仮にそういうことに最終になりましたら、もしかしたら、一般質問というんですかね、それも、本格的な一般質問というのがこのたびが最後になるんじゃないかと、こういうふうにして私自身は思っておるような次第なんですけど、それはさておきまして。まず、それでは合併問題について7点ほどお伺いいたしたいと思います。まず、7月に出されました広島市財政局財政課による広島市の中期財政収支見通しによると、長引く景気の低迷により、市税収入の減少、財源不足を補う基金も既に底をつき、広島市の財政は悪化し、大型プロジェクトなどを予定どおり実施すれば、平成17年度には財政再建団体へ転落するとしております。財政再建団体への転落は、自分たちのまちは自分たちでつくり、守る、こういう地方自治本来の姿を広島市みずから否定をし、放棄するのに等しいと言えますと、このようにあります。以上のことを踏まえて、以下の質問をいたします。

まず初めに、広島市が財政再建のためにいろいろ手段を講じ、財政再建団体への転落を回避するということは自治体として当然のことと思いますが、海田町がそうした自治体と合併をし、町有財産などを譲り渡し、財政危機を助けたとしても、広島市の財政危機は好転をいたしません。そこで、質問をいたしますが、大変な財政状況の広島市と合併をして、海田町民にとってどのような利益があるのかをお伺いいたします。

2 番目に、合併建設計画は10年間で実施するものです。広島市民になれば当然、広島市市民税を海田町民は払うことになります。合併建設に含まれない海田分の一般会計の予算はどのようになるのか、お尋ねをいたします。

3 番目に、駅前区画整理事業について10年間で実施とありますが、海田町では地域の住民が合意をしておりません。こうした状況で、今までできなかった計画が10年間でできるのですか。住民を無視してまで進めるのか、お尋ねをいたします。

4番目に、広島市と海田町との合併特例債を海田町だけのために使うという保証はあるのかをお尋ねいたします。

5番目、合併の目的が住民サービスの向上とありますが、今、海田町には240人余りの職員の方が住民サービスを行っておられます。住民サービスは人の手によって行われてこそ、意義があります。コンピュータでは人間的な気配はありません。合併をし、海田町を担当する職員を少人数にし、削減をしてしまったのではサービスの低下になるのではないのでしょうか。どこでサービスの向上ができるのか、ご説明をお願いいたします。

6番目に、広島市の中期財政見通しでは、次期財政健全化計画の中で、進むべき方向性として、人件費を含む義務的経費等と経常的経費の徹底した見直しを示していますが、海田町の職員が広島市の職員となった場合は削減の対象にならないという保証はあるのか、お尋ねをいたします。

7番目に、広島市の財政は大変な状況にあるということはマスコミなどを通じて周知の事実ですが、海田町との一日も早い合併は、貯金がなくなって借金ばかりになった広島市にとっては願ってもないことかもしれません。町長はご自身の任期中に合併をすると言われておりますが、海田町にとって不利益以外何物でもないと思われまますこの合併をなぜ急ぐのか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）岡田議員ご質問にご答弁申し上げます。合併問題についてのご質問でございますが、まず1点目の、財政状況の厳しい広島市と合併して、どのような利益があるのかとの質問でございますが、佐中議員さんをはじめ、たくさんの議員さんからも質問をいただき、お答えをしておりますけれども、広島市の中期財政収支見通しでは、平成17年度にも財政再建団体へ転落するおそれがあるとしておりますが、これはあくまでも、今後何ら財政健全化策を講じなかった場合の試算であります。広島市においては中期財政収支見通しを踏まえて今年度策定される次期財政健全化計画では、収支見通しで見込まれる財源不足を解消するための具体的な財政健全化策を取りまとめ、財政運営が可能となるよう計画を策定されますので、広島市が財政再建団体となるようなことはないものと考えております。本町における財政状況につきましては、これまでも議会や昨年10月の合併問題調査特別委員会などで平成17年度から財源が大きく不足し、厳しい財政運営をしていかななくてはならないことにつきましてご説明をしているところであります。今後についても町税収入の伸びは期待できず、基金は減少する一方、扶助費などの義務

的経費の増加が見込まれるなど、町財政の厳しさはより深刻度が増してきます。このような財政状況の中で、これまでと同等の投資的経費を確保し、事業を実施していきますと、累積赤字額が標準財政規模の20%を超え、平成18年度には広島市のみならず、本町も同様に財政再建団体に転落をしてしまいます。このような厳しい財政状況の中ではありませんが、合併建設計画につきましては、国・県の合併に伴う各種の財政支援策を最大限に活用し、広島市の財政に与える影響を考慮して策定されており、まちづくりが着実に実施できるとともに、また、広島市の多様な福祉サービスを享受できることが住民にとって有利であると判断をいたしております。

次に、2点目の合併建設計画に含まれない予算はどうなるのかとのご質問でございますが、これまでの例ですと、合併建設計画に計上されていない事業でも、その事業の緊急性や重要性を考慮して実施してまいりますので、本町においても同様の取り扱いになるかと思っております。また、維持・補修等につきましては、必要なものについては財源を確保して対応していただけるものと考えております。

次に、3点目の、土地区画整理事業は10年間で実施できるのか、住民無視で進めるのかとのご質問でございますが、先ほど、斎木議員にお答えを申し上げましたように、現在実施しております土地利用意向調査やワークショップ等を通じて引続き地権者の方々との合意形成に努めてまいりたいと考えております。また、合併後につきましては、先般の第3回合併協議会において広島市から、地元と協議を重ねながら計画どおりに事業を進めていきたい旨の回答がありましたので、事業は着実に引き継がれるものと考えております。

次に、4点目の合併特例債を本町のためにだけ使う保証はあるのかとのご質問でございますが、これまでもお答えをしておりますように、本来は広島市にも充当できる合併特例債を本町のみ事業に充当することによって約837億円という合併建設計画が策定されたものでございます。

次に、5点目の海田町を担当する職員を少人数に削減してはサービスの低下となるのではないかとのご質問についてでございますが、合併後の職員の配置につきましては、各部署の事務量を考慮し、適正な人員が配置されるもので、合併前に比べ、住民へのサービスが低下することはないものと考えております。

次に、6点目の、海田町職員が広島市の職員となった際に削減の対象にならないかとのご質問についてでございますが、まず、広島市ではこれまで財政健全化計画の中で、

平成9年度から平成15年度までの数値目標として約5%、約700人の職員数を削減するという取り組みを行っておられます。このような状況の中、職員数を単に削減するのではなく、定年退職に伴う新規採用を計画的に行うとともに、欠員が生じた場合の非常勤嘱託員や臨時職員を活用することにより、職員数を計画的に削減するというものでございます。また、合併後の海田町職員の処遇についてでございますが、広島市では既に海田町との合併を念頭に置いた職員の採用を行っておられます。法定協議会でも、海田町の定数内の職員はすべて広島市に引き継ぎ、職員の任免、給与その他の身分取り扱いに関しても、広島市の職員との均衡を失しないよう公正に取り扱われるとの合意を行っており、ご心配されておりますような、海田町の職員が削減の対象となることはないものと考えております。

次に、7点目の、町長の任期に合わせた合併は不利益以外の何物でもなく、なぜ急ぐのかとのご質問についてでございますが、広島市との合併により、住民福祉の向上や計画的なまちづくりの推進を図ることができます。福祉面においては、広島市が実施されている各種のサービスメニューは海田町が実施しているメニューよりも格段に多く、幅広い年齢層でそのサービスを受けることができるものと考えております。まちづくりの面においては、1市1町で来年4月1日を合併期日とした合併協議を行ったことにより、240億円の合併特例債を投入することができ、早い時期にまちづくりが進むものと考えております。以上でございます。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）まず最初に、私は思うんですけれども、7月に財政健全化計画が出されたんですけれども、これによって今までの状況とかなり変わったような気がするんですよ。やはり今までは、そうは言っても、何年前から広島市は政令指定都市の13ある中で財政が一番悪いとずっと言われておったんですけれども、それが実際に広島市の手でこういうふうな非常に、広島市自身が財政が悪いと。何もせんかったら、2年後には財政再建団体になると。いろいろ手だてをして、公共事業とか、今言われたいろんな手当を15%カットしても、18年度には財政再建団体になると。なったらいけないから、いろいろ手当をするんですけれども、ならなかったにしても、今から急速に税収入、一番大きな原因は税収入なんですけれども、税収入が増加するというふうなことは見込めないと思うんですよ。広島市は、斎木議員も言われましたけれども、いろいろな公共事業をどんどん見直して、そして、不必要なものはカットすると。こういうふうな状況の中

で、果たして海田町が来年の4月に合併をした場合に本当に、建設計画は10年の計画で、いろいろ言われましたけど、実施されてもらえるかもしれませんけど、そのほかの、建設計画以外のもろもろの予算があるんですね。そういうふうなものが、今まで海田町で独自に単独で組んでおいた予算、それを下回ることはないのか、あるいは、建設計画は10年ですから、10年を過ぎたら、その後、20年、30年と、佐中議員やなんかは、生きたいから、その後どうなるのかと言われるんですけど、若い人たち、そういうふうな人たち、やはり海田町に住んでよかったというふうに思われたいいけないと思うんですけど、果たしてこういうふうなところに、財政の悪いところに行って、長い目で見て、10年を過ぎたら、本当にいいのかどうか。それよりも、単独町で、今は苦しいけれども、頑張っ、それぞれ自治体独自の特徴を出しながら行政を進めていったほうがはるかにいいのではないかと、そういうふうだと思うんですね。

今、海田町も平成18年度から財政再建団体になるというふうなことを言われましたけれども、昨日の14年度の決算やなんかでも、そんなにいろいろな財政を示す指標なんかは、広島県の中でそんなに悪いことはないんですね。もし、これで海田が何か特別な財政的に失敗をしたんだったら別ですけども、そうでなかったら、広島市にある、86ぐらいあるんですかね、その自治体がほとんどすべて財政再建団体に転落すると。こういうふうなことに、海田町がもしそういうふうになるんだったら、すべてそういうふうになると思うんですね。そういうふうになったら、別にもう、今いろんなところで進められておる合併をしても、それは財政規模がただ大きくなっただけであって、そんなに別に好転はしないと思うんですね。そこのところに、私は、財政規模がただ大きくなったら重点的にしてくれるから有利じゃないかというふうなことしか見ていないと思うんですけど、やはり私たちはいわゆる地方自治ですよ。どの程度が一番治めやすい自治なのか。やはりただ人数が大きくなって、いろいろな経費が削減できると。やはりそういうものじゃ地方自治ではないと思うんですね。やはりそこの中には、いわゆる弱い方というんですかね、弱者、お年寄りや子どもたちがおられるわけですから、今の町の職員の方はどこにだれが住んでおられるというのは大体わかると思うんですね。それは皆さんずっと海田に住んでおられるからですね。それがもし、例えば広島市になって職員の数が減ったら、それはこの近辺は安芸区役所から近いですからあれですけど、ちょっと東のほうとか中野に近いとか、畝のほうとか、砂走、地域を言ったらあれなんですけど、そういうふうなところにはどこにだれが住んでおるかというのがわからない

んじゃないかと思うんですよね。特に広島市の安芸区役所なんかへ行っても、職員さんはみんな結構若い人が多いと思われるんですよね。

そういうふうなのも含めて、やはり本当に地方自治というのか、今、加藤町長が19年間ぐらいずっと海田の行政を預かっておられるんですけど、この中でも、やっぱり広島市と合併をしなかったからよかったという面を一番ある面でご存じなのは加藤町長だと思うんですよね。そういうふうなのも含めて、この財政が逼迫するようなときに、まして海田町も財政再建団体になるからというふうな言い方をされるというのは、我々をごまかしておるといふか、そういうふうにししか思えんのですけれどもね。広島市はいろいろメニューがあると言われましたけど、それは政令市ですから、確かに多いんですけど、やはり本来は各自治体独自でやらなくてはならない制度、また、できる制度もたくさんあると思うんです。そういうのをやって、いろいろ努力されたんですけど、結果的になかなか思うようにできなかったというのは、やはり今のほかのところに予算を使っておいて、そういう福祉制度やなんか充実できなかったということじゃないかと思うんです。駅前区画整理やなんか、この前、事業の名前を変えて実施するというふうなことを言われたと思うんですけどね。言われなかったですかね。事業名を変えて広島市に引き継ぐとかいうふうなことを。それだったら、投げたというのか、そういうふうには受け取れるんですけどね。さっき、午前中でしたか、財政課長がこの財政収支見通しなんかを新聞で知ったというふうなことを言われたんですけど、これだけの資料が広島市インターネットやなんかで全部出しておるわけですから、それを8月に出た新聞で知ったというのが私はちょっと信じられないんですけどね。やはり広島市と意思の、いろいろ交渉されておると思うんですけども、もしそれが事実だったら、全く知らされていない部分というのが結構あるんじゃないかと思うんですけど、その辺、本当にどういうふうになっておるのかというのを伺いたいたいんですけどね。まずそれで。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）質問の趣旨がわかりかねるところがございますので、ちょっとピント外れになることがあるかもしれませんが、お答えいたします。まず、財政の問題でございしますが、最後のほうに言われましたように、広島市のほうも、公表されるという前に、これは議会のほうへ説明されております。広島市は議会のほうで説明した後に公表するというようになっておりまして、だから、その前には本町も話を聞いておりません。

その後、中期財政収支の見通しについて議会で報告した資料については私どももそれ以後にいただきました。海田町も、要するに、今になって財政再建団体になるなんて急に言い出して、ペテンじゃないんかというお話ですけど、我々は以前にもお答えしましたように、17年からかなり財政状況が悪くなる。それはなぜかと言われたら、先ほどおっしゃったように、税収がずっと下がっているということがどこの団体でも同じじゃないかと。それで、そのいいときの状況の予算を組もうと思った場合に、どうしても歳入が足りなくなります。その足りなくなった赤字部分が累積して20%を超えると再建団体に落ちるよという話になる。広島市もそういった形で、今の財政を続けていった場合に、歳入が落ちるから、そうなるおそれがあるよということを公表したわけなんです。本町も、今までは財政再建団体に落ちるとは言っていませんけど、その例に当てはめて、今の予算、投資的経費20何億を毎年、今から税収が下がる時期に組もうと思った場合、数字上、そう出ますよと言っています。我々のほうも、広島市と合併するのは、それは財政の問題もあるかもしれませんが、財政が破綻するから広島市と合併するという意味じゃございません。どこもそれは厳しくなりますので。その中で、今日的な地方分権の問題であるとか、効率のいい行政を運営するとか、それから、地域が一体になって発展するために、合併して、いいまちづくりをしていこうじゃないかと。それから、少子・高齢化とか高度な多様なニーズにこれからも対応するためには合併も必要になるのではないだろうかというふうな観点から、いろいろ考えてみて、広島市と協議を始めたのがこれまで皆様方に説明したとおりでございます。その結果が出て、結果的に、こういう財政状況が厳しい折であるけど、合併建設計画においてはその10年間で確実に、海田町の財政ではできないまちづくりができるという判断でこれまでお答えしているとおりでございますので、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（河野）海田市駅南口区画整理事務所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（大久保）先ほど、合併した場合に区画整理事業の名称が変更になるとご答弁申し上げましたことにつきましては、現在の名称が広島県都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、合併した場合には広島県都市計画事業の後に広島平和記念都市建設事業という名称が新たに加わるということでご答弁申し上げた次第でございます。以上でございます。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）じゃ、ちょっとお伺いするんですけど、建設計画以外の、さっきの本来海

田町がしよった行政の義務的経費以外の投資的経費、あるいはその他の経費、それが、広島市はそういうふうな経費をすべて15%カットするというこの方針で出ておるんですけれどもね、7月に出た。さらに、これを踏まえて、2月に出るのはどうなるかわかりませんが、多分これより厳しいのが出ると思うんですけれども、そうなった場合に、海田町単独の場合と、こういうふうにカットされた場合にどちらが有利と。有利というのかわかりませんが、その場合の予算の配分とかいうのはどういうふうになるのか。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）正直申し上げまして、そこまで検討しておりませんし、その数字を今示せと、どうなるかと言われても、それは、広島市が今後どのような予算を組むかと。予算の話にも関連してきますので、そのこのところはちょっとお答えはできません。ただ、広島市が中期財政収支の見通しの中で、先ほどおっしゃいましたように、大型公共事業の見直しというのが一番大きな論点になるかと思うんですが、要は、あとは経常経費をいかに安くするかとか、各種補助金をどう適正に見直していくかとか、それから、管理運営経費みたいなところの部分をどういうふうに削減していこうかというのが中期財政収支見込みの中の経常経費部分の目標になっておるわけです。だから、教育とか福祉なんか、いわゆる住民に直結した部分については、そのことについてそこを削減するというふうな方針は広島市は出しておりません。いかに経常経費とか人件費を抑えていくかというふうな目標を、中期財政収支の中で我々もそこを見させていただいております。それ以上のことは、広島市のことにつきましては、具体的な予算の中身、どこをどういうふうに削減するかということについては我々はお答えできませんし、今はわからないので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）私は、合併をした場合に、やはり最低でも、今までの建設計画以外は海田町にしてもらわないと、いわゆる矢野とか船越、ああいうふうな、30年たってもそんなに進んでいないと。まして、あれは、あのときはまだ右肩上がりの時代だったんですけれども、これからそうではないということになると、やはり海田町独自で予算を組んだほうがよっぽど有利というふうに思うんですけれどもね。そうじゃないんですか。やはりいろいろ広島市はカットしてきますよね。いわゆる投資的経費と、その他以外の、いわゆるいろんな使用料、手数料みたいな、ああいうふうな関係の。そういうふうなのをいろいろ加味して合併がどうかというふうなことを論じないと、ただ合併特例債がある

から、建設が早く、第3次総合計画が早くできるからと。ただこれだけだったら、それは10年たつか11年、12年たったら、もうそれで終わってしまうことになるんですよ。その後は、全くということはないけれども、ほとんど町民のために、町民が利益を受けないと。そういうふうに見えるんですけどもね。それは10年間はそういうふうな建設計画でいろいろな箱物とか連続立交、まあ、連続立交は別に合併せんでもできるんですけど、それ以後が問われておると思うんですよ。ただ目先のこと、2年、3年先じゃなくて、そういうふうなことに對して本当に先ほどから責任問題がずっと出ておるんですけども、本当に合併が有利なのか。建設計画とこれは別問題だと思うんですけども、その辺のところは本当にそうなのかというのはわからないんですよ。いろんな、例えば今まで合併建設計画、説明で資料やなんかが出ますけど、それはただ単に制度の引き合わせとか、そういうふうなものだけだと思うんですよ。あと建設計画で何をつくり、これをつくり、やはり本当の合併というのはそうじゃなくて、それ以降も続くわけですからね、海田町は。そこのところがどういうふうになるのかというのが全然説明会とかああいうふうな資料でも見えてこないんですよ。このまま海田町が単独町政でいくよりも、そういうふうな面で本当に有利というんですかね、広島市の方がいいというのが全くわからないんですよ。その辺のところをもう少しやっぱり、町民の方もわからないと思うんですけどもね。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）一般的な合併建設以外の建設事業もございます。その件につきましては、海田町もいわば10年後、どの程度の事業をするかということについては、それは定めておりません。だから、必要に応じて、道路の改良であるとかという部分も出てきたら、それはそれで、必要と認めれば、やっていただけるようになるし、いわゆる要望もしていく必要はあろうかと思えます。だから、岡田議員さんがおっしゃるように、一つ一つそんな小さなものまで全部10年後の先のことまで企画せいと言われても、それは現実問題、なかなか難しいと思えます。それから、10年合併建設計画で過ぎた後に、要はどういったことをやるかというのは、広島市も総合基本計画をつくっておられますし、安芸区の、整備計画というものが区ごとにございます。それに基づいて広島市はまちづくりなりを実施されるということになるろうかと思えますので……。

（発言する者あり）

○議長（河野）私語を慎んでください。

○企画部長（中野）それは10年過ぎても、まちづくりは必要に応じてできていくじゃないかというふうに考えております。

（「議長、静かにせい言うなら、休憩させいや」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）何ですか。

（「休憩よ」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）休憩は、まだ終わっていないじゃない。切りがつかんじゃない。岡田君。

○1番（岡田）私たちが一番心配するのはその部分なんですよね。その部分というか、船越とか矢野、中野、20年前、30年前にしたところで、例の船越峠なんかを見ても、30年前に合併をしても、なかなかあの道路が広がらないと。ああいうふうなところがやはり目につくんですよね、どうしても。最近ようやく区民センターも立派なのが建ちましたけれども、それもかなり時間がたってからと。やはりそういうふうな、それは箱物だけなんですけれども、町民に直接いろいろなことで利益がある、そういうふうなのがあるかなかないんですよね。水道料金にしても、町営住宅にしても、県営にしても、上がると。町長はいろいろなメニューが広島市にはあるから使えると言われるんですけれども、これは今でも、使おうと思ったらできるわけなんですよね。それは、逆に言うたら、海田でそういうふうなのがあるかなかなかできなかった、つくらなかったというふうなことの裏返しになると思うんですけれども、本当にそうなのか。

だから、2月にもうちょっと詳しいのが出ると思うんですけれども、これを見てからでもまだまだ遅くはないと思うんですよね。だから、それまで調印の延期とかいうふうなことはできないのか。それか、町長は町民の人の意見というか、やはりそういうものを一番聞いてこられなかったと思うんですよね。昨日の説明会でもそうですけれども。町広報とかいろいろなことでずっと知らせてきたと言われますけれども、これは最低限のことだと思うんですよね。合併するに当たって最低限のことであって、やはり執行部の方はどう思われたかはわかりませんが、昨日のああいうふうな、人数が少ないと。執行部の方は14人からおられましたけれども、あそこで一般の町民の方が何か聞こうと思ったら、なかなかやっぱり勇気が要ろうと思うんです。広い会場で。それよりも、やはり今年の初めにされました自治会単位の会合、ああいうふうなのを持って、もうちょっと狭い会場で直接ひざを突き合わせて、報告なり、いろんな意見を聞く、こういうふうな場面がもう少しあってもよかったと思うんですけれどもね。そうしなかったら、ただ単に全くほんとうに報告だけであって、町民の意見も何も聞かないというふうなこ

とになると思うんですけれどもね。

今からそういうふうなことを言っても、なかなかできんと思うんですけど、やはりこれも、今の合併の法定協議会の2回目、3回目も、火曜日にやって、次はその週の金曜日にやると。こういうふうな、その間、本当に議会でも特別委員会を開くような暇もない。これもすべて、その後、29日を過ぎたら市長は海外へ出張に行かれるというふうなので、そうなってくると、ずっと計画がずれてくるというふうになったら、今度はそれこそ、9月の末に行われるような臨時議会でも調印ができんようになるんじゃないかと。それもすべて来年の4月1日の合併、ここに向けて照準を合わせているから、そういうふうになると思うんですけれどもね。やはりこの際、もう少し合併の時期というんですかね、これを延ばしてでも、やっぱり町民の方に真を問うというのか、それこそ町民投票でもして、これが最後になると思うんですよね。最初で最後というのか。ここでやらなかったら、本当に禍根を残すというのか、もしかしたら、例えば今月の下旬か上旬ごろに行われる議会議決ですよね。それこそ、10年前の、こういうふうな、五日市のこの議場の二の舞というのは皆さん覚えておられると思うんですけれども、こういうふうなことにもなりかねんような気がするんですよね。やはり本当に町民の声というのか、そういうふうなものを聞いていただきたいんですけれどもね。そういうふうなためには、やはり町民投票とか、あるいは、極端に言うたら、町長がマイクを持ってお話をするとか、それぐらいのことはできると思うんですけれどもね。これぐらいの決意がないと、どうも、今のままだったら、それこそ、何でこの財政難のところへ、広島市へ行くんだというふうな声がますます大きくなると思うんですけれどもね。町民投票とかは、町長がもう自分の任期中になかなかそれを動かすことはできんというふうに思われておるんですけれども、そういうふうな町民の方の意見、合併がいいか悪いか、こういうふうなことを聞く気があるのかないのか、最後にお尋ねをいたします。

○議長（河野） 答弁は明解に、目が覚めるような答弁をしてください。町長。

○町長（加藤） 町民の皆さんにできるだけ、そういう合併の現在行われました任意協の内容等、明確に知らせて判断をさせるべきであると、こういうことでございますけれども、仰せのとおり、昨晚からまた各校区においてそういう説明会の開催を続けてまいるわけでございますが、これにつきましても、自治会長さん等にもご協力をお願いいたして、できるだけ多くの方に寄っていただきたいと、聞いていただきたいと、このように思っております。

○議長（河野）暫時休憩。3時35分まで。

~~~~~○~~~~~

午後3時17分 休憩

午後3時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続けます。2番、西田君。

○2番（西田）2番、西田です。初めに、住基カード利用についてお尋ねします。今年6月の議会で住民基本台帳カード、住基カードの交付に関して質問したところです。住民基本台帳ネットワークシステム、住基ネットが8月25日から本格稼働し、ICチップの中には全国共通で氏名、生年月日、性別、住所の4情報が入って、全国どこでも住民票の写しなどが簡単にとれることや、写真つきのカードは運転免許証やパスポートと同様、公的な身分証明書として使えます。さらに、市区町村が条例を制定すれば、独自サービスを提供するための情報も書き込め、図書館の貸し出しや公共施設の利用、予約など、市区町村の独自サービスを同一カードで提供しようとする動きも広がっています。しかし、企画や運営に当たり、法的側面、技術的側面、費用対効果の側面、これは中岡議員のほうから指摘がありましたセキュリティーの側面、この4つに考慮することも必要と言われております。このように、多くの課題があるものの、利用可能なサービスの洗い出しや、その必要性、利便性、効果などを考えた住基カード利用に関して次の点をお尋ねいたします。

第1点目は、中岡議員の質問と同じなのですが、これは、今日現在の申請と利用の状況はどうなっているかをお聞きします。

2番目に、独自サービスで考えられるものは何があるのか。

3点目は、サービス計画はどのようになっているか。例えば短期的、中期的、長期的という計画があれば、例をお示してください。

次に、学校教育に食育の導入をについてお尋ねいたします。これは、平成13年9月の議会で、学校教育の基本に食育を導入してはどうかという質問をしたところであります。その回答によりますと、教育委員会として重要な課題と認識され、給食や他教科との関連を図ることで教育効果は高まる。さらに、食の内容は、福祉や健康の分野だけでなく、環境問題や国際理解など、大きな広がりの可能性を持つ学習テーマであるとともに、実

践しやすいテーマで、学校のほうで取り組みを進めていけるように環境づくりをしたいと言われていています。一方、国も平成13年5月に学校での食についての調査・研究協議会を発足し、平成15年2月には食に関する指導の充実のための取り組み体制の整備について、2次報告などの審議会報告がなされています。また、インターネットのホームページを見ますと、食育をキーワードとするものも多く閲覧されるようになってきております。そのアンケート結果では、食育という言葉も認知されるようになってきていると表示されていました。以上、前回の質問から2年経過していることから、教育の具体的進展や、食育の重要性を考え、次の点をお尋ねいたします。

1点目、学校教育の基本である知育、徳育、体育に新たに食育を導入してはどうか、お尋ねします。

2点目は、具体的なテーマやメニューの学校への提案はどのようになっているか。これは教育委員会からの提案でよろしいです。

それから、3番目は、その提案を受けて学校での取り組みはどのようになっているか。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西田議員ご質問にご答弁申し上げます。住基カード利用についてのご質問でございますが、まず、1点目のカードの申請につきましては、本町が委託による方法を選択したことで、即日交付となりませんが、申請された方は、初日の9名を含め、9月10日現在で18名であります。また、2次サービスの利用状況としては、住基カードでの住民票の写しの広域交付や付記転出の利用はございませんが、身分証明書の提示による住民票の広域交付は3件ございました。

次に、2点目の独自サービスで考えられるものがございますが、国から示された市区町村独自のサービスとしては、条例に利用目的を規定することにより、独自の福祉サービス、高齢者対策関係、施設の利用予約、災害時の避難者情報などのサービス提供が可能となるものとしてのメニューが示されており、地域の実情に即した施策の展開に活用できる有効なものと考えております。しかしながら、本町におきましては現在、広島市との合併について町の方向性がはっきり示された状況等もございます。このため、当面は住民基本台帳ネットワークシステムでの活用と町発行の身分証明書としての利用となります。

次に、3点目の将来におけるカードの利活用計画でございますが、本町では、先ほど

も申し上げましたが、広島市との合併について方向性が示されたこともあり、特段の計画等はありません。しかしながら、国においては利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図るための行政手続きオンライン化法が施行され、情報システムが整備されると、申請、届け出等の手続きが、自宅または会社にいながら、いつでもインターネットからの利用が可能となります。具体的には、今年度中に公的個人認証サービスが開始の予定であります。この公的個人認証サービスは、国及び地方公共団体の行政手続きの電磁的方式による申請、届け出その他の手続きにおける電子署名の円滑な利用の促進を図るもので、住基カードにより、使用する秘密かぎや電子証明書の格納媒体として活用が計画されております。いずれにいたしましても、今後、国においてはこれからのIT国家、電子政府、電子自治体を目指しての施策の事業展開において、この住基カードが有効な手段として利活用されるものと考えております。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）食育の導入に関するご質問にお答えいたします。1点目の、学校教育の基本である知育、徳育、体育に新たに食育を導入してはどうかとのご質問でございます。昨今の児童・生徒を取り巻く状況につきましては、偏った栄養摂取や朝食欠食率及び孤食の増加等の問題が指摘されておまして、児童・生徒の心身の健康への影響が問題となっております。このため、本町では平成13年9月議会でご答弁申し上げましたとおり、引続き学校教育において食に関する指導の充実に努めているところでございます。

2点目の具体的なテーマやメニューの学校への提案につきましては、平成10年6月、文部省から示されました食に関する指導の充実にについての通知に従いまして、学校におきましては、食に関する知識を教えるだけでなく、知識を望ましい食習慣の形成につながられるような実践的な態度を育成することを指導の目標といたしております。

3点目の学校での取り組みでございますが、学校における食に関する指導は、給食の時間、特別活動の学級指導や学校行事、各教科及び総合的な学習の時間などにおいて幅広く行われております。例えば給食の時間での指導でございますが、給食委員会活動や給食の当番活動などを通して責任の分担や好ましい人間関係がつけられ、さらに、給食に携わる人々に感謝の気持ちを持たせるなど、多面にわたる人間教育を目指すものでございます。学級活動の時間におきましては、食生活に関する知識、技能、態度、習

慣など、児童が話し合っ解決する必要のあるものにつきまして、まとまった時間を充て、指導を行うもので、学級担任が中心になって進めておりますけれども、時には指導資料、情報の提供などの面で専門性を生かした効果的な指導を行うために栄養士とチームティーチングを組んだ指導を取り入れて行うなど、実施しております。また、総合的な学習の時間におきましては、食に関する課題を子どもみずからが見つけ、主体的に追求して、生涯にわたって健康で生き生きとした生活が送られるよう、みずからの食の自己管理ができるよう学習を展開しております。各小学校におきましては、学校園、学級園で児童が栽培したサツマイモやキュウリなどの野菜を、特にビオトープを整備いたしました海田西小学校では学校田で育てましたもち米や収穫したサクラamboを学校給食や家庭科の時間に調理するなど、食教育の一環として取り組んでおります。また、今年度中にすべての小学校へ生ごみ処理機を設置いたしますが、給食残渣の堆肥化により、栽培活動を通じて食品のリサイクルや環境について学習しております。このように、児童・生徒一人一人が生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、食に関する指導の充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）まず、住基カードのほうから再質問したいと思います。せっかく住基カードをつくられるんですから、それをやっぱり有効活用していただきたい。この住基カードにかなりの費用がかけられていると思います。計算はしにくいかと思いますが、その住基カードに関連する費用はどのぐらいかかっているのか。質問の理由は、費用対効率のことを少し考えてみたいということで質問しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）住基カードについての再質問にお答えいたします。住基ネットのまず構築につきまして、本町の総事業費を申し上げます。本格的には平成13年度から14年度にかけて住基ネットの構築に要する費用と、今年度、住基カードの購入等に伴います予算を加味しまして、合計で2,095万598円が住基ネットの構築に対しての経費でございます。この経費に対しまして、国は交付税措置をされるものとなっております。それで、国におきましては、こうした住基ネットの全国ネットでのシステムを構築されまして、特に住基カードの活用につきましても、先般、3月議会でも手数料条例として住基カードの交付に対する手数料をご承認いただきましたけど、この500円の手数料につきましても、国の財政的な交付税措置がなされております。と申しますのも、この住基カー

ドの活用について、国は将来にわたり、先ほど町長の答弁もございましたが、IT国家であるとか電子政府、電子自治体の構築に伴う必要な1つの方法と手段としてこの住基カードの活用を図るというのが国としての大きなねらいでございます。そうした財政措置もあわせてやっておるわけです。ただ、そうした中、全国の町村の状況を見ましたら、一部の町村では住基カードの活用がなされているところも現在ございます。しかしながら、本町を含め、県内の状況等々を勘案しましても、まずは住基ネットの第2次稼働の状況を今は見ているという中で、今後いかに地域に即した事業の展開を住基カードに基づいてやっていくかということが大きな課題でもあると思います。ということで、その費用対効果につきまして、そうした、国としても、先ほど申しましたように、新しい事業もいろいろ計画されております。それに合わせて、独自の自治体におけるサービスも当然必要になってくるものと理解しております。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）今、町長のほうから、3つのメニューとか、IT国家の確立という形で、その先端を切って住基カードというのが出てきております。いろんな意味の夢はあると思うんですね。否定的なものもかなり出てきておりますが。考えられるものとしては、今、はやりのポイントカードに使うとか、それから、地域通貨の利用とか、それから、よくテレビなどで行われているのは、災害時の本人確認、そういったものもかなりあちこちでモデル的に実施されていると思うんですね。そういう意味で、これも再三再四、私は質問しているんですが、やっぱり海田町独自のモデルをつくって、先端を走るような何か、この住基カードを使ってこういうアイデアのものを出していきたい。それが地域の活性につながるんじゃないか。これは後で質問しようと思ったんですが、一般的にはよく箱物行政とかいろんな形で言われますよね。これはソフトがくっついてきていないから、そういう意味でそういった批判を受けるわけで、やはりハード面だけではなくて、きちっとしたソフト面のフォローアップができれば、高い評価が得られるんじゃないかと思うんですね。それらを踏まえて、もう少し具体的に何かアイデアがあれば言っただけであれば、また次回のときに、あるかわかりませんが、質問できると思いますので、何か具体的なものがもう少しあれば、出してみてください。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）住基カードの再々質問でございますが、最初に町長が答弁されましたように、現在、海田町が置かれておる立場を考えますと、特にそうしたものはございま

せん。しかしながら、議員が申されますように、住基カードの利活用については今後の行政運営を進める中で重要な課題であり、これを生かした方策を目指すものと考えます。このこともございまして、今後、住基カードの利活用に関しまして、引続き、国・県、全国の自治体並びに近隣市町村の動向を注視しまして、具体的な情報等については逐次、関係部署への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）今、先ほど一番最初に質問したんですが、住基カードの利用者がちょっと少ないということで、個の部分でのメリットなどを今後検討してもらいたいと。全体をまとめたメリットではなくて、個の部分のサービスをどういうふうな形で進めていくかというのをしっかり検討していただきたいと思います。これは答弁はよろしいです。

次に、食育に関してなんですが、いろんな取り組みがなされてきているというのを今お聞きしました。これは昨日のNHKのニュースだったですかね、文部科学省のほうへ中間答申として、栄養士の制度化、要するに食育を進めていこうという、こういう考え方はインターネットにもかなり出てきております。そういうのを見ていただければわかると思うんですが、その食育をやっぴり前出ししながら進めていかないと、そういうものは浸透していかないんじゃないかと。それで、これも海田町独自のものを打ち出してもらいたいんですね。そこをちょっとお答えください。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）今、ご指摘いただきました栄養職員ですが、栄養職員の役割といたしまし  
ょうか、仕事の内容といたしまししょうか、これをちょっと見ましても、例えば給食管理、それから衛生管理、それから栄養管理、さらに食に関する指導というのが入ってきておりますね。こういう中で直接、教諭の資格はございませんから、チームを組まなければ、あるいはアドバイザー的な立場でなければ授業には参加できませんけれども、授業でありますとか、あるいは総合的な学習の中で活躍をする場というのは非常に増えてきております。とりわけ本町の場合は、ご存じのように、栄養職員が町で雇ってそれぞれの小学校におります。そういうことで、献立も独自の献立をそれぞれの学校が組んでおりますし、子どもたちの声を聞き、あるいは子どもたちの健康状態を踏まえながら、行事食でありますとか、あるいは特別食というようなものを組みまして、子どもたちの期待に応えたり、子どもたちの健康状態にかかわったり、さらには子どもたちの健全なる育成に幅広いバックアップをしていくと。ここらあたりは本町の町職員を置いておるとい

ことで、かなり大きな特色になっていっているんじゃないかなと、このように思います。

ここらあたりも今後一層特色が成果を上げるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）今の栄養教師の分なんですけれども、根底になるのはやはり食育が基本になっていると思うんですね、この栄養教師の分に関しては。答申の中身からすればですね。ぜひともどこかの学校をモデル校として、給食というハード面が整備されてきますから、そういう意味から含めて、そういったソフト面のフォローを今後検討していただきたいと、こういうふうに思います。これは要望ですので、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（河野）3番、渡辺君。

○3番（渡辺）3番、渡辺善隆です。合併問題について質問いたします。これまで多くの議員の方からも同じ趣旨の質問がありましたが、通告しておりますので、質問をさせていただきます。法定協議会が開催され、合併に向けて最終段階に入っていますが、長引く不況で広島市の財政が厳しく、現状の財政運営を続けた場合、2005年度にも財政再建団体に転落する危険性があると先日の新聞で報道がありました。合併建設計画案で836億8,700万円の事業が計画されていますが、合併した場合に、10年間で計画どおりのまちづくりができるのかどうか心配です。財源の見通しがあるのかどうか、広島市と話し合いはなされているのでしょうか。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）渡辺議員ご質問にお答えいたします。合併問題についてのご質問でございますが、合併建設計画の財源についてでございます。合併建設計画には合併後10年間の財政計画まで含まれており、その推計に当たっては、広島市の財政を圧迫することのないよう、事業実施に伴い発行する地方債の償還金である公債費も含めて、国・県の財政支援措置などを最大限活用して策定しておられますので、予定どおり実施できるものと考えております。ちなみに、合併建設計画の財源内訳は、国支出金約252億円、県支出金約66億5,000万円、起債約333億5,000万円、J R負担金約20億8,000万円、一般財源約163億7,000万円でございます。以上でございます。

○議長（河野）渡辺君。

○3番（渡辺）再質問をさせていただきます。今の答弁で、財源は確保されているとの答弁ですが、建設計画にかかわる836億8,700万円は、もし合併が1年延びた場合、現在の

建設計画の見直し、また、金額に変更はあるのでしょうか。また、合併特例期限が切れた後に合併した場合にはどのようなになるのでしょうか。また、事務事業の見直しは行われないのでしょうか。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）16年4月1日以降に合併した場合の特例債の関係でございますが、これは2回目の法定協議会、3回目の法定協議会で佐中議員が質疑されております。広島市の答えは、総務省と協議した場合、今の段階での海田町と広島市の合併については単体の合併だということで、特例債の240億が認められるんじゃないかというふうな感触を得ておるというふうなことで広島市は答弁しております。その件につきましては、第2回、第3回の議事録をご参照していただければ、その部分が広島市のほうがっております。

それから、合併特例法の期限を超えた場合はどうなるかということについては、これは一から当然協議をし直すようになるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（河野）一般質問を終了いたします。暫時休憩をして、演台を格納します。再開は15分。

~~~~~○~~~~~

午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第30号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第30号議案、工事請負契約の締結について。東海田字蟻ヶ原地内において施工する海田総合公園進入路整備工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田総合公園進入路整備工事でございます。工事場所は、海田町東海田字蟻ヶ原地内、請負金額は6,300万円でございます。請負者は、江草興機株式会社代表取締役、江草頌治でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成16年

2月13日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料1の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明いたします。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）それでは、海田総合公園進入路整備工事の概要について、資料の2の工事箇所図でご説明申し上げますので、ご用意をお願いいたします。1ページめくっていただきまして、平面図、また、その次のページには標準断面図を用意しておりますので、ご覧いただきたいと思います。この工事は、昨年度の工事に引続き、海田総合公園の進入路を整備するものでございます。工事区間は海田総合公園キャンプ場入り口付近から海田総合公園野球場下付近の昨年度施工いたしました区間までの約390メートルの区間でございます。

このたび車道部のみ整備する7メートル幅員の区間はキャンプ場入り口付近から約330メートルの区間で、3メートルの歩道がつく幅員9.7メートルの区間は昨年度施工区間に続く約60メートルとなっております。なお、9.75メートル付近の区間は第2期に整備予定のプロムナードと結節する予定でございます。また、このたび車道部のみ整備する330メートルの区間の歩道につきましては、今後、海田総合公園の第2期工事の中で、今回整備する車道部にほぼ沿った形で園内通路として整備することにしております。

次に、工事区間内にある唐谷川につきましては、新たにボックスカルバートを設置するなどの河川改修を行って道路を拡幅することにしております。そのほか、自立式照明灯3基、共架化式照明灯6基、それから植栽、散水栓などを整備することによって、海田総合公園利用者の方々の利便性の向上を図ることとしております。

なお、本工事に必要な事業地で、平面図に青色で着色しておりますところがございますけれども、延長にして約25メートルの区間について未買収の区間がございますので、今回は、前後を含め、約40メートルの区間は施工除外をしております。当該用地につきましては現在、用地交渉を行っておりますが、引続き交渉を重ね、全面拡幅を目指すこととしております。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。原田君。

○11番（原田）11番、原田です。今の資料の中で標準断面図、AとB断面があるんですけども、平面図に照らし合わせると、キャンプ場に近いところの幅員が9.75メートル、下に7メートルということで、歩道の整備が、そうしたら、ないんですよね。これの原

困ですかね、なぜ歩道がつかなかったか。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）地形を見れば、おわかりいただけると思いますけれども、上側につきましては、調整池がございました。上側につきましては町道8号線の扱い、それから、下側につきましては公園区域、つまり公園につきましては、ご案内のとおり、国庫補助事業でやっております。国庫補助事業の園内の歩道といいますか、園内通路として歩道を町道8号線に沿った形で整備するということで、第2期の中で整備するというところで先ほどご説明申し上げました。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。改良というのが今出されておるわけですが、390メートルの長さで何を改良するのか、私には見えんです。舗装なのか、歩道なのか、あるいは拡幅をするのか、その点がわからなくて、説明をお願いします。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）この改良は拡幅型でございます。ですから、現在4メートル程度のものしかございませんけれども、車道部のあるものについては、路側帯も含め、7メートルの標準断面、それから、歩道部があるもの、つまり歩道は、断面をご覧いただくとわかるんですが、右側に書いてあるのが、3メートルが歩道部でございます。左側にあるのが、2.75メートルの車道部と路側帯を含めて、トータルで9.75メートルに拡幅するものでございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）歩道をつくって、あるいは拡幅をするということですが、現状のままのり面を利用して整備するものなのかどうか、あるいは、買収はまた別だと思っておりますが、そこら辺はちょっと具体的でないので、具体的にもう少し説明していただきたいと思っております。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）基本的に、現在の総合公園のほうに向かって右側を開いていくということになります。ですから、道路よりも田畑は、ご案内のとおり、擁壁がついてありまして、高うございます。したがって、ほとんどの区間については切ってまいります。部分的に、唐谷川を拡幅するところがございましたので、その部分にはボックスカルバートを設置しまして拡幅していくというものです。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）そうなれば、最終的には、普通車程度でしたら、離合の場合、スムーズにできるのかどうか、お尋ねをします。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）直線的になっておる部分がございますので、離合上は支障はないというふうに考えております。4メートルのところは、残った部分が離合がどうかというお話だと思っておりますが……。

（「全体」と呼ぶ者あり）

○都市整備課長（朝倉）全体はもちろん、先ほどの2.75のところセンターが入ってきますので、スムーズに、バス等も含めて円滑に交通が確保できるものと考えております。

○議長（河野）ほかにごいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第30号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、第31号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第31号議案、工事請負契約の締結について。昭和中町地内において施工する海田小学校給食室建設その他工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田小学校給食室建設その他工事でございます。工事場所は、海田町昭和中町地内、請負金額は1億4,070万円でございます。請負者は、正田建設株式会社代表取締役、正田 俊でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成16

年3月19日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料3の方をご参照をお願いいたします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明いたします。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）海田小学校給食室建設その他工事の工事概要について説明させていただきます。お手元の資料4番をお願いいたします。既存の給食室は昭和44年2月に建築し、34年が経過し、全体的に傷みが著しく、施設・整備面とも老朽化が進んでいます。また、各衛生管理基準を満たしていない点もあり、保健所実施の一斉点検においても、汚染作業区域、非汚染作業区域の区別、シンクの用途別の設置等の要改善の指摘を受けており、改築が必要となってまいりました。

まず、1ページ目をお開きください。これは、既存建物の講堂昇降口、渡り廊下等の解体を示した現況配置図です。

次に、2ページ目をお願いいたします。これは、新設する給食室の配置図でございます。建築場所は、海田町昭和中町地内、用途地域は第1種住居地域及び近隣商業地域です。建築面積は、給食室285平米、渡り廊下116.17平米、ごみ置き場21.44平米、合計422.61平米です。構造は、鉄骨平屋建て、最高高が8メートル52、床面積252平米でございます。

次に、3ページ目をお願いいたします。これは平面図でございます。施設の計画に当たりましては、O-157や食中毒の発生を防止するため、文部科学省の学校給食衛生管理の基準、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、また、広島地域保健所の指導を受けながら計画いたしました。学校給食の施設整備は常に清潔で衛生的であるため、給食室内部においては構造的に汚染・非汚染区域を完全に分離させ、各区域ごとの靴の履きかえ、エプロンの交換、手洗いなどを行い、衛生には十分配慮いたします。また、調理室、配膳室などは温度及び湿度の適正な管理のため、空調及び換気設備を設置いたしました。調理室、配膳室、洗浄室の床は、乾いた状態で使用するフルドライシステム化を図り、調理機器もドライシステム仕様といたします。次に、主な部屋の内部仕分けにつきましては、調理室、配膳室、洗浄室、下処理室の床は防水モルタル、金ごて仕上げ、エポキシ樹脂系の塗料を塗り、ノンスリップ工法といたします。壁はケイカル板にアクリル吹きつけタイルを行います。天井はケイカル板、アクリル樹脂エナメル塗装となっております。

次に、4ページをお願いいたします。これは立面図でございます。右側に南北面の立面図、左側に道路側からの東立面図、学校からの西立面図でございます。外部の仕上げ

につきましては、凡例で右下に示しておりますが、記号1の屋根は、アルミ合金メッキの鋼板ぶきです。記号2の外壁は、軽量コンクリートパネルに吹きつけタイルを行ったものでございます。記号3の外壁は、コンクリート打ちっ放しに吹きつけタイルを行ったものでございます。記号4は、アルミカラーの目隠しのルーバーでございます。

次に、5ページをお願いいたします。これは、断面図でございます。この建物の高さは8メートル52センチ、建物の床であるフォーメーションは設計G Lから45センチほど高くなっております。軒高は4メートル45センチ、主な部屋の天井高は3メートルでございます。

次に、6ページをお願いいたします。これは、厨房機器配置図でございます。右下に凡例で示しておりますが、小さい矢印は人の流れ、大きい矢印は食材の流れ、ハッチの入った大きい矢印は返却食器の流れをあらわしております。食材は検収室で、2層のシンク、検収剤によって泥などを落とし、土壌菌などの進入を防ぎ、下処理室へ運ばれます。食材保管対策といたしましては、魚肉、野菜、調味料、油など、品目別及び温度帯ごとに区別し、保存いたします。下処理室においては調理室への受け渡しはパススルーとし、汚染・非汚染区域を明確に分離いたします。調理室の出入りについては必ず靴の履きかえやエプロンの交換、手洗い、エアシャワーを必ず通過するように配慮いたしました。洗浄室においては洗浄体物ごとに洗浄システムを設置し、洗浄、消毒、保管までの動線を考慮した配置を行っております。

また、工事の安全対策につきましては、工事区域を仮囲いで囲い、作業中は交通整理員を配置し、児童などの安全を図ってまいります。なお、海田小学校給食室建設その他工事の関係の図書につきましてはページ数が膨大となりますので、今議会には主要図面を抜粋して提出しております。製本した全図書につきましては議会事務局にございますので、ご参照していただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、今回、こうして新しく給食の施設をつくられるわけですが、単純な質問から行きますと、これは建築に施設、機械類も一切含まれているかどうかということをお願いします。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）含まれております。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）それにしますと、これは生徒・児童を対象にした給食室ですが、何人分ぐらいの調理ができる施設かということをお願いします。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）処理能力は600食を見込んでおります。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）そうしますと、さっきの説明からいきますと、非常に老朽化をしておると。衛生的にかなり傷んでおったということで、今現存にしておるものはこれができるら全部のけるんですが、処分ですね、されると思うんですが、それでいいんですか。

それから、こういう給食施設というのは保健所の管理というのか、監督のもとにありまして、非常に厳しい、今の、さっき言われた〇-157の問題とか、たくさんあるんですね。そうした面から、今までのが44年にできて何十年という歳月がたっておるのに、かなりのものが、交換したり、機能が十分にいけるという判断を私はしておったわけですね。その分に対して、もう、それじゃ、一切今までのものは全部撤去して新しいものに切りかえるのか、その点についてお願いします。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）このたびの新しい給食室の工事につきましては、衛生管理基準を十分クリアするというために、既に今のウエットシステムからドライシステムという、そういう推進事業を国は補助事業として進めております。そういった衛生管理基準に従いまして新たな衛生管理、安全な給食室の建替えを行おうとするものでございます。施設につきましては、磁器食器を導入後、あるいはまたそういう保健所の衛生管理の面での指摘を受けながら新たに設備を改善したのもございましたので、一部の設備については移設を考えております。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）この前も海田東の小学校のところに給食室が、あそこへ立派なのができるんですが、あの下に鳥小屋があるんですね。皆さんご承知のように、鳥小屋がある。わしらが考えてみましても、ああいう食品を扱ったり給食したりする下に鳥小屋があって、その処分とか移動を全然していない。放置されているんですよ。そういうことは衛生教育上、非常に、我々が見ても、〇-157の問題を考えても、おもしろくないと

思うんですが、あれも含めて、そういうことは今度のところは全然ないところへつくられるわけですが、何であんなのを放置したままでされたのかということが不思議でならんのですよ。答弁できたら、してください。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）給食室の衛生管理について、施設そのもの、あるいは議員ご指摘のように、外部にそういう非衛生的なもの、飼育舎が非衛生的ということにはすぐには当てはまりませんが、それなりの管理をし、飼育をしておるわけです。ただ、海田東小学校の給食室の建替えにつきましても、海田小学校と同じようにドライシステム化によるそういう新たな施設でございます。ドライシステムというのは、外部からのそういう汚染を防ぐために、エアシャワーであるとか、人の出入り、食材の出入りにかかわるそういう非衛生的な管理を十分にするという、そういう目的の施設でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。西山君。

○8番（西山）8番、西山です。この海田小学校給食室建設の予算計上のときに設計図が出てきておりませんでしたので、今回初めて設計図を見るわけですので、その設計の件で質問いたします。これを見させていただきますと、サービスヤードを車が入ってまいりまして、食材を運ぶのを最後のページに動線が書かれているんですけども、食材の動線即人の動線も考えられますが、いかにむだか、一番大事なところに休憩室があるわけですね。だから、こんな動線をよくも設計をされたと、私は不思議でたまらないんですけども、設計委託をされた設計事務所は海田町の設計を委託される前に何件ぐらい学校のそういう給食室の設計をされた建設会社だったんでしょうか。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）申し訳ございません。本日、今、設計会社の資料を持っておりませんので、どの程度の実績があるかはこの場で申すことができませんので、また後ほど、それを確認させていただきまして、ご報告させていただきたいと思います。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）引続きまして、先ほどこの設計に対しては保健所とか云々で、O-157をはじめ、衛生管理には配慮をした設計、確かに分離されておりますが、じゃ、現場で働く方に考慮された設計になっていますでしょうか。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）設計に当たりましては、現場の声を十分反映させるということで、

学校の校長、教頭、あるいは直接給食室の管理にかかわる栄養士、それから、調理を現在民間の専門業者に委託しております。そういった調理業者、教育委員会、あるいは建設課を含めまして、そういう動線も含めまして調理室のレイアウトを詰めてきたところでございます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）それでこの結果でしょうか。事務室は真ん中にあるわけですね。

（発言する者あり）

○8番（西山）いや、それだけの問題じゃなくて、物を運んできた車が入ったところに休憩室があるわけです。そこから、スロープと言われましても、随分長い間の一番端っこに、食材を検閲して食材の下処理をする部屋があるわけです。まず、こういう動線ってあり得ますか。設計委託をされたところが今までに給食室を設計されたかどうかを調べてまず答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）この敷地につきましては講堂の撤去の跡地を利用した敷地でございます。形状的に制約があるということ、それから、東側については町道に接しております。ただ、町道の幅員等を考えまして、そういう食材の搬入の車両について南側を設けたわけでございます。休憩室とか、食材の搬入車から一番近いところにそういうレイアウトにしているという状況でございますが、搬入につきましては、図面の下側に牛乳保冷庫であるとか、パン庫とか、直接配せんをするような、そういうものもございまずので、全体の動線を考え、そういうスペース、形状を考えながら最善の動線ということ考えたものでございます。

○議長（河野）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前9時から本会議を開きますのでご参集ください。執行部の方、先ほどの設計事務所の件、調べておいてください。あれを調べていないと、採決がとれません。ご苦労さんでした。

午後4時45分 延会